

今治明德短期大学 研究紀要

第21集

目次

The Principles and Social Development of Conscientious Objectors in the German Democratic Republic.....	市 川 ひろみ.....	1
生活文化県政と企業 —— 自立性の確立 ——	星 島 一 夫.....	13
ある降霊会について検分する.....	渡 部 英 機.....	27
生きがいを求めさせるもの —— 場所的論理（西田）に基づく一考察.....	森 四 郎.....	35
戦時下愛媛における国民学校児童の集団勤労作業.....	野 口 学.....	49
保育者養成学科の学生における性別役割の自己認知	赤 澤 淳 子・寺 川 夫 央.....	63
短期大学生の AIDS に関する意識及び知識調査について —— 専攻による意識の差異の検討 —— ...	矢 野 節 子・武 本 千 恵.....	77
東洋系シンビジウムの組織培養に関する研究.....	井 上 正 志.....	85
ラットの成長に及ぼす難消化性ないし難吸収性糖類の大量投与の影響	武 田 秀 敏.....	89
介護教育における排泄介護の指導法に関する一考察.....	真 鍋 誠 子.....	99
講 演 私の実感的教育論.....	寺 岡 政 晴.....	105

平成 9 年 3 月

今 治 明 徳 短 期 大 学

The Principles and Social Development of Conscientious Objectors in the German Democratic Republic

Hiromi ICHIKAWA

The purpose of this thesis is to examine how the meaning of conscientious objection in the German Democratic Republic (GDR) has changed from the 'conscience' of each objector into a civil movement for social reform. I intend to focus primarily on the motives of conscientious objectors, that is, the underlying motives for their refusals to bear arms.

The history of conscientious objection varies greatly from country to country, due to differences in military systems, social situations and historical backgrounds. But one noticeable development in Western states is that defending one's country with arms is no longer a citizen's duty. In this sense, the history of conscientious objectors in the GDR shares not only that of West European countries, but indeed goes one step further in its last year.

Conscriptive military service originates in Napoleon's civil army. An army, consisting of citizens, not loyal to a king, was considered a symbol for democratic country. To defend one's fatherland by bearing arms was considered a duty, and at the same time an honorable right for a citizen. However nowadays in some Western countries, the right of conscientious objection is constitutionally guaranteed. Here, we see an important change in which the State respects a citizen's conscientious objection taking precedence over the duty of defense.

Furthermore, in recent years some Western states have faced problems with people in the armed service, who in certain situations have refused to fight when they have regarded a specific maneuver as unjust or supporting for an odious policy. These people decide whether a state policy is right or not, and then act according to what they think; not to what their superior officer orders. As a result a new issue has arisen: Should the State guarantee the right of conscientious objection to those people in uniform who assert a right to decide when, how and whom to kill in a war.

1. Conscientious Objection based on Christian Beliefs

1.1. Tradition of Objection based on Christian Beliefs

Christians in the ancient Roman Empire refused to bear arms and to kill, even

in a battle. Not a few of them were executed for those beliefs and have been regarded as martyrs ever since. It was said that Christians might not serve in any army, otherwise they violated the precept of the God. However, with the Imperial Ordinance of Milan in 313 A.D., Constantine I made Christianity the officially recognized religion of the Roman Empire. After that, Christians were excommunicated from the Church when they did not serve in the army of the Empire. The Church obligated its people to serve in "just" wars.

Against this mainstream Christian dogma, some people began sectional activities seeking to find the origin of Christianity. The Church of the Brethren in Germany in the 18th Century, the Friesland Mennonites in the 16th Century and the Quakers in the 17th Century in England all advocated non-violence and had a great influence in the history of conscientious objection. As they were oppressed in Europe, they were forced to emigrate to America, where they aroused a new social consciousness. They made it clear that they would not bear arms and fight against native Americans. In doing so they forced the government to legislate to exempt them from military service.

It was after the Second World War, the right of objection was first taken into account in Europe. For a long time, those who refused to bear arms were only members of Christian sects. The mainstream Church, denomination such as Catholics and Protestants groups had paid little attention to what those Christian sects advocated. However, after two World Wars, the mainstream Church denominations changed their position, because of the horrors of those two wars. In 1949 a synod was held in Amsterdam and there, the mainstream Church discussed conscientious objection. They manifested that the Church would now support objection as the proper attitude of a Christian.

Members of the Protestant Church⁽¹⁾ in the GDR had harsh experiences during World War II, in which it had ingratiated with the State and sent many of its young members to the front. Therefore, after the war, the Church asserted a pacifistic view. It held the history of "Confessional Church (*Bekennender Kirche*)" in Nazi period as the basic course to take. To guarantee spiritual freedom in a society was for it the most important task.

The Protestant Church in the GDR had consistently supported conscientious objectors from immediately after the end of the second World War until the end of GDR history 1990.⁽²⁾ It gave advice to its members who refused to serve in the army,

(1) On the Protestant Church in the GDR, see Reinhard Henkys/Ernst-Alfred Jauch, "Kirchen", *DDR Handbuch*, Band 1. Köln, Verlag Wissenschaft und Politik, 1987, p.715-727., also, Hiromi Ichikawa, "Church and Civil Movements in the GDR: Role and Limit of 'Church in Socialism'", *Rekishi Hyoron*, No.546, October 1995, p.48-63.

(2) On the attitude of Protestant Church toward conscientious objection in the GDR, see Hiromi Ichikawa, "Construction Units (Baueinheiten) in the National People's Army of the German Democratic Republic: Soldiers that aimed for a constraint-free society", *Journal of International Cooperation Studies*, vol.3, No.2, December 1995, P.141-161.

and regarded them as good Christians. It has also repeatedly requested the state to create legislation to guarantee the right of conscientious objection. As early as 1955, the Church put forward draft pieces of legislation guaranteeing the right of conscientious objection, and requiring both the West and East German governments to guarantee said right and to introduce an alternative form of civil service.

1.2. Introduction of Conscription in the German Democratic Republic

On the 13 August 1961, the Berlin wall was built. Fifteen days later, the National Defense Council decided to introduce general compulsory military service, and on 20 September the People's Chamber adopted the Defense Law of the GDR. This law was put into force on the January of the following year. On that day, Secretary General Walter Ulbricht said, "It is a people's right and honorable duty to defend with arms the fatherland of all laborer, the state of farmers and laborers.⁽³⁾"

In the first round in April 1962, 231 draftees refused to serve in the National People's Army.⁽⁴⁾ By the time the second draft was put forward, that number climbed to 287. Almost all of these objectors were Jehovah's Witnesses. They believed firmly in the words of the Bible, i.e. "You shall not kill (Exodus 20-13)", "Do not resist one who is evil (Matthew 5-39)", "Love your enemies and pray for those who persecute you (Matthew 5-44)", "Put your sword back into its place; for all who take the sword will perish by the sword (Matthew 26-52)". The negation of violence and love for an enemy were for them reasons for refusing to serve in the army.

Facing those people arrested, the Protestant Church approached the government to protect the freedom of conscience of a Christian. The Leaders Conference of the Protestant Church in the GDR put forward the "10 Articles about Freedom and Service of Church". In this resolution, the Church demanded that the government legalize an alternative service without arms.

In 1963, the government began to consider the issue of how to cope with those citizens who neglected their duty. The German Democratic Republic Defense Council ordered the introduction of a "Construction Units (*Baueinheiten*)"⁽⁵⁾ within the National

(3) Uwe Koch, "KDV und Zivildienst in (Ost-)Deutschland", *Wissenschaft und Frieden*, Dossier No.18, October 1994, p.vi.

(4) Peter Schicketanz, "Entstehung und Entwicklung der Baueinheiten", *Studententagung zur Geschichte der Bausoldaten in der DDR*, Berlin, 9. bis 11. September 1994, p.6., Those who refused to take up arms for 27 years, from the introduction of conscription in 1962 until 1989, are estimated at just under 90,000. Figures of Construction Unit soldiers are; 1964-79 2,500, 1980-85 3,400, 1986-89 8,500. The number of total objectors is estimated about 5,000.

(5) On Construction Units, see Bernd Eisenfeld, *Kriegsdienstverweigerung in der DDR*, Frankfurt/M, Haag+Herchen Verlag, 1978., Uwe Koch, "Die Baueinheiten der National Volksarmee der DDR", *Materialien der Enquetekommission des Bundestages: Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland*, Band II/3, Nomos Verlag/Suhrkamp Verlag, 1993., Uwe Koch/Stephan Eschler, *Zähne hoch Kopf zusammenbeißen*, Berlin, Scheunen-Verlag, 1994., and also Ichikawa (Dec. 1995).

People's Army on 16 September 1964. Soldiers in this unit served without any weapons. The government wanted objectors to be able to serve in the army, but to be isolated from other soldiers. The State feared that integration with other soldiers could have dire consequences, and in the government's view, conscientious objectors were "pacifists" and "hostile to the State".

A resolution of the National Defence Council had defined service in the Ministry for State Security, in the People's Police and Transport Police, and in the Construction Units as forms of substitute service in the sense of paragraph 25th of the Conscription Law. "Construction troops" are conscripts who "for religious or similar reasons refuse to carry arms". Importantly this kind of system was the only one of its kind among all the Eastern European countries. The main text of this Order is as follows:

—Construction Units are used for the construction of military facilities, for the repair of damage caused by military exercise and for coping with natural disasters.

—Members do not carry arms.

—Members carry the rank of Construction Private; they do not swear allegiance to the colours, but make a promise of loyalty.

—They take orders from "reliable officers, NCOs and other ranks of the National People's Army".

—In addition to work they are to receive the following types of training: Political schooling, instruction in legal and military regulations, parade ground drill without weapons, army-style physical exercise, pioneer service and specialist training, civil defence and first-aid instruction.

—Construction troops are subject to the same legal and military ordinances as regular conscripts unless expressly stated otherwise in these Regulations.

There were certain reasons why the East German government could not guarantee conscientious objection as a human right. The East German Army⁽⁶⁾ was one of the most important members of the Warsaw Treaty Organization. In addition, the military forces of the West Germany, with over three-times the size of the East German forces, could not be ignored.

At the same time, however, the East German government had to avoid oppressing those citizens who refused to bear arms because of their consciences. West Germany's Basic Law assures from its beginning, the right of conscientious objection as a basic human right, even before the introduction of conscription in 1957. The East German government had to promote its democratic character in the international community and its people that East Germany was better than West. The East German Constitution stated the freedom of religion and conscience. Therefore it was important

(6) On the National People's Army in the GDR, see Thomas M. Forster, *The East German Army*, Boston, George Allen & Unwin LTD, 1980. (translated from *Die NVA — Kernstück der Landesverteidigung der DDR*, Köln, Markus-Verlangsgesellschaft mbH., 1980.)

to assure these rights, at least to be in good repute in the world.

To East German people, the right of conscientious objection was not officially noticed. There was no such concept as the right to refuse military service in official statements of the GDR. Instead the government espoused its "peace theory", which read as follows; "Peace is in socialism, because in socialistic society there is no exploitation of people by people. In East Germany the State itself exists for peace. Therefore there is no space for a different peace movement from governmental policies, and to refuse military service weakens the state's peace policy." On the day of enforcement of conscription, the government emphasized that there could not be any conscientious objection in the GDR, while supporting objectors in Federal Republic of Germany, because they undermined capitalism⁽⁷⁾.

A system which fulfilled these two contradicting demands of the East German government was needed. In other words, a system which on the one hand, could show the international community the government's attitude to give careful consideration to conscientious objectors, and on the other hand would promote the idea amongst its people that socialism is synonymous with peace and that therefore every male should serve in the military. It was believed that the "Construction Units" could meet those requirements, and the government promoted the idea that the "the introduction of the Construction Units expresses true socialism and the guarantees of freedom of conscience and religion⁽⁸⁾".

2. Objection due to Nonreligious Reasons

Just after the introduction of the conscription in the GDR, the majority of objectors were Christians, but there were also others who made up their minds due to nonreligious beliefs.

—Reflection on Germany's Past

Not a few objectors in the GDR expressed their pacifistic attitude founded on the experiences of their fathers' generation. One such objector stated: "Germany has already begun two world wars. Therefore we are now appointed for peace service."

—Proliferation of Nuclear Weapons

The proliferation of nuclear weapons after World War II altered forever many people's perceptions of war. This led to some young people refusing to honor their duty to serve in the army. They believed that if a war were to break out in Central Europe, any one army can win. The only one rational approach for achieving peace, they believed, was a pacifistic one.

(7) *Berliner Zeitung*, 24.01.1992. in Bernd Eisenfeld, "Spaten-Soldaten", *Kirche im Sozialismus*, September 1984, p.21.

(8) Eisenfeld (1978) p.66.

—Possibility of a War between Germans

With the onset of the Cold War East Germany's relationship with West Germany became confrontational. East Germany's enemy was the Germany in the West. The possibility of fighting between Germans frightened many East Germans particularly who had families or other relatives in West Germany.

—International Conditions

The latter half of the 1960s saw more and more young people choosing the Construction Units, or, in some cases, refusing even to serve in that Unit. This growing tendency was influenced by the international affairs at that time. In 1964 the United States intervened in Vietnam. Wretched pictures of the intervention on the television screen shocked many people in the GDR. Conscientious Objectors in the GDR began to establish contacts with American Objectors⁽⁹⁾.

In 1968, the East German Army invaded Prague as a member of the Warsaw Pact Treaty army, and the "Prague Spring" ended. This case increased conscientious objectors due to nonreligious beliefs in the GDR. Not a few young people thought that they could not serve in an army which fired upon the citizens of Prague.

The East German government promoted a "delimitation policy (*Abgrenzung*)", which was symbolized by ideological policies. The government feared that East German citizens had more chances to communicate with West German people, due to the policy of *Ostpolitik* by Willy Brandt and the 1972 Basic Treaty between the two Germanys. "Education to raise hostility against the West" was promoted especially amongst young people. In 1978 military training subjects made mandatory for 14 to 16 year old pupils. This obligation forced pupils, including girls, to decide whether or not to take up arms. However they even did not have an alternative like Construction Units. Previously when a young man was called up, he had to make extremely difficult decision alone. But after this mandatory requirement was instituted, decisions were made in a classroom. Families and teachers became involved, and therefore they began a movement calling for "education for peace". Ex-Construction Units soldiers and total objectors provided this movement with their knowledge. The movement promoted many people to think about conscientious objection and peace.⁽¹⁰⁾

Possible stationing of nuclear missiles in Germany due to NATO's double decision and the Soviet's invasion upon Afganistan in 1979 made people in Germany afraid of nuclear war and skeptical about conflict settlement by force.

—Conscientious Objection as a Means of Exodus

The East German government expelled from the country 41,000 of its citizens in

(9) Heinrich Fink, "Eine Auskunft zum Wehersatzdienst der Bausoldaten in der DDR" in *Wehrdienst und Gewissen*, EAK-Kongreßdokumentation, No.5, November 1985, pp.43.

(10) Klaus Ehring/Martin Dallwitz, *Schwerter zu Pflugscharen*, Hamburg, Rowohlt, 1982, pp.158.

1984 and 30,000 in 1985. Those people were active in civil movements which grew in popularity in the late 70s and early 80s. Their expulsion served as an incentive for people who wanted to emigrate to the West. Many had made an application for emigration and had been waiting for permission for a long time. They thus declared their refusal to serve in the army, because they wanted to be expelled by being on a "black list".

The gap between East and West German economies was already definite in the late 80s. Furthermore Gorbachov's policies toward the East Bloc began to see a "democratization" in Eastern European countries. While drastic reforms were being brought about in Hungary and Poland, the East German government denied any necessity for reform in the GDR.

In the late 80s, the majority of conscientious objectors were those people wishing to emigrate. One third of Construction Units troops in 1987 occupied with those, who applied for emigration, and 70% of the people who came to churches in 1989 asking about conscientious objection. It became safer to protest against governmental policies, due to the withdrawal of the Brezhnev Doctrine.

3. Conscientious Objectors Aiming for a Social Reform

Those who refused to bear arms in the GDR decided to do so for their own conscience. But their experiences as Construction Units soldiers let them work for social reform.

Construction Units soldiers had military officers. They were obliged to make a promise of loyalty in which they stated that they would fight against all *enemies* and *obey their superiors unconditionally*. They were obliged to participate in rush, march and operation drills with other soldiers. Other activities were also directly connected with military, such as repairing shooting ranges. In short, while not actually carrying arms, they were nevertheless soldiers.

In the army, they were subjected to ill treatment and harassment. Many were conscripted, for example, when they were almost 26 years old, the oldest age for calling up. At that age many of them already had families, and were deliberately stationed far away from their home so that they could not see their family members during weekends. Their superiors would often cancel their leave without warning and without reason. Needless to say, such treatment made life extremely difficult for their families, especially those with small children. In addition, clergymen were often denied access to Construction Units soldiers in a post. In free time also religious worship was often only granted as a favor. Their superiors, who were often much younger, sometimes taunted them with remarks that they were "idle", "homosexuals" or "ex-convicts".

Moreover, the threat of lifelong discrimination after their service was real.

Entrance to a University was scarcely possible. They were under the scrutiny of the Ministry of State Security and had difficulties in finding a job in an organization, which is important for the national economy.

Service in the Construction Unit was always a highly compromising choice for a young person in the GDR.⁽¹¹⁾ They felt guilty to their conscience because they did not refuse service in an army. They sought to avoid the legal sanctions imposed on those who objected. At the same time, they had learned problems of the state during their service in the army.

For these persons the decision to serve as Construction soldiers were personal ones. But through their experiences in the Construction Units, they were awakened to the necessity for social reform and they began activities seeking to free the social constraints outside the army. They also performed acts of disobedience in the army, for example by refusing promises of loyalty or refusing to participate in rush drills. Not a few ex-Construction Units soldiers recall their experiences in the army as "a training period to confront the difficulty in a positive way". They came to realize that to merely say "nein" was not enough and that they needed an activity to which they could say "ja".

The Construction Units did not guarantee the right of conscience, but provided young people with a place to meet each other. Their network activities gave East German citizens information about conscientious objection and showed that it was possible in reality. For example, "Peace Service" began in 1968 and in the 70s as a "Peace Seminar" it became very active. A "Peace Seminar" in a city, Königswalde, was held twice a year and attracted 500 participants. There were many small groups in many areas of the country, working for peace from the late 70s. Ex-Construction Units soldiers or total objectors provided a vital nucleus for autonomous civil movements and their activities collected many citizens.

The issue of conscientious objection remained a central concern of autonomous peace movements and in 1981 a specific proposal for "Community Peace Service" was advanced. This proposal advocated that: 1. As an alternative for military service, Community Peace Service should be introduced. 2. Those who choose Community Peace Service should serve for 24 months instead of 15 months for military service. 3. Those who serve in Community Peace Service should be stationed in their own home town. 4. Training for first aid and disaster relief should be provided. 5. Political education, which concentrated on peace should be given. 6. Those who serve in Community Peace Service should be stationed in the field for the aged, the handicapped, hospitals or environmental preservation.

For this proposal, about 2,500 signatures were obtained in the Church synod of

(11) Heinz Jannig, *Kriegs-/Ersatzdienst-Verweigerung in Ost und West*, Essen, Klartext Verlag, 1990, pp.268.

Saxony. This movement for "Community Peace Service" was supported by many citizens, especially young people. This proposal for an alternative civil service was presented repeatedly to the government throughout the 80s.

In the summer of 1989, thousands of East German citizens left their country through Hungary or Czechoslovakia daily. In such chaotic circumstances, conscientious objectors had by degree achieved what they had set out to do. Pastor Harald Bretschneider, who was one of the core members of the "Community Peace Service" movement and also an ex-Construction Units soldier himself, allowed 50 conscientious objectors to serve in hospitals rather than in the Construction Units.

The government lost its power after the Berlin Wall crumbled. Conscientious objectors mounted the political stage through the Round Table, and conscientious objection was discussed in the first place. In December the representative of church problems in the Cabinet Counsel Lothar de Maizière announced, that Construction soldiers in uniform could be discharged from the army, when they would serve in medical or social institutions. Conscientious objectors who had opted for service in the Construction Units were no longer bound to the army. In effect this meant the abolition of conscription.

A bill for civil service written by a group with Bretschneider was approved on 20 February 1990 and put into force on the first day of March. This Ordinance for Civil Service stipulated that citizens who are called up to civil service will be stationed in health, social or rescue activities or institutions of local office. Those who wish to serve in the civil field would be called up between the age of 18 to 23 years. They would serve for 12 months, the same as military service. They would be stationed according to discretion of the labour office. Those determinations would be examined by a local civil service committee, whose members were often ex-Construction Units soldiers or total objectors.

An ex-Construction Units soldier Rainer Eppelmann, at that time Disarmament and Defense Minister, announced that officers and soldiers in uniform in the Army could be dismissed, when they would do civil service instead. For the first call out in May 1990 53,000 young citizens applied for 18,600 service places.

Conclusion

In East Germany only a few young people refused to serve in the army at the beginning of the conscription. Although they were just some 0.2% of all persons liable for military service, they did not fulfill their duty which the State required. Their personal decision to protect their own consciences forced the government to cope with conscientious objection.

The Construction Unit was found as an alternative service, but it did not guarantee the right of conscience. Through their experiences in the Construction Units,

conscientious objectors acknowledged organized movements for peace. Amidst the radical changes in international affairs in 1989 they have at last obtained a new legislation for civilian service, which is the most progressive in the world today.

This new 'conscription' system in the GDR is consisted mainly of civil service. To carry arms was no longer a duty for a citizen, and civil service was no longer an 'alternative' duty. The meaning of 'conscription' has thus been reversed.

Conscription brings about a highly charged confrontation between the State and individuals. Conscientious objection can only become an issue when the State forces a citizen to serve in an army. In East Germany, the State fell, and therefore such an ordinance could be enacted. However just after the ordinance was enforced, East German citizens voted for early unification with West German by the election in March. As a result, 8 months later the ordinance was no longer necessary due to German Democratic Republic's incorporation into Federal Republic of Germany on 3 October 1990.

ドイツ民主共和国における兵役拒否

市 川 ひろみ

1962年に東ドイツで徴兵制が導入された時、武器を持ち兵役を果たすという国民の義務を、自らの良心に従って拒否した若者らがあつた。彼らは少数であつたが、その存在は国家の要求する義務をまぎれもなく否定するものであつた。対応を迫られた国家は、64年に「建設部隊」を国家人民軍内に設置した。建設部隊では兵士は武器を持つことはなかつた。

東ドイツにおいて徴兵制の問題は、1960年代から一貫して市民運動における重要なテーマであつた。元建設兵士を中心に武器を持つことを拒否した人々が、積極的に市民運動を展開し、89年秋の体制崩壊直後には彼ら自身が政権に参加するに至つた。彼らが90年2月に成立させた非軍事役務法によれば、武器を持ち兵役を果たすことはもはや国民の義務ではない、とされた。

徴兵制は、ナポレオンによる「市民の軍隊」に起源を有する。「国王の軍隊」にかわり、武器を持って祖国防衛にたずさわる兵役は、国民にとって名誉ある義務であり、権利でもあるとされた。ところが、近年、欧米諸国では兵役を拒否することが、国民の基本的人権として保障されている。ここに、兵役については、国家が個人の信条を国民の義務に優先させて保障するようになったという変化が見られる。

兵役をめぐる義務と権利が逆転するに至つた変遷を、凝縮したかたちで体现するものが、東ドイツにおける兵役拒否の歴史であつた。さらに東ドイツは、国家が消滅するという特殊な状況のもとで、その流れの一步先まで進んだのであつた。

生活文化県政と企業

—— 自立性の確立 ——

星 島 一 夫

はじめに

愛媛県の伊賀知事が生活文化の向上を県政の支柱とし、そのための諸施策を展開してすでに10余年の歳月が流れた。にもかかわらず、「生活文化県政」が「よくわからない」という声をいまなお、よく耳にする。それは本県の経済を担っている企業の経営者のもとにおいても同様である。「わかろう」としても「わからない」のか、「わかろう」としないから「わからない」のか、その辺の事情はそれこそ、「よくわからない」。もともと「生活文化」そのものの意味がよくわかっていないことと「生活文化県政」は地味な性格のもので、いわゆる「大きなハコモノ」をつくって向こうをうならせるような派手なものではないのだから、「わかりにくい」のも当然であろう。

最近のある調査結果⁽¹⁾によると、愛媛の組織労働者の5割から6割近くのものが「生活文化県政の推進も従来の県政と変わるところはない」と答えている。この調査で問題なのは、「生活文化」について十分な学習の機会を与えることなしに、生活文化県政を評価させようとした点である。もしも労働組合が「生活文化」についての組合員の認識を高める努力をした上での調査であれば、この数字はかなり異なったものとなるはずである。

「生活文化」の意味が十分にわからないで、「生活文化県政」を正しく評価することは無理というものである。そこで、筆者はこの数年間にいくつかの著書や論文を世に問い⁽²⁾、「生活文化とは何か」「生活文化がなぜいま問われているのか」ということについて、かなり突っこんで私見を述べ、生活文化県政に対する県民の関心を高め、その正しい理解を深めることにながしかの貢献をしようとつとめてきた。

ところで、「生活文化」については、専門分野のちがいによってその解釈が異っている。筆者は哲学、経済学、家政学、文化人類学など専門領域のちがう学問を総合することによって、「生活文化」の正しい解釈はえられるものと考えているが、筆者の「生活文化」についての定義はつぎのようなものである。

「一人ひとりが自分の潜在能力を掘りおこし、創造力を発揮して、それぞれの“生きがい”を自立的に見出せるような状態、そして共感能力に支えられたコミュニケーションによって快適な人間関係を協力、共同して確立できるような状態、こうした状態を歴

(1) 連合愛媛『県政と地域生活に関する組合員意識調査結果』(1996年11月)。

(2) 『どちら様も生活文化していますか』シード書房、1992年、『いまなぜ生活文化なのか』シード書房、1994年、『生活文化を拓く』啓文社、1996年、『人間の生き方を問う協同組合と自治体—生活文化との関わりによる地域生活者共同体の形成—』(西村裕通・竹中恵美子・中西洋編著『個人と共同体の社会科学』ミネルヴァ書房、1996年)。

史的、社会的に蓄積された知恵と力によって、生活のあらゆる場、つまり家族、職場、地域において実現しようとする人間の生き方、暮らしの仕方である。〕。

みられるように、「生活文化」とは、人間の生き方、暮らしの仕方のことであり、この生き方はより具体的にいえば、自立した人びとが共同して生きるということである。したがって「生活文化県政」とは、このような自立共同型人間をどのようにしてつくっていくかという“人づくり”を窮極の目的としている。こうした“人づくり”に成功しなければ、“地域づくり”の推進も不可能であり、地域の本当の意味での活性化も達成しえないであろう。したがってこの小論は“人づくり”に焦点をしぼり、企業の立場から、あるいは企業との関連において生活文化県政の意義と課題について考えてみようとするものである⁽³⁾。

さて、1979年4月、白石県政は「県生活文化振興会議」を発足させ、すでに設置していた「地域経済振興会議」に加えて、両者を地域主義県政を推進する車の両輪を整えるものとみなした。しかしその後の白石県政のもとでは、地域経済の振興に重点がおかれ、生活文化の振興には、ほとんど手がつけられなかったのである。

伊賀知事はバランスのとれた地域（県）づくりには、生活の質、生活の仕方の問題こそ、もっとも重要であると判断し、県政の重点を経済から生活文化へと移行させる道をいち早く選んだのである。それは世紀のはざまにあって、21世紀に向って新しい“人づくり”“地域づくり”にどう関わるかという困難だが、きわめて重要な問題への挑戦に立ち上ったということである。同じ問題が企業にも投げかけられていたことを一部の経営者は認識していた。したがって生活文化県政の推進は企業にとっても無関心ではおれず、むしろ同じ根をもつ問題であったのである。

いま全国的にも、生活文化行政への関心が高まりつつあるが、全国で最初に生活文化の重視を県政の支柱とした本県において、経営者は生活文化県政の意義と課題について十分な認識をもち、企業が生活文化県政とどう関わっているかを真剣に検討すべき時点にあることを自覚しなければならない。そして生活文化県政のもとでの企業のあるべき姿をしっかりと見つめてもらいたい。そうしてこそ、生活文化県政の推進が企業の存続、発展につながるのみでなく、それが新しい社会経済システム形成の土台づくりであることが理解できるであろう。

以下、小論では、“人づくり”としての生活文化県政にとってもっとも重要な自立性の確立への道を論ずることにしよう。

1 「誠実」——生活文化県政の根底にすえられている倫理

「誠実」の消極的意味

いま政治倫理が強く問われている。県政もまた例外ではない。では生活文化県政はいかなる倫理をその根底にすえるべきであろうか。

筆者は第1に、「誠実」という個人倫理をあげたい。では「誠実」とはなにか。辞書を

(3) 本紀要の前集に掲載した拙論「いま企業が問われていること」の第2節「新しい人材の育成に取りくむこと」で論じられた問題を「生活文化県政」の意義を明確にする立場から、再びとりあげることによって、企業の人材育成政策と生活文化県政との関連がより明らかになる。

引くと、「誠実」とは「真心をこめたまじめさ」と書かれている。日本人はこの「誠実」という言葉が大へん好きであり、またそれを大へん大切にすることでも知られている。経営者もまた例外ではない。筆者の調査⁽⁴⁾したところによると、社訓に使われている用語の中で抜群に多かったのが「誠実」「誠意」で、その割合は全体の44.8%にも及んでいる。企業が従業員に期待するこの「誠実」は戦前、「経営家族主義」が支配していたころから、「和」とともに重視されたものであるが、その意味するものは与えられた仕事に対し、「真心をこめてまじめに」取りくむことを強調するものであった。企業に対するいろいろな不満や批判もあるが、それはさておいて、個人の意見はできるだけおさえ、忠実に上からの指示に従って自分に与えられた仕事を辛抱強く陰ひなたなく、コツコツとやりとげること、それが「誠実」の意味であった。そしてこのような「誠実」に働く従業員は企業からも高く評価され、年功あるものとして賃金も、企業内の地位も上っていった。日本的集団主義がいまなお、残っているわが国の企業社会においては、現在でもなお、「誠実」を以上のような意味に解し、これを重視する企業が多いことは否定できない。

しかし他方では、わが国の企業の競争力が低下するなかで、上からの指示がなければ動かない、つまり、自分で自主的に仕事に取りくむことのできない「指示まち」人間は低く評価されるようになってきている。このことは、「会社人間」「滅私奉社」型従業員はこれからの企業の発展にとっては余り役に立たないということである。

「誠実」の積極的意味

ところが、「誠実」という言葉には、上述のような意味だけではなく、より積極的な意味が含まれていることは意外と知られていない。誠実は「真心をこめたまじめさ」であるが、さらにその「まじめさ」を辞書で引くと、「真剣さ」つまり「遊び半分でなく本気なこと」と説明されている。「真剣さ」ということは、木刀ではなく真剣をもって何ものか、あるいは何ごとかに立ち向うということの意味している。いくら木刀を振りまわしても、自分の前に立ちちはだかっているものやことを切り開いて前に進むことはできない。真剣をもって立ち向ってこそ、それは実現しうるのである。したがって「まじめさ」という意味には、ただ現状を肯定し、その中に埋没していることに甘んじるのではなく、現状を否定し、真剣をもって新しいものを創り出していくという革新的な意味がふくまれていると解してよいであろう。現在、企業が「誠実」の中にこめている願いは、このような積極的意味のものでなければならないであろう。

「積極的意味の「誠実」を根底にすえた生活文化県政

「生活優先」「文化重視」を基本理念に掲げ、「潤いと活力のある愛媛づくり」をめざす生活文化県政もまた、この積極的意味の「誠実」という倫理をその根底にすえなければならないと思う。かつて白石前知事は官僚主義、官僚機構の弱点を指摘してつぎのように述べている⁽⁵⁾。

(4) 『四国の経営者に対する社訓・経営理念についての調査報告』（「IRC」えひめ地域経済研究センター、1989年11月号の別冊付録）。この調査報告は、筆者が四国生産性本部の会員となっている経営者520人を対象に実施した調査をまとめたものである。

(5) 白石春樹『生きがい、新しい愛媛の選択』千書房、1977年、286頁。

「……すべてが形式的に処理されるということが一番の悩みです。形式的処理は消極性につながってまいります。昔のような官僚機構が権力を中心に大衆を管理する立場にある場合には、それでよかったのでございますが、現在のわれわれは、いわゆる行政権力を片手に持ち、片手には、社会へ、県民への奉仕という二者相反する性格を持っているということになっていきますと、現在の肩書体系、年功序列体系というものでは、もはや時代に対応して行政能力を発揮し、目的を達成することができなくなってまいります。よくいわれております役人氣質の『休まない』『力まない』『働かない』の三無主義は役人の保身の術であるというわけであります。」(傍点一筆者)

白石前知事は官僚主義、官僚機構に対し、かなり痛烈に批判しつづけた政党人であるが、その知事のもとで副知事をつとめ、しかも自ら役人としての長いキャリアを持つ伊賀知事は自らの体験を通して、官僚主義、官僚機構の良い面も悪い面も知りつくした人である。かれが「誠実」と「清潔」をその信条としていることはよく知られているが、その「誠実」が単に従来の消極的意味のそれだけでなく、むしろ積極的意味のものであることは容易に推察しうるところである。なぜなら京極純一がその著書の中で述べている官僚主義の行動基準、つまり「内部に対しては先例の墨守と規律の維持を要求し、外部に対しては法令上の責任のないことを主に説明し、当人としては当該職位に在職中、大過なく無難に日を過ごして異動を待つ」⁽⁶⁾ という姿勢を克服し、県庁職員の一人ひとりが豊かな人間性を身につけることなしには、生活文化県政は一步も前に進むことは困難であるからである。伊賀知事は生活文化を県政の支柱として打ち出したとき、まず第1に、足もとの県庁の職場において、生活文化をいかに高めるかというきわめて困難な事業に取りくむことの重要性を知覚していたことは十分に予測しうることであった。

こうした積極的意味における「誠実」という倫理の強調と実践は必然的に創造力、創造性の重視へと展開することになる。

2 創造力——生活文化県政にとって不可欠な起動力

「生活文化宣言」にこめられた「創造」の重視

1991年、生活文化県政が第2ステージに入ってもなく、県は「生活文化宣言」を発表した。新聞紙上に一面を使って、空に向けて凜としてそそり立つ石鎚の霊峰をバックにし、この宣言の全文が公表され、県民の注目を集めた。その前文はきわめて格調の高いものであるが、そこには、生活文化県づくりにとって「創造」の大切さが明示されている。前文はつぎのように謳っている。

「経営の豊かさを生活の豊かさにつなぎ、生活の質にさらなる向上が求められている。今日、私たちは、生活の場として、文化創造活動の場として愛媛がもつ優れた特質をいかし、先人の貴い営みの上になお一層の努力を重ね、愛媛を全国に誇りうる『生活文化県政』にしたいと願う。『生活文化県』とは、そこにゆとりのあるいきいきとした暮らしがあり、そこでは創造的な文化活動が盛んに行われ、県民一人ひとりの暮らしの中に文化が息づいている県である。

新しい美とライフスタイルをつくる生活者は県民であり、文化創造の担い手もまた県

(6) 京極純一『日本の政治』東大出版、1983年、382頁。

民である。すべての県民と行政が連携、協力し、それぞれの役割を果たすことによって、共同の作品としての愛媛を『生活文化県』とすることをここに宣言する。」(傍点一筆者)

以上の全文について、県民、地域社会、企業と団体、市町村、県のそれぞれの活動内容が提示されているが、そこにも「創造」という言葉がふんだんに使われている。たとえば、企業と団体の活動、役割については、つぎのように述べられている。

「質の高い商品とサービスを開発することによって、新たな生活を提案し、県民の生活の質の向上に寄与する。

職場を勤労者の生活の場としてとらえ、職場環境の快適化を進めるとともに、ゆとりと学習機会の創造に努める。

企業市民として、自ら文化創造の一翼を担うとともに、地域の文化活動への支援などを通して地域社会に貢献する。」⁽⁷⁾ (傍点一筆者)

生活文化県政の「基本理念」と「創造性」

以上の「宣言」にもつぎ、生活文化県政の「基本理念」が明らかにされている。この「基本理念」には、この小論で筆者が展開しようとしている問題が提起されている。それは、生きがいのある生活は創造力なくしては実現できないということである。この「基本理念」も生活文化県政の第2期から第3期に入り、その後段で若干の補正がなされているが、もちろん、その根本的な考え方が変わっているわけではない。そこで、この「基本理念」を紹介すると、つぎのごとくである。

「県民一人ひとりが、郷土に誇りをもち、人間的なつながりのなかで、幸せで生きがいのある生活を営むことのできる愛媛を築くことこそ、すべての県民の願いです。

人々の価値観が、ものからころへ、量から質へと重点を移しながら、多様化、高次化している今日、幸せで生きがいのある生活は、単に生きるということだけでなく、ゆとり、創造性など精神的な充実感が伴わなければ実現できなくなってきました。

いくなれば、生活に文化的な豊かさがなければ真の幸せとはいえない時代になりつつあります。

こうした考えのもとに『生活優先』『文化重視』を基本理念に掲げ『潤いと活力のある愛媛づくり』をめざして『生活文化県政』を展開しています。

特に、生活文化県政の第3ステージにおいては、これまでの成果の上に立って『変革』『創意』『実践』をモットーに『夢をかたちにいきいき愛媛』をキャッチフレーズとする人間志向の政策を一層積極的に展開し、『豊かさ』『ゆとり』『たくましさ』を実感できる住みよい郷土づくりに努めて参ります。

……… (中略) ………

また、県民の主体性、多様性、創造性を大切にする県民本位の県政、県民の総意と活力を結集した県民総参加の県政、相手の立場に立ったぬくもりのある親切行政を推進し、真に開かれた県政を築いて参ります。」⁽⁸⁾ (傍点一筆者)

(7) 『生活文化県政 プラン21』(ビジュアル版) 愛媛県、1991年、4頁。

(8) 『生活文化県政 新プラン21』(ビジュアル版) 愛媛県、1995年、2頁。

生活文化県政にとって創造力の発揮が不可欠な理由

さて、生活文化県政の推進にとって、なぜ創造力、創造性が不可欠なのであるのか。それは、生活文化そのものが創造力を抜きにしては成り立たないからである。いくら誠実さを発揮し、真剣にとりくんだとしても、真剣をやたらとふりまわすだけでは、自分の太股を切るのが落ちて、立ちふさがるものを切り開いて新しいものを創り出すことはできないということである。たとえば、家庭の生活文化にとって大切な食文化について考えてみよう。

拙著『どちら様も生活文化していますか』ですでに述べたことであるが⁽⁹⁾、食文化を問題にする場合、まず、どのような料理をどのようにして作るかという食事のつくり方が問題となる。ここで主婦は創造力をフルに発揮しなければならない。しかし彼女が「食事のつくり方」「料理の仕方」に関する書物を真剣に読み、その内容を理解しえたとしても、それは単なる知識のつめこみにすぎず、そこから新しい食文化は生れてこない。彼女は実践しなければならない。そこで母親から教わった料理法やカルチャーセンターやテレビの番組で学んだ料理法をフルに生かそうとする。しかしこの場合でも、学んだことをそのまま実践するのでは食文化の向上には結びつかない。そのためには、夫の仕事の内容をよく理解し、夫の健康状態をつねにチェックし、その疲労回復にもっともふさわしい食事をつくらねばならない。子供がいれば、さらに家族の食事内容に工夫をしなければならない。その上、老親が同居していれば、さらに、それは一段とむづかしくなる。まさに、主婦にとっては料理をつくるということは、いい加減な遊び半分の仕事ではないのである。しかも料理は味覚だけで食べるものではなく、五感で食べるものであってみれば、自分の知恵と工夫を総動員し、あらゆる条件の変化を頭にインプットしながら、おいしくて栄養のある料理づくりに挑戦し、家族の健康管理に全力投球しなければならない。そこには、料理づくりを通して、常に新しい課題なり、問題をみつけ、それを自ら解決するという創造力が不可欠である。主婦が料理をつくるのが嫌になり出したら、それはうつ病の兆候であるといわれるのもよくわかるような気がする。

たしかに、経済のサービス化が進むなかで、家事の外部化が広がっている。主婦の多くもパートで働き、料理を作る時間も十分でないために、出来合いのお惣菜をスーパーやデパートで買って帰るとい手抜きを余儀なくされる傾向がないわけではない。包丁の使い方を知らない若い主婦がいるとか、まな板のない家庭があるとかいう話を耳にする。こうした家庭の食文化は貧弱なものであり、そこには生活文化の向上どころか低下さえみられる。創造力が発揮されない料理づくりに家庭における生活文化の向上を期待することは無理である。

このような主婦の創造力の発揮による家庭における生活文化の向上こそ、健全な労働力の再生産を保障するものであり、このことは企業にとっても見のがすことのできないことである。労働者やサラリーマンは職場で労働することによって労働力を消耗するわけであるが、この消耗も労働の仕方によって異っている。主婦はそれぞれの家庭にふさわしい食文化の改善と向上を通して夫の労働力の消耗を回復し、労働力が立派に保全されること、つまり労働者の健康が維持される仕事にたずさわっているのである。この大切な生産要素

(9) 拙著『どちら様も生活文化していますか』（シード書房、1992年）の第1章を参照のこと。

である労働力の健全な保全によって、企業の存続と繁栄も可能となる。このように、家庭における食文化という生活文化の向上が企業にとってきわめて重要な意味をもつことを、経営者は決して忘れてはならないであろう。

職場文化にとって大切な「創造」「創造力」

ところで、生活には労働が含まれているのであるから、生活文化には職場文化が含まれ、しかもそれは昨今、ますます生活文化の向上に重要な役割を果たしつつあるといえよう。このことはまさに、企業自体の問題である。もしも経営者が「生活文化県政がよくわからない」という言葉を口にするならば、それは、労働（仕事）が生活の重要な一部であること、したがって労働の仕方、仕事のあり方が職場文化つまり職場での労働者やサラリーマンの生き方である生活文化を意味するという事実を理解していないことを自ら表明していることになる。生活文化は職場文化として企業の中に、経営者の足元にあるのであって、その意味において生活文化県政は企業にとってきわめて身近な存在なのである。

さて、さきにあげた『社訓・経営理念についての調査報告』⁽¹⁰⁾によると、社訓に使われている用語のなかで、「誠実・誠意」が44.8%と飛び抜けて多かったのであるが、「創意工夫」をあげた企業が21.9%、「創造」が14.3%存在していたことを紹介しておきたい。「創造」をあげている企業は当時、それほど大きい割合ではないが、年々、社訓や経営理念に「創造」とか、「創造力」とかいう用語を使用する傾向は増大している。とくに大企業では、「和」とか「協調」とかいう用語より、「創造」「積極進取」「革新」などの用語を使う傾向が顕著になっている。

企業が創造力を重視する理由

なぜ、企業は「創造」とか「創造力」を重視し、これを強調するようになったのであろうか。それは、これまで、わが国は先進諸国に“追いつき、追いこせ”のスローガンのもとで、先進諸国とくにアメリカをモデルにし、これを目標に頑張ってきたが、追いついてみると、目標がなくなり、これからは自分で、新しい目標を創らなければならない立場におかれたからである。しかもその追いつき方は松下幸之助の「水道哲学」にみられるように、「いいものを安くドンドン」つくるという大量生産、大量販売、大量消費というアメリカ型様式を安易に踏襲するというものであった。それは一口にいえば、量的拡大のみを追い求めるものであり、質的転換の必要性を忘れるものであった。ところが、企業をとりまく世界や日本の政治・経済情勢は激動をつづけ、それに対応するために、企業はそのあり方を緊急かつ適切に転換しなければならなくなった。この質的転換は量だけを追い求めてきた企業にとっては容易なことではない。こうした大事業を果たしうするためには、企業は創造性に富む人材を急いで育成し、確保する必要に迫られることとなったのである。

しかし、この創造性豊かな人材の育成と確保は決してたやすいことではない。たしかに、わが国はアメリカからはQCを、ソビエトからはノルマを導入し、こうした手法を実に上手に使いこなして、生産力の飛躍的發展に成功し、経済大国となった。しかしそこには落とし穴があったのである。そんな、QCもノルマも上からのおしつけの形で進められたため、

(10) 注(4)にかかげた調査報告書の27～28頁を参照のこと。

画一化が必要以上に進み、働く人たちの個性を軽視し、その潜在能力をつぶしたのである。つまり創造力を育てる豊かな土壌づくりに取りくむことをないがしろにしたのである。このことにやがて気がついた企業はまず、「労働の人間化」の研究とその実践に乗り出し、さらにいまは、「生涯学習」の重要性の強調とその実行の検討をはじめている。

生活文化県政と職場文化との内的結合

もともと文化 (culture) の語源は「耕す」という意味である。なにを耕すのか、それは人間がそれぞれもっている潜在能力を耕すのであり、この潜在能力を掘りおこし、これを全面的に発達させることが文化の意味である。科学・技術の発達と情報化の促進のなかで、労働者もサラリーマンも納得のいく仕事をするためには、科学・技術の発達に適応しうるだけの専門的知識や熟練・技能を身につけるだけでなく、自主的に、新しい問題を創り出し、その問題に挑戦し、自らその解答を見つけ出すというもっとも高度な問題解決能力である創造力を高めなければならない。しかも創造力を発揮するためには、多方面の知識を学習し、柔軟な思考を身につけなければならない。したがって企業にとっては、従業員が生涯にわたって学習意欲を高め、自らの潜在能力を引き出し、それを全面的に発達させ、どのような状況の変化にも敏速に対応できるような能力を身につけうるような条件を整備する必要がある。そして従業員が職場において、従来のような「指示まち」人間としてではなく、それぞれの個性にもとづいて積極的に新しい問題に挑戦し、充実感をもって仕事に取り組めるような状態や雰囲気職場の中につくること、つまり、つねに労働の仕方、仕事のあり方を従業員一人ひとりが自主的に考え、おしつけのない、明るくて快適な雰囲気のなかで仕事ができること、そのために、企業は知恵と工夫を発揮して、積極的に、こうした状態をつくること、こうしたことがまさに、職場文化を高めることなのである。そしてそれが生活文化県政の推進と内的に結びつくことでもあり、その発展に協力することでもある。

かくして、創造力の開発とその発揮は生きがい、自己実現の欲求の達成をもたらすものとなる。

3 生きがい・自己実現——生活文化県政が重視する「生活の質」の向上と自立性の確立に欠かせないもの

“生きがい”を真正面から取りあげる生活文化県政

白石知事は“生きがい”と題する語録を7巻も出している。その中で、かれは「レンゲ草の県政」というキャッチ・フレーズのもとで、“生きがい”の追求を「生活福祉県政」の中核にすえ、“生きがい”について大いに語っている。しかし現実の諸施策は経済価値優先のもとで、効率や利便性の追求に重点がおかれ、県民は消費欲求に追いまくられ、物質的には、豊かになったようにみえたが、精神的には貧しくなり、「豊富の中の貧困」といわれるように、「精神的ひとり暮らし」という孤立・孤独と「精神的その日暮らし」という不安定感という現代的「貧しさ」に苦しみ、悩む傾向が生じたのである。

伊賀県政が経済から生活文化へ重点移行し、生活文化県政を打ち出し、「生産」の論理から「生活」の論理へ、「経済価値優先」から「人間価値」優先へと、とり舵一杯、船首の方向を大胆に切り換えたことは大いに評価されてよいであろう。そして生活文化県政を

推進するということは、「生きがい」の実現にとって不可欠のものであり、その意味において、伊賀県政によってはじめて、県民の「生きがい」が真正面からしかも言葉としてではなく、具体的に取りあげられたことは、戦後の県政史において大きな意味をもつものといえよう。

生活文化県政は県民の「人間らしく生きたい」という願いに応えようとするもの

すでに、その定義でのべたように、生活文化とは、人間の生き方（この中には、労働の仕方もふくまれる）のことであり、したがって、生活文化の向上は、人間の「生活の質」を高め、そこに県民が「生きがい」を見出し、感動を覚えるような社会状況、生活状況をつくり出すものでなければならない。伊賀知事は生活文化推進懇談会の初会合⁽¹¹⁾で、つぎのように挨拶している。

「今日、人びとの価値観はこれまでの物の豊かさから心の豊かさへ、効率からゆとりへ、理性から感性へ、画一から個性へと変りつつあるように思われます。このような人間の新しい価値観から生まれる県政への県民の欲求、ニーズにこたえるためには、生活文化を重視することが大切になってまいりました。」と。

ここで、生活文化重視の原因を県民の価値観の変化にのみ求めているが、この言葉の背景には、生活文化推進によって、県民の「生活の質」をいかにして高めるかという問題意識が存在していることを見のがしてはならない。過去におけるあまりにも急速な日本経済の成長はいま、経済と人間・自然との不調和、アンバランスを顕著なものとしている。しかも東京一極集中の進むなかで、各地域においては、社会のあらゆる領域において、ゆがみやひずみが増大している。こうした地域の社会状況の中で、県民は「人間らしく生きたい」という欲求を高めている。「社会的弱者」といわれる高齢者や身障者はもちろんのこと、労働者、農民、商工業者などすべての階層の人たちが、その仕事を通して「人間らしく生きたい」という欲求を強めながら、そのためには、なにをすればよいのかを模索しているように思われる。

ところで生活文化県政第2ステージの重点政策の第1に、「豊かなヒューマンライフの実現」があげられているが、その内容はつぎのごとくである。

「身近な生活空間の質的な向上とあわせて地域の豊かな自然や歴史、文化と調和したアメニティの形成を図るとともに、地域文化の振興と文化・余暇施設の充実を図り、生活の豊かさを実現できる生活・文化環境づくりを進めます。

また、健康づくりから保健・医療・福祉にいたる総合的なサービスの供給体制の整備を図るとともに、生涯学習や生涯スポーツなどさまざまな活動に自主的に参加できる社会的条件の整備を進め、あらゆる世代の県民が、人生80年時代にふさわしいゆとりと生きがいのあるライフスタイルを形成することのできる社会をめざします。」⁽¹²⁾

この豊かなヒューマンライフの実現の強調はまさに、生活文化が県民の「人間らしく生きたい」という欲求に答えようとするものであることを明白に物語るものである。そして

(11) 1987年6月、第1回生活文化推進懇談会が学識経験者、各界の代表者、県会議員等約40名の参加のもとで開かれている。

(12) 『生活文化県政 プラン21』（討議資料）の40頁を参照のこと。

生活文化県政の三つの目玉である国際交流、生涯学習、女性対策は県民のヒューマンライフを高め、その「人間らしく生きたい」という欲求を満たそうとするものに他ならない。

“生きがい”とはなにか

では、「人間らしく生きる」ための不可欠の要件はなんであろうか。それは、人間を全面的に発達させ、人間的共感を育成することである。後者については他の機会に述べるが、県民一人ひとりが人間として全面的に発達するためには、その仕事の場において、あるいは余暇や消費の場において、つまり家庭・職場・地域において、それぞれがもっている潜在能力を全面的に掘りおこし、引き出して、その個性を十分に発揮させることである。こうしたことが実現されるとき、人間は本当の“生きがい”を感じることが出来る。したがって、人間が“生きがい”を感じるのは、価値のある目標に向って創造的な活動をし、そのために、自分の中に潜んでいる潜在能力を引き出し、それを発揮して、人間としての可能性を伸ばし、そこに創造の喜びと人生の意味を見出すことのできるような状態に達したときだといえよう。

ところで、“生きがい”とは、自己実現の欲求のことであるといわれている。アメリカの心理学者マズロー・アブラハムは人間の欲求を基礎的欲求からもっとも高次の欲求まで、生理的欲求（飢え、渇き、排泄、睡眠、性など）、安全欲求（恐怖・危険・苦痛からの回避、健康など）、愛情欲求（所属、愛情、親和など）、尊敬欲求（尊敬、承認、顕示、支配、名誉など）、自己実現欲求（自己達成、生きがいなど）の5段階にわけている。そしてもっとも高次の欲求である自己実現の欲求とは、人間は自分の潜在的な可能性を伸ばし、これを発揮することに充実感を感じながら、他人からも評価され、人間として生きていくことの意味を確認したいという欲求であるとしている。この欲求が達成されたとき、人間は本当の“生きがい”を感じることが出来るわけである。⁽¹³⁾（以下、“生きがい”と自己実現を同義語と解して使用する）。

愛媛の労働者の職場における“生きがい”感(1)——“生きがい”を感じるもの4割

ここで、愛媛の労働者の“生きがい”に関する意識の実態についてのべておこう。以下に紹介する実態は1992年8月に、筆者も関係している愛媛労働問題資料センターが県の委託によって県下2000名の労働組合員を対象に実施した調査をまとめた『勤労者の“生きがい”に関する意識調査報告』⁽¹⁴⁾から引用したものである。

まず、「あなたは職場で、“生きがい”を感じていますか」という設問に対し、全体としてみると、「強く感じる」と答えたものはわずかに4.7%、「まあ感じる」が35.3%で、“生きがい”を「感じる」ものの割合は40.0%となっている。これに対し、「ぜんぜん感じない」は9.5%、「あまり感じない」が23.2%で、合わせて32.7%のものは“生きがい”を「感じない」と答えている。残りの27.1%は「どちらともいえない」と答えている。以上を見るかぎり、職場で“生きがい”を「感じる」ものは4割に過ぎないが、「感じない」より

(13) 筆者は拙著『いまなぜ生活文化なのか』と『人材不足のもとで企業とは何かを考える』（シード書房、1992年）の中で、“生きがい”と自己実現について詳しく論じているので参照されたい。

(14) 愛媛労働問題資料センター『勤労者の“生きがい”に関する意識』（1993年）の「第2章 職場での“生きがい”」の「第1節 職場での“生きがい”を感じるかどうか」を参照のこと。

7.3ポイント高くなっている。職場で“生きがい”を「感じる」と答えたものの割合40.0%という数値を予想以上に高いとみるか、逆に低いとみるか、あるいは予想通りとみるかは、人それぞれに違いがあろう。しかし一般的に言えば、わが国の労働者は仕事人間が多く、仕事にしか“生きがい”を見出せないものが多いといわれていることを考慮に入れると、意外と4割という数値は低いと受けとられるであろう。しかし他方では、「私にとって仕事こそ“生きがい”であり、仕事なしには生きていけない」という労働者やサラリーマンがいるが、それはあくまでもタテマエであり、また、そのように言っておけば、解雇されることもなかろうという打算が働いているのであって、現実には、あるいはホントは、仕事は少しもおもしろいものでなく、むしろ苦痛であり、ただ生活するために、つまり賃金をもらうために、仕方なく働いているのであり、働かないで食っていければ、これほど幸せなことはないと思っているものが多いとみているものにとっては、この4割の数値は意外に高いと受けとられるであろう。どちらの評価が真実に近いのか、筆者には確信をもって判定することはできないが、いまの競争と管理が強く働いている職場の実態を考えると、この4割は予想以上に高い数値ではないかと思われる。

これを年齢別にみると、“生きがい”を「感じる」と答えた割合は「19歳以下」の年齢層で32.2%であるのに対し、「50歳以上」の年齢層では45.8%となっており、やはり年齢が高くなるほど、職場で“生きがい”を「感じる」ものの割合は高くなっている。またこれを企業規模別にみると、“生きがい”を「感じる」と答えたものの割合は「100～299人」で39.0%と最も低く、「1000人以上」で43.7%と最も高くなっている。そして「99人以下」では“生きがい”を「感じない」が「感じる」よりその割合が高いのに対し、「1000人以上」ではその逆となっている。このように企業規模が大きいほど、“生きがい”を「感じる」という労働者が多いという事実は当然、予想されるところであるが、どの企業規模でも「強く感じる」と答えたものの割合は非常に小さいという事実はみのがせない。

愛媛の労働者の職場における“生きがい”感(2)——“生きがい”が感じられるのは、明るい雰囲気の中で、自分の能力が発揮され、達成感を味わえるとき⁽¹⁵⁾

つぎに「あなたが職場で“生きがい”を感じるのはどんな時ですか、つぎの中から主なもの二つを選んでください」という設問に対し、回答の割合の高い順にあげると、①「職場の仲間と気持ちよく働ける」(53.9%)、②「仕事をなしとげて達成感を味わう」(38.8%)、③「自分の能力や仕事が認められていると感じる」(35.0%)、④「好きな仕事で自分の能力が発揮できる」(30.2%)、⑤「自分の仕事に見合った賃金をもらう」(10.9%)、⑥「自分の仕事に誇りを感じる」(5.3%)、⑦「会社のレクリエーションに参加する」(4.7%)、⑧「職場の仲間の世話をする」(3.8%)、⑨「労働組合の活動に参加する」(1.1%)となっている。以上の調査結果が示しているように、職場で“生きがい”を「感じる」のは、上述したように、自己実現の欲求が満たされたときであることが明白である。そして「自分の仕事に見合った賃金をもらう」と答えたものは10.9%しか存在しないことも注目したい。

これを年齢別にみると、「職場の仲間と気持ちよく働ける」と答えたものの割合はどの

(15) 同上書の第2章第2節を参照のこと。

年齢層でも大きなちがいはない。「仕事をなしとげて達成感を味わう」と答えたものの割合は年齢層が高くなるほど、小さくなるという相関関係が認められる。「自分の能力や仕事が認められていると感じる」と「好きな仕事で自分の能力が発揮できる」はともに中年年齢層でその割合が高く、高年齢層でそれはもっとも低くなっている。さらにこれを企業規模別にみると、「職場の仲間と気持ちよく働ける」をあげた割合は中小企業の労働者の方が大企業の労働者より高くなっているが、「仕事をなしとげて達成感を味わう」「自分の能力や仕事が認められていると感じる」「好きな仕事で自分の能力が発揮できる」はすべて、企業規模が大きくなるほど、その割合は高くなっている。

愛媛の労働者の職場における“生きがい”感(3)——“生きがい”のもてる職場にするために、労働者が望んでいる作業環境とコミュニケーションの改善、そして研修による能力向上⁽¹⁶⁾

さらに「あなたは、より“生きがい”を持てる職場にするためには、今後何をなすべきだと思いますか、つぎの中から主なものを二つを選んでください」という設問に対する回答を高位順にあげると、①「働きやすいように作業環境などを改善する」(72.4%)、②「職場のコミュニケーションをよくする」(67.2%)、③「研修などで能力をみがいて職場で認められるようにする」(18.9%)、④「会社の幹部に直接意見を提案する」(8.4%)、⑤「いまの職場は救いがない」(7.9%)、⑥「もっといい会社へ転職する」(6.7%)、⑦「労働組合を通じて活動する」(6.7%)、⑧「何もせず自分の家庭や趣味に“生きがい”を求める」(6.2%)となっている。以上の調査結果から、きわめて明白なことは、今後、“生きがい”を持てる職場にするためには、働きやすい作業環境と職場のコミュニケーションの改善の二点を大部分の労働者があげていることである。そして、研修で能力をみがき、職場で認められるようにしてもらいたいという要望が18.9%存在することは大いに注目してよい。

これを年齢別にみると、作業環境とコミュニケーションの改善をあげるものは年齢が高くなるほど、その割合は高くなり、研修による能力向上をあげるものは年齢が低くなるほどその割合が高くなるという相関関係を示している。さらに、これを企業規模別にみると、作業環境とコミュニケーションの改善をあげるものは企業規模が高くなるほど、その割合が高くなるという相関関係が認められる。研修による能力向上は、前二者のようなはっきりした相関関係は認められないが、大企業の労働者の方が中小企業の労働者より、その割合が高くなっている。なにはともあれ、“生きがい”のもてる職場づくりのためには、年齢・企業規模のいかんにかかわらず、労働者は職場における作業環境とコミュニケーションの改善そして研修による能力アップを望んでいるという事実を経営者は十分に理解しておくことが大切である。

労働時間の短縮、ゆとり創造によって“生きがい”は実現し、自立性が確立される

さて、県民の一人ひとりが家庭、職場、地域で“生きがい”を見出し、自己実現の欲求を達成するためには、労働時間の短縮、ゆとり創造が絶対に不可欠である。「生活文化県宣言」にも、生活文化県実施のための課題として、「自由時間の創出、活用への支援」があげられている。労働時間を短縮し、ゆとりのある生活が保障されなければ、女性の社会

(16) 同上書の第2章第3節を参照のこと。

的地位の向上や男女共同参加型社会の実現は不可能だし、労働者やサラリーマンの生涯学習への参加も期待できない。ましてや、国際交流への積極的参加など絵に画いた餅になってしまう。自由時間の拡大によってはじめて、県民はそれぞれの潜在能力を掘りおこし、創造力を発揮し、生きがいの感じられる生活を送ることができるのである。

一般に、中小企業などでよく聞くことだが、「労働力は不足している。その上に労働時間を短縮したのでは、企業はやっていけない。それに中小企業の競争ははげしくなる一方で、しかも系列化のもとで、中小企業は四苦八苦している。労働時間を短縮したいという気持はあるが、それができないのだ。」と。たしかに、中小企業のおかれている状況は外国にくらべ、かなりきびしいものであることはよく知られている。しかしこのままでは、中小企業はジリ貧ではないか。政府や自治体の中小企業に対する育成政策の積極的推進の重要性を指摘した上で、ドイツの機械・金属の例をあげよう。

ドイツの機械・金属の多くは中小企業であるが、この産業ではいま、週35時間労働が現実の問題になっている。この労働時間短縮のもとにあって、ドイツの輸出の大半を占めているのは、ほかならぬ機械・金属業の製品なのである。労働時間は短く、しかも賃金も社会相場以上のものを払っていながら、輸出力のある製品をつくらしているのである。このことは、労働時間の短縮が労働者の自由時間の拡大によって、かれらの潜在能力を引き出し、創造力を発揮して、つねに新しくて質のよい製品をつくりだしているからである。つまり自由時間の増大が労働の質を高め、それが企業の活性化に結びついているからである。機械・金属が地場産業として大切にされてきた長い歴史の中で、職場においても生活文化が息づいており、働きやすい職場は労働者の生きがい・自己実現を達成させること、つまり、人間価値優先への真摯な取り組みが、経済の活性化をもたらしていること、こうした事実から、日本は多くのことを学ばねばならないと思う。しかもドイツの機械・金属の労働者は労働条件や職場環境のみでなく、すぐれた生活環境の中で暮し、美しい街並みの中で生活文化を享受しているのである。

企業が労働時間短縮、ゆとり創造に積極的に取り組むことは、生活文化県政を推進する上で、きわめて重要な意味をもつものである。

さて、こうした生きがい、自己実現の達成は本来、他によってなされるものではなく、県民一人ひとりが家庭・職場・地域のあらゆる生活の場で、自らに与えられた能力や自らの内発的な力で拓り開くことによってのみ実現する。それが物質的な意味のものであろうが、あるいは精神的な意味のものであろうが、自立性とはそのようにして確立されていくものである。

生活文化県政も企業の人材確保政策も自立性の確立を“人づくり”の第1の目的としている

自由に自分の意見を述べ、他人の眼を気にせず、個人が自立的に自分の生き方を選択するライフ・スタイルはまだ、わが国では一般的ではない。戦後、民主化が進められたが、それが自立・自治と共同・連帯という行動準則にもとづき、自由、基本的人権、民主主義という市民社会の原理に支えられていなかったため、わが国に特有な集団主義のもとで、日本的な人間関係のもたれあいが個の自立と責任をすべて集団にたなあげしてしまい、自立を育てることを困難にしたのである。つまり人間的自立の達成を困難にしたのである。

ところで、人間的自立とは、人間の本性としての人間性を自覚しつつ、それを自覚的に

実現するために生活することである。そして人間性とは「個々人における肉体的・精神的生命活動の総体」なのであるから、人間性を高めるためには絶えず、からだと心とを鍛えながら自分の潜在能力を掘りおこし、創造力を発揮し、個々人の人間発達を求めつづける自己実現の歩みを自覚化し、それを日々の生活において実践することが必要である。この過程こそ、「自立」と呼ぶにふさわしいものである。したがって、自己創造、自己発達、自己実現への営み全体が人間性を意味し、その人間性を自覚し、実践する過程が「自立」ということである⁽¹⁷⁾。

生活文化県政はこのような「自立」した“人づくり”に努力しなければ、一步も前に進むことは困難であり、企業もまた、自立した人材の育成が緊急の課題になっているのであるから、自立性の確立という点では生活文化県政と企業の人材育成政策とは相互依存の関係にあるといつてよいであろう。

この小論は「誠実」→「創造力」→「生きがい、自己実現」→「自立性」の論理展開を通して、生活文化県政と企業との関係を明らかにするとともに、「自立」した“人づくり”こそ、生活文化県政の第1の目的であることを明らかにしようとするものである。

(17) 「生活文化と自立性」については、拙著『いまなぜ生活文化なのか』の第Ⅱ章を参照されたい。

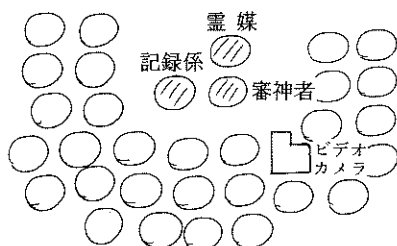
ある降霊会について検分する

渡 部 英 機

はじめに

最近、著者は詐術であるとはとうてい考えられない、降霊会と一般に呼ばれているものに立ち会う機会を得た¹⁾²⁾³⁾⁴⁾。この会の状況はビデオカメラで記録されると同時に、著者が記録係として審神者（サニワ）の側にいて霊媒を十分観察することができたので報告したい。

その場の状況であるが、図に示すように霊媒となる男性は座布団に正座し、それに対面して審神者が着座し、その側に記録係の著者が座り、他の人達約30人はこの3者を囲んで、少し離れた所で観察している状態で、所要時間は約40分であった。この座り方については、審神者役の男性から前以て、霊媒の後方には座らないようにと注意があったので、皆は霊媒の側方から前方の場所に座った。



1. 降霊会の記録

平成8年4月14日午後6時半

審神者、O氏。霊媒、E氏

E：入神に入るまでに時間がかかるかも知れません。（4分間ほど正座し目をつむった状態で経過。《目は入神から覚めるまでつむったままだった。》この後、深く頭をさげてから元の姿勢に戻った。）

O：お名前を承ります。

E：ご老体、暫くでござった。いつに変わらずご壮健な様子を拝見し、身共も嬉しく思います。

O：お名前を承りましょう。

E：ご老体、拙者じゃよ。お忘れかのう。久しく会わんのう。くらんど（蔵人）じゃよ。

O：阿部の蔵人さんですか。

E：そうじゃ。暫くでござった。ご壮健で何よりでござる。

O：ここは高知です。

E：さよう。この者について昨日より共に参っておるわ。

O：高知をご見物になったと思います。

E：さよう。今日はなぜか殊の外楽しく、この高知の町をまた高知のお城を共に拝見させて頂いた。

O：よかったですね。

E：わが君この世にありし折りには、山内一豊公殿その名聞き及んでおり申した。

O：そうですね。高知城を作った城主です。

E：その城内にそれぞれ並べられている武具また道具、かつてはわが殿もお召しになったものを見ることができ、これが何よりも我ら楽しく拝見させて頂き申した。

O：今日は……という……がありましたが見ましたか。……で浄化向上なされたのをご覧になりましたか。

E：いかにも、皆々様おいでなされておりました中でも、特に爽やかな方おひと方おふた方おられ申した。

O：ここの土地の大先輩のような方ですか。大名の位のような人ですか。

E：もそっと後の人のように思われるが。

O：大名より以後の方ですか。

E：さよう。

O：ここの廃藩置県の時には山内容堂公がいられました。その方でしょうか。山内容堂公ですか。

E：もそっと後の人のようじゃ。

O：武家のようですか。

E：学者のような風体じゃ。

O：武家出の人ですか。

E：先はそうであったかも知れん。当人はもの書きかな。

O：大町桂月さんとは違いますか。

E：そのように申しあげておられるようじゃ。

O：桂月先生とお話できますか。

E：ご当人が申されるには、今は胸がいっぱいの思いにて、何も申されぬそうです。その代りとして、吉田という方がおいでになっておられる。

O：吉田茂さんですか。

E：その方も学者のような方であるが、この土地の方にあらず。この学びに関わりのある方。吉田と申されておる。この心霊の道に関わりがあると申しあげておる。

O：吉田S先生ですか。

E：そのご子息と申されておる。

O：去年、私は盛岡でお目にかかったことがあります。Yさん。やっぱり今もお母さんと一緒ですか。お母さんはどうですか。A先生はお出になりませんか。

E：O先生、Yでございます。

O：Y先生ですか。

E：お懐かしゅうございます。いろいろと……のためにお骨折り下さってしまして。

O：あなたは早くそちらに行っちゃって。

E：しょうがないことと思います。

O：あなたは病気のために行ったのだから。

E：今日こうして……があり、私もかつてこの地に参らせて頂くことがございまして。そして、無理にお願いして参りました。

O：やはり、お許しが出ないとこれないのですね。

E：お許しを得て参りました。

O：妹さんのご主人が亡くなったこと分かってますか。

E：はい。80年ちょっと過ぎましたでしょうか。あれも心淋しく思っているようです。O先生、会うことがありましたら声をかけてやって下さい。

O：あなたのお母さんから霊界から、Mをよろしく願いますと聞いています。

E：先生目から見ても、私目から見ても、少し私の強い所があるように思いますけれど、これも母親譲りでしょうか。

O：その人の性根ですよ。個性です。

E：母も出て来たい思いのようですが、母は許しがありませんので出られません。母からの頼みなんですけれども、無理なお願いかと思いますが、これは母がこちらに来てからつくづくと遠い御親様（みおやさま）から言われて気がついたことです。母が残してきた因縁を取り除いて頂きたい。母は母なりにやってきた、また私は私なりにやってきたつもりでおりますけれども、それが万全でなかったことが、今わかってまいりました。

O：Y先生はあの当時からちゃんと見識をもっていたらした。Z会も信仰に傾いて宗教のようになってきたので、直して貰いたいと思っています。

E：根本を曲げてはいけません。根本は根本です。これだけはしっかり守って行って貰いたいと思います。

O：Z会はどうな人がいても、その人を教祖としてはいけない。どこまでも心霊科学で行かなければ。（途中省略）。そちらからもインスピレーションを送って下さい。（途中省略）。科学は科学ですから。それを守るように、そちらからのインスピレーションをお願いします。

E：わかりました。

O：誰か他に来ていますか。

E：私にはわかりません。

O：来ているような気配はありますか。

E：あります。

O：古い人ですか。

E：私には誰かわかりません。この方のお守り、お支配の方なら分かるかもわかりません。私はこれで。頑張ってください。

O：ありがとうございました。

E：…骨身おしませ頑張ってください。お願いします。（深く礼をし、ゆっくり頭をあげる）。

O：どなたでいらっしゃるんですか。私は……の……Oと申しますが、あなたはZ会に関係ありますか。この土地に関係がおありでございしますか。

E：うー（口をしめている。威張っているような感じ）。

O：お名乗りを頂きたいのですが。私は霊界が見えないものですから失礼いたしますが、どなたでしょうか。明治維新の方ですか、明治の前ですか。男の方ですか。

E：うー（少しうなずく）。

O：男の方ですね。立派な方だ。せっかくお出になったんです。どなたですか。あなたは人間の方ですか。お歳はおいくつくらいの方ですか。気張ってばかりいる。男ですね。土地の方ですか。高知の方ですか（E：うなずく）。明治に入って亡くなった方ですか（E：うなずく）。どういう方面の方でしたか。ちょっとお聞かせ頂きたいのですが。何か気にいらんことがあるんですか。この土地のことですか、個人的なことですか。あるいは政治的ですか。政治的ですか（E：うなずく）。

O：個人的ですか（E：首を横にふる）。政治的にですか（E：うなずく）。

E：無念の思いがいまだに残っておる。

O：明治ですか（E：うなずく）。あなたは切られたのですか（E：うなずく）。まさか、坂本龍馬さんじゃないでしょうね（E：首を横にふる）。その同輩ですか（E：笑う）。中岡慎太郎さんですか（E：にっこり笑う）。

E：ようように分かったか。くやしい、くやしい。無念じゃ。

O：どういう事件でしたか。日本的なことですか。

E：さようじゃ。

O：あなたは明るい所にいるんですか暗い所にいるんですか。

E：明るい所になど行けるものか。

O：ああ、憤慨してるから。しかしね、あなたが亡くなってからね、もう百年近くにもなる。政治も世の中も全部かわっちゃったんですよ。総理大臣も何回も代り、政党もでき何回もかわっている。中岡慎太郎という人はえらい人であったことは、私も知っています。

E：誰がわれのことまつてくれしか。

O：あなた、死後の世界に行って、あの世に行ったんだから、まつてくれなくても、もう現世とは違うんだから、それはつまらんことですよ。もうそんなことにこだわっておらず、もっと大きな心になって下さい。あなたは日本をしょって立とうと思った人でしょう。

E：それ故に、人の心のはかなさ。人の心の人情のなさ。

O：その通り。でも、その人達ももう死んじゃったんですよ。その悔しさのために、あなたは浄化できないんです。中岡慎太郎ともあろうものが、あなたほどの人がまっ暗の中にいるんです。どうして暗い所にいるんですか。地縛霊（じばくれい）になっているんですか。今まで暗い所にいたことが、私は信じられない。えらくなって下さい。あなたは どうして執念をもっているのですか。中岡慎太郎本来の人になって下さい。

E：わしの思っていることが間違っていたと申すか。

O：間違いだったとは思わない。だけどね、あなたをあやめた人もあの世に行って、暗い所で苦しんでいるんです。そのことはもう問題にしなくていい。あなたほどの人が、もっと浄化してえらくなって下さい。

E：わしはどういう思いになればよいのじゃ。

O：あなたのやったことには何も悔いはないのです。だから、今はもう恨みっこなしだ。あなたの立派な意志だけは生きている。今、私達ここにいる者は皆あなたを尊敬します。あなたはもっと高度な世界に行ってください。あなたの先祖もいるしあなたのご主人系のえらい人もいらっしゃる。もう全てのことを捨てて、明るい世界に行ってください。

E：怨念をとれということか。

O：さよう。それに間違いはない。もう過ぎたことでしょう。過ぎてどうにもならんことを

思ってもしょうがない。あなたの意志は今も燦然として光っている。だから、私達は皆あなたに対して尊敬をもっています。浄化して下さい。立派になって下さい。明るい世界に行ってください。明るくなってきているはずだ。もう、今までいた世界とは違っている筈です。

E：無念の思いは取り去らねばならぬのか。

O：さよう。あなたも武士でしょう。いつまでも未練がましく、いくらしゃくにさわっても、いつまでも思っているはいけない。あななの功績は立派だったと思います。明るくなって下さい。

E：ならば、これより1つ頼みがある。

O：なんでも言って下さい。何ですか。

E：無念な思い、悔しい思いを捨てて、われもまた御親方のおられる所に参りたいと思う。

O：さよう。そうすると、ご先祖の立派な方がいられると思うから、それをお呼びして、あなたも一緒に行かれますか。

E：水を一杯所望したいが（出席者の一人がコップに水を入れて渡すと、霊媒は一息にそれをのみほした）。

E：うまかのう。

O：これをあなたは、そちらの世界へ行く前に一杯ものめなかったんだなあ。この水は皆の愛がこもっています。あなたを尊敬してお水です。

E：なぜか不覚にも涙が流れてまいった。

O：あなたのご先祖をお呼びしましょう。ご先祖の中で、あなたはどなたが好きですか。

E：よく頭をこづかれたのはじい様であった。

O：何という方ですか。

E：名は忘れた。ただ、じいだけで。

O：中岡慎太郎のおじいさん。明るい世界へ導いて下さい。どうぞ導きたまえ、導きたまえ、さきはえたまえ、導きたまえ、さきはえたまえ（くり返す）。

E：では参る。じい様が参られた。礼を申す。ありがとう。ありがとう。ありがとう（深く礼をする）。

O：導きたまえ、幸はえたまえ（くり返す）。ご苦労さまでした。

E：（入神から覚め、目をあける）

（「注」……はZ会用語のため削除した。）

2. 検 討

霊媒となった男性は会社員であったが近年退職した人で、いわゆる職業霊媒ではない¹⁾。また、この人はZ会で霊能者として活躍しており、その際、背後霊から霊信を受けていることを次のように説明している。「私は……（省略）……自動書記にて、背後霊から霊界通信を受けることができるようになりました。それ以来20年余になりますが……（省略）……霊界通信を送って下さる指導霊様は……。「阿部蔵人行綱様」私の背後霊で、江戸時代初期に上杉家、直江山城守直継の家臣として、250石の馬廻りを勤めた、約350年前の方で、武人ながら西行法師を私淑し、和歌として霊歌をよく送ってこられます。また、他の背後霊の調整役を果たされ、大変親身な指導を頂いています。……」²⁾³⁾¹⁴⁾

降霊会の内容についての検討に入ることにする。

霊媒が入神に入るとは、表面の意識（顕在意識）が鎮静化して周囲の状況を忘れてしまう状態で、軽いトランス状態であるが霊媒の姿勢は終始かわらなかった。入神に入ると深く頭を下げたのは、霊媒にかかってきた霊の審神者への挨拶と考えられる。これを契機に、審神者は相手に対して丁寧な言葉で質問を始めた。最初に出た霊は「蔵人」と名乗った。霊媒の指導霊とされている霊で、霊媒の男性と一緒に高知城内の展示物を見たこと、行事の際には参加している霊達の様子を見たことを語っていることから、この霊にはあの世のこととこの世のことの両方が見えわかるようである。「大町桂月」についての質問は、著者が審神者に耳うちし審神者がきいたのであるが、この霊がこの場に来ていたかどうかは霊媒の口を借りた発言がなかったので証明性は薄い。指導霊が、「吉田という方がおいでになっておられる」と言うのを聞いて出席者の一人から、「吉田茂さんですか」と発言があり、審神者がきいたがそうでなかった。このように、「吉田Y」霊が出るまでの霊媒の発言は全て「蔵人」霊によるものであった。

「吉田Y」霊に関して注目すべき点は、「無理にお願いして参りました」「お許しを得て参りました」「母も出てきたい思いのようですが、母は許しがありませんので出られません……」の言葉である。即ち、このような場に出るためには、許しがなければならないこと、あの世（霊のいる世界）にも厳しい規則があり、この世と交流したくても許可がなければ出来ないらしいことである。また、同霊の「遠い御親様から言われて……」は、この霊がいる界では、高級な霊（御親）からの導きの教えがあることを意味しており興味深い⁴⁾⁵⁾⁶⁾。

最後に出た「中岡」霊の場合には、先の2霊とは出方が大きく異なっていた。即ち、霊媒は口をききつつぐみ、いかめしい感じで審神者の問いかけに対しても、少しうなずいたり首を横にふって肯定と否定を表すのみであった。審神者の丁寧な言葉遣いでの応対により、やっと、「無念の思いがいまだに残っておる」と発し、坂本龍馬ではないですかとの質問を否定した。著者はこの時、中岡慎太郎の名が頭に浮かんだので審神者に小声で伝え、審神者が尋ねると、霊媒はにっこりし、「ようようにわかったか」と発し、続いて、「くやしい、くやしい、無念じゃ」と言って心情を吐露した¹¹⁾。この霊の「明るい所になど行けるものか」は興味をひく点で、不思議ではあるが、「医師の心霊研究30年」にも似た状態にある霊がこのようなことを言っている⁷⁾。そして、霊の心の状態が怒りとか恨みの気持ちにあると周りが暗く、自分の心が明るい気持ちになるにつれて周りが明るくなって行くらしいのである。このことを審神者はよく心得ているらしいことが、その話しぶりから窺える。「中岡」霊は審神者の説得、慰め、助言、励ましによって段々に、「怨念をとれということか」「無念の思いは取り去らねばならぬのか」と気付いてくる即ち1種の覚りに至ったと言える。そして、「御親方のおられる所に行きたい」という向上の願望を表明し、審神者が祈りを唱えると、不思議にも「中岡」霊は、「じじ様が参られた」と言い、導かれて行った。霊の世界とは心の世界であるが故に、このような成り行きになるのであると思われる。これが心霊科学での「浄化する」ことである。

一方、著者らはこの日の一ヶ月ほど前、同じ霊媒・審神者によって行われた他の土地での降霊会の模様を、今回のための予備学習としてビデオで見た。この際にはZ会に関わりのある霊が出て、審神者に対して、「呼んでくれてありがとう」とお礼を述べ、生前親し

くしていた人と会って喜ぶ様が印象的であったが、「中岡」霊のような未浄化霊は出なかった。

以上、今回の降霊会の有様について鑑みると、霊媒の高級な背後霊達（「蔵人」霊を含む指導霊達や守護霊）の手配によって、あの世に存在している「吉田Y」霊、「中岡慎太郎」霊が、また「蔵人」霊が、霊媒の口を通して自らの思いや願い、無念の情などを表明したと考えられ、霊媒個人の潜在意識が表面に出て言葉を発したとか、霊媒が故意にあるいは無意識的に創造した仮空の産物であるとするのは不自然であり、考え難い。

霊媒を通じて他の霊がどうして発言することができるのかについては、現代科学では未解明であるが、霊界の高級霊の説明によると1団の霊たちの協力によって霊媒の潜在意識を使って行われると言われている⁹⁾¹⁰⁾¹³⁾

3. 結び

死後も存続している人の霊魂が、霊媒を通してこの世の人と通信・交流可能なことは、既に数多くの文献（「死後の世界」、「小桜姫物語」、「シルバー・バーチの霊訓」、「インペレーター」の霊訓」他）から信じられることと考えるが、今回の降霊会もこのことを再確認させるものであると考える⁴⁾⁵⁾⁸⁾⁹⁾¹³⁾。

降霊会は日本的な方法で、審神者が霊媒にかかってくる霊に対応し応対して行くので、審神者の人格、経験、知識などの力量が会の成否を左右すると言われている。一方、交霊会は欧米のホームサークルのことで、審神者はおらず、数人の出席者が霊媒にかかった霊に対して質問したり会話をかわすやり方である¹⁾¹⁴⁾。

しかし、C. A. ウィックランドの用いた方法は細君を霊媒とした独特のもので、氏自ら審神者的な役割をして霊と問答しており、日本の方法によく似ている⁷⁾。

霊界からの通信とされるものは詐術が可能であると共に、霊媒にかかってくる霊の状態とか高級、低級によっても通信内容に信用できるものとできないものがあり、審神者は勿論のこと、記録者やその文献の読者も自らの客観的理性に基づいてその真偽を判断し、通信内容に矛盾がないかどうか十分に注意することが肝要である。しかしながら、今回の霊媒の指導霊「蔵人」霊とかもっと高級な霊からの霊信には傾聴に値するものがあることも事実で、先述した文献の内容は現代科学的方法によっては立証できない現象を合理的に説明するとか、我々の生命観、死生観、生き方を考える上で参考になるものが多い¹²⁾。

4. あとがき

降霊会の後の座談会の終りに、霊媒の役をした男性が、霊信がありましたと言ってその内容を紙片に書いて皆に披露した。それは和歌で、「積年の暗き思いは今はなし、さやき（清き）光に行く身うれしく」、慎、とあった。読み人「慎」は「中岡慎太郎」霊をさすと考えられるが、歌の巧みさと「中岡」霊の状態と霊媒の男性の指導霊についての説明から考え合わせて、この歌の作成には「蔵人」霊の関与が大きいのではないかと思われる²⁾。

引用・参考文献

- 1) 田中千代松、新・心霊科学事典 pp. 69、70、229、潮文社、1984。
- 2) 榎本幸七、霊界通信「平成7年最初の統一会に際して」、心霊研究4月号 pp. 37～39、財団法人日本心霊科学協会、1996。
- 3) 板谷樹・宮沢虎夫、心霊科学入門 pp. 187～191、同上協会、1989。
- 4) 浅野和三郎、小桜姫物語、心霊科学研究会、1969。
- 5) 同上、新樹の通信、潮文社、1985。
- 6) 宮沢虎夫、死後の真相、財団法人日本心霊科学協会、1976。
- 7) C. A. ウィックランド、医師の心霊研究30年、田中武訳、同上、1983。
- 8) J. S. M. ワード、死後の世界、浅野和三郎訳、心霊科学研究会、1965。
- 9) A. ドッリー他、シルバー・パーチの霊訓(1～11)、近藤千雄訳、潮文社、1993～1996。
- 10) 近藤千雄、古代霊は語る、同上、1984。
- 11) 宮地佐一郎、竜馬百話 pp. 131-136、143、275-290、文春文庫、文芸春秋、1991。
- 12) 渡部英機、生命観から人生観、生き方を考える、今治明德短期大学研究紀要20、pp. 19-21、1996。
- 13) S. モーゼス・インペレーターの霊訓、近藤千雄訳、潮文社、1987。
- 14) 春川栖仙、心霊研究辞典 pp. 89、90、東京堂出版、1990。

生きがいを求めさせるもの —— 場所的論理（西田）に基づく一考察

森 四 郎

「聾啞」児施設で宿直した或る夜、不始末を叱られた女兒（中学1年生）が私の前で泣いていた。（早くに母親を亡くし、父親は住所不定であった）。長い沈黙の後、突然顔を上げ、決然と口話法で言った言葉は「私、幸せに、なりたい、です！」であった。私は動揺し、動揺の訳が分からなくて、なお動揺した。ただ自分がこの園児をまた私を理解できていないことはよく分かり、恥じ入った。15年前の冬であったが、以後、幸福・生きがいが胸に問える問題となっている。（この小論は、間もなく卒園していった彼女への不十分ながら詫びの答案ともなれば、とも思っている。）

1. 社会福祉と生きがい

社会福祉 (Social Work) は、一般に「個々人と社会とが有益な相互交流を図ることにより、個々人の生活の質 (Quality of Life) を向上させることを目的とする」¹⁾ とされている。そしてその基本特質の一つは「個人の福祉への第一次的志向」(ウィレンスキー&ルポー) とされる。究極的には、個々人が「その全能力を開花させること」(W. A. フリードランダー)、個々人にその人らしい生き生きとした生き方を保障することが、社会福祉の目的概念であると考えられる。

神谷は、研究するまでもない事実として、「……人間が生き生きと生きて行くために、生きがいほど必要なものはない。……それゆえに人間から生きがいをうばうほど残酷なこととはなく、人間に生きがいをあたえるほど大きな愛はない。」²⁾ と言う。この前段は一つの間語反復ではある³⁾ ——従って生きがいは研究するまでもないことともされえた。が、何が何のために「生きがいほど必要なものはない」のかは決して自明ではない。社会福祉の本旨に照らして一つの原器ともされよう（さしずめ社会福祉がいと言えようか）生きがいの概念を、少しく考察してみたい。

2. 生を問う：我々は生きがいをどう捉えられるか？

神谷は『生きがいについて』で、まさしく生きがいについて (about) 論じたが、生きがいを (on) 論じはしなかった。或は、生きがい感を論じはしたが、生きがいを論じはしなかった。生きがいは、「世に生きているだけの効力……」といった論理的・哲学的概念に収まらぬもの（それは単に神谷の言う「日本語らしいあいまいさと、それゆえの余韻と

ふくらみ」のためであろうか?)、と感じられたためであろう⁴⁾。従って定義らしい定義(少なくとも内包的な)も試みられていない。

生きがいを論じることは無謀であろうか。ここで敢えて試みるその足掛りとして、先ず生きがいを、文字通り「生を甲斐あらしめるもの・こと(又は生に甲斐ある状況)」と捉えることは無難であろう。この意味で、生きがいを問うことは直ちに生を問うことでもある。とはいえ、生を甲斐あらしめるほどのものが我々の側にあるのだろうか? 生が一つの原現象(M. シューラー、後述)であるならば、生きがいもまたこれの所産でしかないであろうのに。生きがいは、我々が徒らに「その前に拝跪しうる世界を創造せんとしている」⁵⁾(F. ニーチェ)だけのもののことなのではないのか。生の「甲斐」を問う路筋は思うだにおぼつかない。その歩みの灯火として、ここでは目的・過程(根拠)の二つの視点を採ることとしよう——タスク・ゴールとプロセス・ゴールである⁶⁾。生きがいに関する多くの諸家の論も概ねこの何れかの視点から説かれている。

(1) タスク・ゴール：生を甲斐あらしめる目的としての生きがい

目的は常に二点の検証を必要とする。目的化の妥当性と達成の可能性と。

① 目的化は妥当か?

生きがいは生の目的になりうるのだろうか。神谷は生きがいを一つの幸福と見⁷⁾、またシューラーはこの幸福を快の極みと位置付けた(cf. 表1)。生きがいは、その本質においては至福の感得、快の極みと考えてよいであろう。こういった快はしばしば生の目的とされうる。社会福祉でも実践的な目的概念として「生活の快」とよく標榜される。わけでも対人援助技術の一つであるレクリエーションにそれは特徴的で、「レクリエーションの日常化」、「日常のレクリエーション化」或は「生活の快」を志向する今日的レクリエーションは、「生活を楽しく、明るく、快くするための一切の行為である。……レクリエーションを一言で表すなら『生活の快』なのである」と説明されている⁸⁾。

このように快を含めた幸福一般の感情状態(生きがい感も含む)については、以上のようにこれを努力目的とするカント的幸福主義の立場が一方にある。他方、シューラーは逆にこの感情状態を、「(或る)価値を実現するための努力と意欲の目標としてではないが、しかしおそらくそうした努力(そのつどの特定の位階の価値への努力)の体験可能な源泉」⁹⁾なのではないか、と問う。彼はまず各価値様態の把握の為のア・プリオリな先取法則を確認し、それに照らして感情を四位階に整序した(表1のようにまとめられよう¹⁰⁾)。

表1「感情の四成層」に見られるように、より浅い感情ほど意志がこれを支配し制御可能で、より深い感情ほど意志にこれが先在する(感情は意志の源泉であり、意志はつねにこれに伴われている)、と考えられている¹¹⁾。その意味するところは、一つに、当然最も価値のある意志方向は「最も深い層の積極的な感情(至福)の過剰」¹²⁾に源泉を持つ、ということ。「至福は……すべての善い態度(徳)の本質必然的な『源泉』」であり、至福自体は「それ故にこそ決して努力、意欲、そして行為の目標や目的でありえない」¹³⁾ということ。(この至福にしても、シューラーの言う自体価値体としての人格に比しては所詮従属価値の位置に甘んじる外ないが¹⁴⁾)。そして二つに、快・幸福への意欲(幸福主義)は

表1. 感情の四成層（M. シェーラー）

価値様態の把握の仕方	感情状態の価値系列例（担い手）	感情
聖的感得 （愛による把握）	浄福（至福）—絶望（人格）	精神的感情（意志の源泉）
精神的感得	（美—醜 義—不義）	心理的感情
生命的感得	高貴—卑俗（生物）	生命的感情
感性的感得	（快（狭義）—不快（事物） 有用—無用）	感性的感情（意志が支配）

より深い位階での至福感の欠如、存在の中心での絶望の証左に外ならない、ということ。この至福感の欠如をより浅く従って意志による制御の可能となる位階で代償しようとして、幸福は意欲される¹⁵⁾と考えられるからである。（従って中心で「絶望」している人はその故に幸福を求め、「至福」の人はその故に不幸をも甘受するのである）。即ち幸福目的は至福欠如のゆえであり、その至福は目的となりえぬもの、と考えられている。——冒頭の女兒は、幸福を切に願っていた。目的にできぬはずの幸福（の極み）を目的にできる神通力を私に求めるほどに、焦がれていた。それは、それほどに深い絶望の今であったということかと思う。（「笑顔、笑顔」が口癖であった。）

先に、生きがいはその本質においては至福の感得であるとした。こうしてみると、至福の感情、快の極みとも言える生きがいもまた、目的や目標ではありえないと考えられる。即ちシェーラーに抛る限り、生きがいを生の目的とすることは妥当とは言えない。我々には至福を生きる目的にすることはできないからである。——我々に意欲しうることとすれば、従って至福になるのではなく、至福でありえたときにその至福に応えること、即ちその至福（＝徳への源泉）にただ相応しく「徳」にあろうとすることであろう。

② 生きがいは成就されうるか？

一方、もし生きがいを生の目的としたとして、それは成就されうる目的であろうか。ともあれ、この目的論は生の価値を前提していなければならない。生きがいは生の有するその価値を甲斐あらしめるためのものと考えられるからである——先述のシェーラーは、生命について「生命に相対的である感得や先取、愛憎もまた生命自身を価値と考えることはできない」、「……生命価値は最終的な導出不可能な価値質である」¹⁶⁾とした。苟も生に何らかの意味で価値を認めた者は、何時の生のときにも生にそれを認める者でなければならない（幸福のときに見い出す価値は、幸福の生のもつ価値であっても幸・不幸を貫く生地の生の価値であるとは限らない）。ところで生きがいとしての目的は、必然的に生を手段化させる¹⁷⁾。そのような生きがいの成就されることは、しかし生には悲劇でしかないであろう。K. ヤスパーズが「完成されたほどのものは、どんなものでも、もはや生きることではできない（死のうちにのみ完成が存在する）」¹⁸⁾と考えたように、目的を実現して残る生の断片には既に手段としての価値さえないであろうからである（先程の前提に撞着する）——このときに生は、言わば生きがいの勝利に敗北した。しかし、では目的は成就されてはならなかったのか？いや、成就されえたのは、その生きがいが部分的生で充分手段

となりうる程度の目的でしかなかったから、即ち全き生を甲斐あらしめるほどの目的ではなかったからなのではないのか。この意味で、真の目的としての生きがい成就されることのないもの、又は我々の生とともに成長すべきはずのもの、と考えるべきなのかもしれない。

その点、生の本質を超越とみたG. ジンメルは、「生は、おのれを何らかの形式のもとに明示すること以外ことはまったくなしえない。……生は形式を必要とし、かつまた生であるがゆえに形式以上のものを必要とする」と言う¹⁹⁾。ここで形式は彼の言う「生より以上のもの」(Mehr-als-Leben)であり、同時に生は形式以上のものを必要とする「より以上の生」(Mehr-Leben)である。またこの形式は、「それだけで通用する実在的ないしは観念的に堅固な形成物として、互いに他の傍らに非連続に……存続する」²⁰⁾ものであるとされ、生きがいは外ならぬこの形式の一つとも考えられる。このときに生きがいを成長体とは考えにくい。生きがいは「生より以上」であって、かつ「より以上の生」には超えられて行く外ない。生きがいは、言わば「より以下の生」のためにのみ生きがいでありえたに過ぎないのではないか。このように感得される生きがいがいつも位階のうで「より以下の生」のための目的である限りは、それによって我々が真の生の成就者になることはないと言えよう。

或は、生きがいを形式ではない成長体と見ることもできるかもしれない。「生を甲斐あらしめる」目的と言うとき、確かに生は従属価値の位置にあって目的としての生きがいはこの生「以上」(生きがいは主、生が従)である。しかし、いかなる生きがいにもなおそれを欲している「より以上の生」があるからには、生きがいはいつも「生以下」(生きがいは従、生が主)でもある。このときに命題が有意であるためには(これを弁証法的関係において見る必要があろうが)、取り敢えずは、生きがいを生以上かつ生以下であると見る外ない。言わば等価物としての生きがいと生であり、生とともに成長する生の自己限定としての生きがいである。——ヤスパーズは実はこれを死のうちの完成と言ったのであろう。更にまた、生を尽くして言わば「私を求める」もののために生きる、飽くまで生が従の生き方も考えられよう(既に死に甲斐でもある)。例えば、D. ハマーショルドの「私を探している使命」²¹⁾、V. フランクルの「人生からの問い」²²⁾、M. ハイデガーの「良心」²³⁾、或は西田の「呼び声、責任」²⁴⁾のような、私にとって絶対の他である者に生きようとする生き方である(ただ、これが絶対の他でなければ、「私を求めている」ものを私が求めているために生きるという、「私が求める」もののために生きる生き方に帰し、ニーチェの「その前に拝跪しうる世界」の創造の一例となってしまう)。——ヤスパーズにとって、このときの生以上の死は「護りとしての死」²⁵⁾とされた。

以上、目的論的生きがいを検証したが、生きがいはむしろ源泉として妥当であり、また形式的生きがいは「より以下」の生の目的としてのみ可能であると考えられた。生きがいは(成長体・死に甲斐との見方を措くと)、本来的に真に生を甲斐あらしめるほどの目的(タスク・ゴール)にはなりにくいものと思われる。

(2) プロセス・ゴール：生に甲斐のある過程としての生きがい

生きがいとは「よく生きる」過程とも言われる。また「存在充実感」（神谷）とも言われる。が、これに対照的な「生の生地」に迫る生き方もありえよう。二つの生き方を対比させながら、過程としての生きがいを考えてみたい。

① 「生の生地」に生きる

ニーチェは「人間は……苦しみそのものを拒否したりはしない。……彼はそれを求めさえする。もしその意義が、苦しみの目的が彼に示されるとすればだ」²⁶⁾と述べる。それを受けてフランクフルは、「生きるべき『何故』を知る者は、生の殆どすべての『如何に』に耐える」²⁷⁾とした。ともに生の意味 why（何にとってかは措くとして）を生の根源的根拠に基づけようとしている。生き方 how に依らない生の生地の意味（基質）——それは、命の滴が存在の深みで鍾乳石のように象づくりゆくもの、とも譬えられようか。しかし、生きるということはいつもの或る生き方で生きるということではある。無色の「生地」は「事象そのものではない。それは私達の意識にとりただの符号にすぎぬ」²⁸⁾（H. L. ベルグソン）ものならば、何の生き方をも持たない生を知ることにはできない。それはいつも「より深い」意味のものであろう²⁹⁾。それどころか、我々は「つねにある部分事象の意味のみ」³⁰⁾を尋ねうる（フランクフル）者であると考えるとき、生の意味自体がいつも「より広い」ものでもある。それとは意味付与しきれない超意味の生を我々は生きている。Whyを知ることなく、耐え難い Howをも生きている。ただ、「おまえが敢えて『ヤー』と言う——すると、意味があらわれいでるであろう」³¹⁾（ハマーショルド）という環境世界に、辛くも生きていると言えようか。（超意味の底を追い、生地に向かうところに生きがいがあり、またその間隙の不充足感が生きがいを求めさせるのかもしれない。）

② 「よりよく」生きる

M. アウレーリウスは「生きることが可能な所においては善く生きることも可能である」³²⁾と言う。確かに、生きている我々は、Why? とではなく、How? としか問えず、むしろそここそ意思を込める相存在の者であり、限界状況にあってなお「決断する者」（ヤスパース）でありうるのではないか。換言すると、元来生活者である我々が「生活」を問うことは或はベルグソンの言う「一つの事故」³³⁾であるのかもしれない。が、「生活の質」（いわゆる Q.O.L.）を問うことは可能であり、むしろ必然でさえあろう（これを殊更生きがいと言うには当たらないほどかもしれない）。この意味でジンメルもまた、「生の原級は、原級としてすでに比較級である」³⁴⁾とした。生きるとはよく生きることであり、質を問うことは生自体の求めであると考えられる。

しかし、これには二つのアポリアが内在する。

1) 「よく」を測る尺度は？

例えば先述のシェーラーにとっては、位階はア・プリオリとされた。「自分に隠そうとするにしても、いつもひそかに知っている」もの、確認されはするが、証明も演繹もされないもの、即ち原事象の一つとされていた³⁵⁾。これに拠ると、この位階に基づく「よりよい」生き方が二種提示されよう。より高い位階を先取する生き方と同じ位階を加算的に生きる生き方と。自らを高める生き方と大きくする生き方と、と言っておこうか。しかし彼は、F. プレンターノを意識し、この位階間の関係について次のように述べる。「或る価値は、それが『諸価値』の和であるからといって、決して他の価値に比して『より高く』

なりはしない。たとえば、快適の或る無限の大きさといえども、決してたとえば高貴あるいは精神的価値のなんらかの大きさとはならないということこそ、『より高い』と『より低い』の対立にとって特徴的である³⁶⁾。とすると、我々のなす成長のためのあらゆる努力にしても、自己を「高める」と「大きくする」の二様の成果に分かれうるとも考えられる。努力のもとたらず確かな自己の成長の実感を得たところで、故に僅かでも自己を高めたとは俄に断じがたい（価値を増す努力は価値を高めるためには虚しい）のである。

生きがい、即ち「よく生きる」とは、ここではより高く生きる生き方が意味されていよう。よく生きるとは、シェーラーには明らかで、ア・プリオリである聖なる至福（人格の内的本質善の結果としての）³⁷⁾が先取されるような生き方がそれである。しかしながら、彼は上位の位階は先取されこそすれ、志向されるものとは考えなかった。彼にとっては先取が価値を位階付けるのであり、逆ではない。「むしろある価値がより高いことは本質必然的にただ先取によってのみ『与えられて』いる。……『先取』は努力、選択、意欲もなしに行われる」³⁸⁾。生きがいであるべき至福は必然的に先取されるものであって、Howと問う意志の努力が手繰り寄せうるア・ポステリオリのもの（再び幸福主義）ではないのである（故にそれは目的たりえないのでもあった）。位階を用意したシェーラーにおいても、従って「よりよく生きる」生きがいのために至福が努力の指針になることはない。至福（又は絶望）はただ、「全然体験されないか、或は私達の存在を占有するかどちらかである」³⁹⁾ようなものなのである。

或は、「自己実現」への目盛りがこのための尺度にされる例も数多い（A. H. マズロー等）。しかし、これは「実現とは自己の内に含蓄的にあったものが顕現的になるといふこと」との意味において無媒介的な内在論に属する一概念でしかなく、固より「人間存在の超越性において成立する」人格を目盛るものではない⁴⁰⁾。——人格にとって意味をもつものとすれば、自己実現ではなくて「自己実現の自由」（E. ヤングハズバンド）であろう。

2) 生は比較級としていつも生の質を問う（むしろ生からそう問うことを問われているかのように）とは、「いかに」と問うことを止めさせる最上級の生のときは無いということではないか？ 生を微分値で測るように問いは深まって窮まりなく、どう生きても「よりよく」への問いは残されなければならない⁴¹⁾。それは、一度足を踏み入れると、ドアを出ても次の部屋に入るだけの、一つの無間地獄を巡る路のようである。

このように、「よりよく」生きる生き方には出口のない問題が内在している。

以上、①生き方に依らない「生の生地」は、生きるとは何かをしながら生きることである我々にはついに届かぬ先であった——生の基質（what）を知ることはないし、生は意味（why）を問わせなかった（超意味）。では「よりよく」（how）生きる生き方こそが本来の問いであったのであろうか。しかし、②「よりよく」生きようと生きるときに我々の納得する生き方のとき（how）はなかった——better はつねに worse である。むしろ、再び生き方に依らない生の生地へと立ち帰らせる。

プロセス・ゴールの生きがいは、我々をまたしても生の未遂者とする外ないもののである。（我々は、それを持つがゆえに不満を抱き、不満を抱くがゆえに生きがいを欲する者であるのかもしれない。）

3. 生が問う：生きがいは我々をどう捉えるか？

我々は生を問い、生きがいを問うた。が、その二つのゴールはともに我々を生を完遂には導きそうになかった。生きがいは、旧約律法 (torah) が我々をなべて罪人に裁くように、ついには我々を或る敗残者、甲斐無き者にしようであった。そのような生きがいを持つことを、我々は本当に欲しているのだろうか。確かに欲している。それはいかにも非合理ではある。生は合理を超えるものであるにせよ、恰も或る者が我々に生きがいを欲せしめてでもいるかのようである。依然として我々が生きがいを欲するのは、むしろ我々を敗北させる生きがいをこそ敗北させるア・プリオリの生きがいが先在することの徴しではないであろうか。実はこれゆえに我々は各生きがいにことごとく敗北してきたのではないであろうか。それは固より我々が巧んで挙示する類いの生きがいではない（作られるものというより、産まれるものであろう）。そのような我々の生きがいこそこのものの影でしかなく、そのような生きがいであるからこれを問うこともできたのではないであろうか（真の生きがいは、やはりこれを問うことのできるものではないのかもしれない）。我々がではなく、生が固有に生きがい欲求を持っているようではある。（この意味で生きがいは成長体と見るべきなのかもしれない。）

我々は元来、生きがいのような生への問いは持ちえないのではないか。従って生からの答えもないであろう（問いえても答えられないのではない）。このときに、フランクルらのような、我々の方が生に問われている、との考えは強ち遁辞とも思えない⁴²⁾。そのときに、生が問うのは我々の生自身であろう。路を路に問うような、生の自己限定である。ついては、ここで生の特質に少しく触れなければならない。

① 生は一つに変化の働きであることは見易い。例えばR. デカルトの場合、不断の創造である生に継起する諸状態は互いに独立なものと考えられたが、生の予測不可能性（微分不可能性）とはこの生に固有の非連続的な変化のためと考えられよう。そのために、我々は生の途上でことごとく精一杯の選択をし、小さな領きを積み重ねてきて、しかし大きな悔いを抱く者でもあるのであろう。また例えば老いという変化にしても、「私はいぜんとして私自身であるのに、別の者となってしまったのか？」⁴³⁾ (S. ボーヴォワール) との、ふいの一撃で我々をたじろがせるのもあろう。

ところで、西田は次のように考える。「働くものはその中に反対を含むものでなければならぬ、変ずるものはその反対に変じ行くのである。この故に有無を含む場所其者が直に……作用とも考えられるであろう。しかし一つの作用というものが見られるには、その根柢に一つの類概念が限定せられねばならぬ、……作用においては有と無と結合するが、無が有を包むとはいわれぬ。真の場所においては或物がその反対に移り行くのみならず、その矛盾に移り行くことが可能でなければならぬ、類概念の外に出ることが可能でなければならぬ。真の場所は単に変化の場所ではなくして生滅の場所である」⁴⁴⁾ と。変化は、その反対との結合による非連続化の過程と考えられよう。二者関係についてG. W. F. ヘーゲルは「各々の意味は他者の意味において完成される」⁴⁵⁾ としたが、ジンメルは生と死の関係にこそヘーゲルの定式化の本領があるとして、生を「その経過全般にわたって死によって形づくられ」るものと捉えた⁴⁶⁾。ここでの生の変化は、生とその反対としての死とを

含む類概念としての場における作用によると考えられる。即ち、相反の世界である「変化の場所」における、生とその相対無の死との結合による非連続の過程、或は両者にとっては類概念であるものの中で両者が限定される過程、である。

② しかし生は言うまでもなく非連続ではない。先ほどの老いの変化も、「いぜんとして私自身」である者のうえに襲う一撃であるから我々はこれにたじろぐのである。生は連続する非連続（非々連続と言っておこう）である——従って、先程のような大きな悔いを抱きつつも我々は生をいとおしむ。そして死の変化についても、例えばM. モンテーニュは「我々は死ぬために別人にならない」⁴⁷⁾と考えた。R. M. リルケが死を「果実が種を秘めるよう」⁴⁸⁾と譬えたように、ジンメルはまた「死は当初から継続的な生の経過を形づくる契機のひとつである」とし、「生と死は、定立と反定立として、存在の同一の階段の上にある」と考えた⁴⁹⁾。生の非々連続性は、生を変化させる死もまた生にとっては生の一部に包むところのものであるためではないか？このような生と死の関係は、相対無ではない場所において考えられなければならないまい。

こうしてみると、生は相反する死と相反しない、非連続にして非々連続の、一つの自己矛盾にある。西田は、これを弁証法的に死即生なる絶対面に捉えようとした。即ち、真の生命は無媒介の有なるものではなく、死即生であり、弁証法的矛盾の世界である「生滅の場所」における、「死即生なる絶対面的自己限定」としてこれを考えた⁵⁰⁾。

生が生を問う試みは正にこの絶対面的自己限定の一つと考えられる。そしてそれは、次の二点を意味していよう。即ち、

- ・生を問う生きがいは、生の死即生である絶対面的自己限定の一つである、ということ。
 - ・生がこうした自己限定であるゆえに、生は生きがいを問うのである、ということ。
- 生を問うことである生きがいは、生の原理的な働きとさえ考えられてよいであろう。

4. 生きがいを求めさせるもの

前節で生の特質に触れたことは、我々の論を再び生の自己限定としての生きがいに帰着させた（——先述の生きがいを自己成長とみた場合のタスク・ゴールは、ここに通底していよう）。生きがいをこの生の自己限定の観点から捉え直し、我々がなぜ生きがいを求めるのか、我々に生きがいを求めさせるものはなにか、を考えてみたい。ところで、西田には相対無と絶対無と、二つの無における自己限定が考えられていた⁵¹⁾。

① 相対無の自己限定：ここでは相対無の場所に生と死は有として対立的に含まれてあるとされる。ここにおいて生きがいは、死に対する生の不断の自己限定と考えられる。即ち、相対無（類概念）にあって死に相反対立し、その非連続的变化を意識する生が、自己を根拠付けるためにこれを求めるもの、と考えられよう（——ここに生の生地生きようとするプロセス・ゴールの生き方は淵由したのであったろう）。このときに生きがいは一つの有（類概念）であり、それを求めさせるのは生の非連続性である、と言ってよいであろう。

しかしこの場合、生を根拠付けるものは、死をも根拠付け、従って生を怯やかすものと

もなる。この生を根拠付けるものを生きがいと言うなら、この生きがいは生を甲斐あらしめるものとは言えない。生の非連続性の排されない限り、生を怯やかすことを止めないからである。求める生きがいがなお生きがいを求めさせ、生きがいの怯えが更に生きがいを求めさせる（——ここに「よりよく」生きようとするプロセス・ゴールの生き方は淵由したのであったろう）。このときの我々は、逃亡することが逃亡を強いる逃亡奴隷のようである。

このように死が単に異質化される限り、生はこの相対無の場所を超え出ることはないであろう。また有でしか生は自己を根拠付けえず、対立の世界に留まる外ないであろう。

② 絶対無の自己限定：一方、ここでは絶対無の場所に生は死と矛盾的に合一するとされる。その故に、相対無の自己限定で非連続的変化が意識されるときには、同時にその意識によって生の非々連続面が明示されてもいるのである。西田はこのような生（真の生命）を、「死即生なる絶対面的自己限定」としたのであった。この絶対無の世界にあってはあらゆる有も無に包まれ、従って生を甲斐あらしめるものは最早無く、それを求める者も無い。生きがいはここにおいては主題化されえない。

このように二つの自己限定から考えてくると、生きがい＝「生を甲斐あらしめるもの」は、無い（絶対無の場所）で、有っても（相対無の場所）で非なるもの（生きがいの影）のようであった。これもまた一つのアボリアである。

では、試みに第三の自己限定を用意すれば、そこに真の生きがいを捉え直すことはできるであろうか。西田は「一つの（有の）場所が直に真の無の場所に於てあると見られる場合」に作用が現れるとした⁵²⁾。ここに有でもなく無でもない、有の場所から無の場所への自己限定が一つ考えられるように思う。ではここで生きがいはどう捉えられるであろうか。（詳しい論述は稿を改めてのこととし、ここでは示唆に留めたい）。それは相対無への絶対無からの「呼び声」とでも言えるものであろう。即ち、生きがいは、一つの有である相対無の場所に収まらない生を絶対無の場所に置き直すことを求める、生の無言の声と考えられよう。死と膚接する非連続の生（変化）から、死を包みこんで非々連続の生（生滅）へと移行しようとする真の生の、その非々連続性が発する呼び声である。これを約言すると、第三の自己限定における生きがいは、「非連続なる生を根拠付ける有の場所からは溢流する外ない非々連続の生が、絶対無の場所に自己限定しようとする作用」とでも言えよ

表2. 生の自己限定の場所と生きがいの諸相

自己限定	生 ぎ が い	生きがいを求めさせる者
相対無の自己限定	死に相反対立しその非連性を意識する生が相対無の場所に自己を根拠付けようとする作用。有（生にとっての類概念）。	生の非連続性（生が非連続的変化であることへの怯えの意識）。
第三の自己限定	非連続なる生を根拠付ける有の場所からは溢流する外ない非々連続の生が、絶対無の場所に自己限定しようとする作用。	生の非々連続性。
絶対無の自己限定		

うか。我々が相対無にあるために、生の非々連続性が我々にこの生きがいを求めさせるのであり、この生きがいを求めさせる者のある限り、我々は生きがいを求めて止まぬ者であろう(生の非連続性ではなく、生の非々連続性が呼び求める生きがいである (cf. 表 2))。このときに、この呼ぶ声に対しては自己以外に応えるべき者はなく、また我々はこれに応えずして自己自身であることもできないはずであろう。

思うに、女兒の声もこの非々連続性から発せられた生の溢流であったのであろう。しかし、自らへの自己限定のその声を、なぜ敢えて他者に向けて発したのであろうか(私なら果して誰に向けたものか)。女兒一人には聴き取り兼ねる(自分の声にまで「聾」でありはしない)ほどに、それは圧倒的な響きでもあったのであろうし、小さく幼すぎる耳でもあったのであろう。しかしまた、他者を容易に自己の存在の裡に置いて見うるほどに、女兒の自己像の輪郭線は薄かったのもあろうと思う。それ故に私は本来は女兒の内なるものであるこの声に接しえたのであり、同時に自分の位置どりと自分が土足のままであることに気付かされたのであろうし、また女兒とともに私をもこれに応えるべく限定する声としてこれを聴き取ったのであろう。——私の怯えに近い動揺のわけもここに探ることができそうに思う。

5. 残される問題

以上のように女兒に提起された生きがいの問題を、主には西田の「場所」的論理を援用し、片言ながらその語法に則って考察してきた。この西田にとって生の相対無の自己限定の契機は死であった。しかし、生は他者の生からも同様に限定されると考えられる。ここからは自ずと第二の生きがい観が導出されよう。西田は勿論他者を論じなかったのではない⁵³⁾。むしろ自己の底に、それによって私が私自身でありうるような絶対の他を見ていた。しかし、それは西田の個物主義の立場からの絶対の汝であった。別に間柄(和辻)や間主観性から出発する論は、更に第三の生きがい観へ導くことであろう。

残る課題は多い(勿論これらの社会福祉実践上の意味付けが最も肝要な課題である)が、それが本稿に単に論の迷走でしかなかったためであるとすれば、問いの建て方が誤ったのかもしれない。生きがいを問う自らが生である我々は、所詮路を路に問うような、メンテナンスと共に「自分を捜すところには自分をみいださない」⁵⁴⁾と託つしかない者なのかとも思う。そう問わなかった神谷はけだし具眼の人であった、と言うべきかもしれない。

注

- 1) National Association of Social Workers, 1995, "Encyclopedia of Social Work. 19th edition", Washington, DC: NASW PRESS, p. 2254 NASW の概念規定Ⅱ(1981)によるもの。
- 2) 神谷美恵子著 『生きがいについて』(みすず書房 1980年) p. 11
- 3) 「生き生きと」と「生きがい」がそうであるだけではない。(生き) 甲斐には、既にそれが必要とされる程に価値ありとの判断が含意されているからである。
- 4) 神谷、前掲書、p. 14
- 5) F. Nietzsche, "Also Sprach Zarathustra, Ein Buch für Alle und Keinen", Stuttgart: Philipp Reclam Jun., 1964, s. 105
- 6) 福祉士養成講座編集委員会編 『改訂介護福祉士養成講座⑤ 社会福祉援助技術』(中央法規 1992年) p.

- 7) 神谷、前掲書、p.30。
- 8) 福祉士養成講座編集委員会編 『介護福祉士養成講座⑥ レクリエーション指導法』（中央法規 1988年）p.26。両ゴールは現実には融け合っただけのみ存在するものと思う。
- 9) M. シューラー著 飯島宗享他訳 「倫理学における形式主義と実質的価値倫理学（中）」『シューラー著作集2』（白水社 1976年）p.266
- 10) M. シューラー著 飯島宗享他訳 「倫理学における形式主義と実質的価値倫理学（上）」『シューラー著作集1』（白水社 1976年）pp.168-170, pp.200-208。同、『シューラー著作集2』（白水社 1976年）p.270
- 11) M. シューラー、同、『シューラー著作集2』p.276 (cf. 38))
- 12) 同上、p.294
- 13) 同上、pp.266-267
- 14) M. シューラー、同、『シューラー著作集1』pp.197-198。なお、徳価値は人格価値に含まれる。
- 15) M. シューラー、同、『シューラー著作集2』pp.289-290。ここで彼は、幸福はいつも「～について」（über etwas）のものであるが、至福は我々の存在を占有するものであるとして、位階を峻別している（cf. p.285、同書）。
- 16) 生命を「原現象」と捉える。M. シューラー、同、『シューラー著作集2』pp.192-193
- 17) M. シューラー、同、『シューラー著作集1』p.198。手段価値は従属価値に含まれない。
- 18) K. ヤスバース著 草薙正夫他訳 『実存解明（哲学Ⅱ）』（創文社 1964年）p.261
- 19) G. ジンメル著 茅田良男訳「生の哲学」『ジンメル著作集9』（白水社 1977年）p.26, p.35
- 20) 同上、p.36
- 21) 曰く、「使命のほうにわれわれを探しているのであって、われわれのほうに使命を探しているのではない」。(D. ハマーショルド著 鶴飼信成訳 『道しるべ』 みすず書房 1967年 p.118)
- 22) 曰く、「人間は（生命に）問いを発するべきではなく、むしろ生命によって問われている」。(V. フランクル著 霜山徳爾訳 「死と愛」『フランクル著作集2』みすず書房 1982年 p.73)
- 23) M. ハイデガー著 桑木務訳 『存在と時間（中）』（岩波文庫 1961年）p.389
- 24) 西田幾太郎著 上田閑照編 「私と汝」『西田幾太郎哲学論集Ⅰ』（岩波文庫 1956年）p.348
- 25) K. ヤスバース、前掲書、p.262
- 26) F. ニーチェ著 木場深定訳 『道徳の系譜』（岩波文庫 1940年）pp.207-208。「人間は欲しないよりは、まだしも無を欲する」とも。このゆえに、彼は本文のように禁欲主義的理想に人間存在の意義の「間に合わせ」を認めえた、と考えられているようである。
- 27) V. フランクル、前掲書、P.65
- 28) H. L. ベルグソン著 真方敬道訳 『創造的進化（上）』（岩波文庫 1954年）p.20
- 29) cf. 16)
- 30) V. フランクル、前掲書、p.65
- 31) D. ハマーショルド、前掲書、p.122
- 32) M. アウレーリウス著 神谷美恵子訳 『自省録』（岩波文庫 1956年）p.71
- 33) H. L. ベルグソン、前掲書、p.182
- 34) G. ジンメル、前掲書、p.41
- 35) M. シューラー、同、『シューラー著作集1』p.176, pp.190-191, p.208。（当然生地は測りえない。）
- 36) 同上、p.171
- 37) 「幸福感情」は価値の感得に基づき、「至福」は個人の道徳的善の意識に存在を全く依存するとされる。またここでも至福はよい意欲・行為の源泉であって目的ではないことが強調される（M. シューラー、同、『シューラー著作集2』p.308）。cf. 15)
- 38) M. シューラー、同、『シューラー著作集1』p.172 (cf. p.133)。至福は先取され、意志（従って目的化）されない——注11）、15）の根拠とも言えよう。
- 39) M. シューラー、同、『シューラー著作集2』p.286
- 40) 三木清著 『哲学入門』（岩波新書 1940年）p.190, p.193
- 41) 述語面が主語面を包み切れないということか（西田幾太郎、前掲書、「場所」、p.150）。

- 42) cf. 21), 22)
- 43) S. ボーヴォワール著 朝吹三吉訳 『老い (下)』 (人文書院) p. 334
- 44) 西田、「場所」、前掲書、p. 78
- 45) G. W. F. ヘーゲル著 榎山欽四郎訳 「精神現象論」『世界の大思想 1』 (河出書房新社 1973年) p. 436
- 46) G. ジンメル、前掲書、pp. 140-141
- 47) M. モンテーニュ著 原二郎訳 『エッセー (二)』 (岩波文庫 1965年) p. 387。同趣のことをアウレーリウスは「自然はものの発端や経過のみならずその終末をも自己の目標の中に入れた」と表現している (前掲書、p. 129)。
- 48) R. M. リルケ著 望月市恵訳訳 『マルテの手記』 (岩波文庫 1946年) p. 14
- 49) G. ジンメル、前掲書、pp. 140-141
- 50) 西田、前掲書、「私と汝」、pp. 280-281
- 51) 西田、前掲書、「場所」、p. 103。「私と汝」、p. 280
- 52) 西田、前掲書、「場所」、p. 128
- 53) 西田、前掲書、「私と汝」、p. 327
- 54) M. モンテーニュ著 原二郎訳 『エッセー (一)』 (岩波文庫 1965年) p. 72

On what makes us ask for 'raison-de-vivre':
a study based on Nishida's theory of 'topos'

Shirou MORI

For the practice of social work, 'raison-de-vivre' of each individual may be regarded as a fundamental concept, and yet we have no clear ideas about it. If we usually ask for it anyhow, we must have an essential question. —What makes us ask for it? To study it, it is easy to consider 'raison-de-vivre' at first as what makes us worthy to be.

From the viewpoint of task-goal, it was principally difficult for us either to make life itself a kind of purpose or to attain it. 'Raison-de-vivre' as task-goal led us only to defeatists of life. And from the viewpoint of process-goal, both ways for us to live our plain life and to make the quality of our life better, equally led to an eternal aporia. Such kinds of 'raison-de-vivre' seem to make us so-called life-failures.

On the contrary, it may be the life what asks for 'raison-de-vivre'. If then, 'raison-de-vivre' means self-definition of life. According to Nishida's theory of 'topos', 'raison-de-vivre' at relative self-definition founded death as well and threatened life itself, while it at absolute self-definition cannot be thought as something being.

After all, we cannot but think it at the third self-definition. If relative self-definition is replaced at absolute self-definition, there should occur a working process. 'Raison-de-vivre' must be such a working process that a life, which flows over the 'topos' of 'Sein' founding un-continuous life, is to define itself at the 'topos' of absolute 'Nichits'. Not but the un-uncontinuity of true life may be concluded to make those who live at relative 'Nichits' ask for 'raison-de-vivre'.

戦時下愛媛における国民学校児童の集団勤労作業

野 口 学

はじめに

近代諸国家における義務教育制度の創設でもたらされた最大の功績は、児童の労働からの解放であった。児童は就学を奨励されることによって学校施設に囲い込まれ、昼間労働の強制から自由になった。

日本においては、1872（明治5）年の国民皆学を奨励する学制の発布以降、漸次学齢児童の就学率が上昇するが、その過程はまさに昼間労働から解放されていく児童の割合の上昇を意味していた。児童は就学を義務づけられることによって、学童と規定され、学習への専念が期待されたのである。

しかし、1937（昭和12）年に日中戦争が勃発、そして太平洋戦争へと戦争が拡大・長期化していくなかで、本来「就労は学校教育の枠外の性質を持つもの」⁽¹⁾であったにもかかわらず、学校内に公然と労働が取り入れられるようになった。

これは戦局の拡大に伴う成人男子の徴兵の拡大で必然化する労働力の欠乏に端を発していた。都市からは工場労働者、農村からは農民が大量に出征し、その代替、また補充の労働力として児童を含めたあらゆる教育機関の就学者に白羽の矢が立てられたのである。

次第に、学校は「労働能力の基礎陶冶の場からその限界をこえて、生徒、学生を直接労働力として、農村、工場へ送り出す場に転化」⁽²⁾していく。学校の直接労働の場への転化は、国民学校においても容赦なく進められた。それは「話に聞く明らかな昔の過酷な年少労働そのままの復活といってよい現象」⁽³⁾であった。

もちろん、年少労働の復活といっても総力戦体制に組み込まれた労働で、産業革命期のそれとは性質を異にするが、児童にとって過酷なものであることには変わりがなかった。この戦時下の国民学校における児童労働は集団勤労作業と称される。

本稿は、この児童による集団勤労作業の実態とその特異性を、愛媛県内の国民学校を事例にして明らかにすることを課題としている。

1 集団勤労作業の前史

まず、集団勤労作業の前史とも言うべき児童の労働への従事の系譜を、明治期にまで遡って見ておこう。

農村では、児童が農作業を中心とした家事労働に従事するのは一般的であるが、明治・大正期には、農村部の学校といえども校内で児童の勤労作業が常態化することとはなかった。ただ、桑苗植付け、蝗とり、うさぎとりなどといった軽度の農事作業や行事が時に行われることはあったようである⁽⁴⁾。

強いて児童の集団勤労作業の原初形態というべきものを探すとすれば、日露戦争前後の

明治30年代に登場してきた児童貯金の拠出に関わって行われた勤労作業があげられる。

児童貯金は、学校教育における日露戦争奉仕のひとつとして考案され、挙国一致体制を支える質素儉約の気風の醸成を目的としたもので、愛媛県でも盛んに奨励されていた。

愛媛県では、1905（明治38）年8月の末に、県内各学校を対象に児童貯金の拠出源を調査しているが⁽⁵⁾、それによると貯金総額の3割強は児童の勤労作業により取得したものであった。その児童の作業は、農村では害虫駆除・卵塊採集・枯茎刈取り、山村では蕨・款冬（茎）・栗・椎実・薪等の採集、工業地では製紙原料の楮皮三桮皮の剥去・藁心摘剪・糸繰・縫紉、などを内容としていた。

こうした児童の作業は集団的なもので、集団勤労作業の原形と言っているものではあるが、作業そのものは拠金に関わって派生的に実施されたもので、労働自体を直接の目的とはしていなかった。

大正期から昭和初期にかけては、ケルシェンシュタイナー（Kerschensteiner, G.）が唱導した労作学校（Arbeitsschule）の影響を受けた労作教育（作業教育）が、各地の学校でかなり実践されているが、この実践は、「Arbeit と人間の関係をどうとらえるか、また、学校を社会の現実や現代人の必要にどう適合させるかという問題意識」⁽⁶⁾を背景にして試みられたもので、どちらかというと精神的自己活動の色彩を強くもっていた。主眼は労働生産ではなく、あくまでも教育的価値の追求にあった。

1937（昭和12）年には日華事変が勃発し、同年8月24日に国民精神総動員運動の実施が決定されるが、この運動は日露戦争期の貯金奨励と同様、国民の総力戦への協力意識の造出をねらったものであった。学校では、運動の一環として「勤労報国日」・「銃後援護日」・「堅忍持久強調日」といった日⁽⁷⁾を特設し、学童には出征軍人遺家族訪問・神社清掃・墓所参拝清掃・神棚清掃参拝・校舎校庭の大掃除などの作業を課していた。

この児童の作業にも、労働を直接の目的とした勤労動員といった性格はなく、戦争奉仕精神の体得、つまり精神教育（訓練）の側面が濃厚であった。この運動そのものは、その後次第に形骸化し、太平洋戦争が勃発する頃にはほとんど実施されていない。

このように、粗拙ではあるが、戦時下の集団勤労作業が本格的に始まる前までの児童労働の系譜を見ると、それらの労働（作業）における児童の位置づけで共通するのは、児童は成人労働の代替あるいは補充ではなかったという点である。労働は、どこまでも精神教育の手段と目され、労働そのものを目的とはしていなかった。学業が労働によって阻害される状況は見られず、児童の労働からの自由は一応守られていたのである。

しかし、日中戦争から太平洋戦争へと戦局の拡大と長期化が進行し、労働・生産構造が軍需最優先の総力戦体制に見合ったものへ転換・変質化していくなかで、児童の昼間労働からの自由という特権も次第に奪われることになった。

2 通達・通牒にみる集団勤労作業

国民学校の集団勤労作業は、行政当局の強力な指導を背景に進められた。具体的には、県当局から示達される通達・通牒に従う形で進められた。

なかでも、作業日数の確保・作業場の確保と造成・作業活動の報告の3点は、各学校の徹底事項であった。以下では、主にこの3点に関する通達・通牒を吟味することで、集団勤労作業の仕組みを明らかにしたい。

愛媛県内の国民学校が受理していた勤労作業関係の通達・通牒は、以下のとおりである⁽⁸⁾。なお、後に各通達・通牒を示す場合、通し番号（例えば通達①というように）で略記する。

昭和16年

- ① 青少年学徒食糧飼料等増産運動実施＝関スル件（3・18 愛媛県学務部発〈数字は発令月日、愛媛県は「県」と以下略記〉）

昭和18年

- ② 学徒夏季心身鍛練実施＝関スル件（7・2 県内政部発）
- ③ 食糧増産応急対策実施＝件フ青少年学徒動員＝関スル件（7・5 県内政部発）
- ④ 食糧増産応急対策実施＝関スル件通牒（7・12 県経済部・内政部発）
- ⑤ 報国農場ノ開墾並ニ校内休閑地活用＝関スル件依命通牒（7・20 県内政部発）
- ⑥ 学徒戦時動員体制確立要綱実施＝関スル件（7・27 県内政部発）
- ⑦ 生徒児童ノ勤労奉仕＝関スル件（7・30 県内政部発）
- ⑧ 勤労動員部隊ノ士気鼓舞＝関スル件（8・4 県内政部発）
- ⑨ 学徒動員＝関スル件（9・7 県内政部発）
- ⑩ 麦作完遂学徒動員＝関スル件（11・16 県内政部発）
- ⑪ 食糧増産応急対策実施＝件フ報国農場経営＝関スル件通牒（11・25 経済部・内政部発）
- ⑫ 報国農場経営＝関スル件（12・7 県内政部発）

昭和19年

- ⑬ 麦肥培管理作業実施徹底＝関スル件通牒（3・7 県経済部発）
- ⑭ わらびを採らう、落送らう運動実施ノ件（3・13 大政翼賛会県支部他発）
- ⑮ 食糧増産＝関スル学徒動員＝関スル件（3・20 県内政部発）
- ⑯ 学校ニ於ケル時局活動実施状況＝関スル件（3・20 県内政部発）
- ⑰ 決戦非常措置ニ基ク学徒動員実施要綱ニ依ル学校種別学徒動員基準＝関スル件（3・31 文部省発）
- ⑱ 学徒勤労動員要綱送付＝関スル件（4・6 県内政部発）
- ⑲ 学校ニ於ケル休業日＝関スル件（4・11 県内政部発）
- ⑳ 空地利用奨励＝関スル件依命通牒（5・5 県経済部・内政部・警察部発）
- ㉑ 昭和十九年度薬工品供出通牒（5・8 県経済部・内政部発）
- ㉒ 農作業適期完遂運動実施＝関スル件（5・29 県経済部・内政部・警察部発）
- ㉓ 空地利用＝件フ報国農場経営＝関スル件通牒（6・12 県経済部・内政部発）
- ㉔ 勤労動員ト学校防空トノ調整＝関スル件（8・2 県内政部・警察部発）
- ㉕ 学徒動員等ニ件フ事故防止竝ニ報告＝関スル件（8・4 県内政部発）
- ㉖ 大東亜戦争記念学校林造成面積割当＝関スル件（8・24 県経済部・内政部発）
- ㉗ 国民学校児童竝ニ青年学校生徒ノ勤労協力＝関スル件（8・24 文部省発）
- ㉘ 樹葉ノ飼料化運動＝関スル件（9・14 県経済部・内政部発）
- ㉙ 菜種緊急増産報国栽培実施＝関スル件（10・5 県経済部・内政部・警察部発）
- ㉚ 国民学校児童竝ニ青年学校生徒ノ勤労協力＝関スル件（10・13 県内政部発）
- ㉛ 松根油等緊急増産実施ト学徒非農家等動員＝関スル件（12・5 県内政部・経済部・警察部発）
- ㉜ 冬山木材非常増産竝ニ供出貫徹運動実施＝関スル件通牒（12・7 県経済部・内政部・警察部発）

昭和20年

- ㉝ 勤労動員ト学校防空トノ再調整＝関スル件（1・9 県内政部・警察部発）
- ㉞ 動員学徒援護＝関スル件（1・15 県内政部）
- ㉟ 防空警報発令時ニ於ケル学徒ノ措置＝関スル件（2・10 県内政部・警察部発）
- ㊱ 野草ノ食糧化竝ニ蛋白質脂肪食品ノ自給対策等＝関スル件（3・14 県内政部発）
- ㊲ 学徒勤労体操＝関スル件（3・16 県内政部発）
- ㊳ 校内休閑地等活用ニ依ル食糧増産＝関スル件（3・16 内政部発）

1941（昭和16）年に入ると、すでに形骸化していた国民精神総動員運動（1937年8月24日から開始）にかわり、直接労働による生産を重んじる潮流が出てきた。

そのなかで、学徒を全国的規模で食糧増産活動に参加させていく運動が考案された。その運動を、県レベルで推進するために発せられたのが通達①である。

この通達には、集団勤労作業を教育活動の中に明確に位置づけるという画期的な内容が盛り込まれていた。それは具体的には、作業を休業日や放課後に偏在させるのではなく、「必要ニ応ジ授業日又ハ授業時間ヲ勤労作業ニ振り替エルコト」、また国民学校について

は農繁期休業を含め、年に30日以内は「授業ヲ廢シ勤勞作業ニ振り替フルモ差支」えないこと、さらに「勤勞作業ニ限り替ヘタル日数又ハ時数ハ之ヲ授業シタルモノト見做スコト」の3点であった。つまり、勤勞作業と授業を同等に扱うという全く新しい認識を公にしたのである。

これによって、児童の労働を正規の教育活動に導入できる糸口がつくられたのであるが、この時点ではまだ集団作業の規模は小さく、授業に支障を来す状態にまでには至っていない。

その後太平洋戦争が勃発するが、1942（昭和17）年にはもう物資の欠乏が顕在化し、特に食糧増産が急務の課題として浮上してきている。国民学校の児童さえも不足する労働力の代替として本格的に活用せざるを得ない状況を迎えるようになる。

こうした事態に対応するため、上記のように1943（昭和18）年に入ると、堰を切ったように愛媛県当局から次々と通達・通牒が発せられ、その指示に忠実に従う形で県内の国民学校では従来の集団勤勞作業の見直しを進め、その体制の整備・強化に着手していく。ここに至って、義務教育制の創設以来タブーとされていた教育の場における児童労働が公的に解禁され、学校の直接労働の場への転化が加速的に進展していく。

まず、児童の勤勞作業の日数をみてみよう。

授業日数は、当初農繁期休業を含め30日以内（通達①）ということであり、その上限の遵守が徹底していたのであれば、学校内での作業日数は実際にはそれほど多くはなかったと思われる。

しかし、1943（昭和18）年に入ると、通達③では農村部の国民学校高等科及び初等科高学年の児童については「地元ノ要請ヲ考慮シ農繁期休業ヲ必要ニ応ジ延長スルコト」、さらに農繁期休業以外の「休業日等ヲ利用シ……可及的協力ヲナスコト」と改めて指示されたこともあり、学校外での作業日数はかなり増加していったものと推定される。

この通達の後、2ヶ月立って出された通達⑨では、勤勞作業のために授業を欠くことのできる日数を1ヶ年度を通して「農繁期休業以外ニ二十日以内、農繁期休業ヲナサザル学校ニアリテハ三十日以内」と定める旨が伝えられた。ここでの作業日数の設定の仕方は、通達①の場合とは異なる。通達①では、農繁期休業を「含む」日数であったが、ここは農繁期休業「以外ニ」設定された日数である。この違いは大きい。農繁期休業を含まないことで確実に作業日数の増加が図られることになった。

さらに、通達⑬になると、作業日数を概ね「国民学校高等科……二ヶ月 国民学校初等科……一ヶ月」に改めると同時に、作業日数を今後も「戦局ノ推移ニ因リ更ニ強化」する意図のあることも明記していた。この時点になると、農繁期休業との関連は問題にされなくなり、作業日数のみが強調されてくる。その日数も、「戦局ノ推移」で簡単に延長できる性質のものになっていた。

このように作業日数がなし崩し的に拡大されていく一方、作業場の確保・造成も急ピッチで進められていた。

初期の段階（昭和16年）では、作業場についての指示は「可能ナル限り直営ノ農場ヲ設定」（通達①）せよという程度で、あまねく設営を強要しようとする意図は感じられなかったが、1943（昭和18）年7月以降は「既設ノ農場及活用可能ナル校庭、学校園等……附近ノ伐木跡地、河川敷、荒地、工場建築予定地等各種休閑地不耕作地等ヲ活用シ報国農場

ヲ設置シテ……食糧農産物ノ作付ヲ行フコト」(通達③)と、具体的に場所が指定され、校外にまでも作業場を設けるよう檄が飛ばされた。

さらに、通達④では、報国農場は「出来得ル限り大面積ヲ確保」しているものでなければならぬとして、国民学校には1校当り平均5反、つまり1500坪の報国農場の確保を義務づけ、その経営に際しては、開発整地費に対し1町歩につき平均150円以内、種費購入に対し全額程度、児童動員に要する費用に対し1町歩につき60円内外の経費助成の交付を予定していることを明らかにした。ここに至って、児童はその労働の対価が認められたのであり、まさに労働力として公に規定されたといつてよい。

報国農場と名づけられた作業場の拡張のための示達はまだ続き、通達⑤では「運動場ノ周囲校舎間ノ空地学校園」さえも農場の対象に指定され、「苟クモ校内ニ一坪ノ休閒地ナカラシムルヤウ」農場へ転化させていくことがファナティックなまでに奨励された。

1944(昭和19)年に入ると、食糧・資源の枯渇は危機的状況を迎え、「県下ノ寸土ト雖余サズ之ヲ活用シテ食糧自給確保ニ邁進」(通達⑩)することが至上命令となるが、これが学校敷地の農地転用に一層の拍車をかけることになった。

学校敷地・運動場の概ね3割以上を耕作に利用すること(通達⑩)、すでに確保している農場以外に、国民学校については5反の農場を新たに増設すること(通達⑬)などが、矢継ぎ早に示達されるのである。体錬の場で聖域とでも言うべき運動場さえも部分的ではあるが農場への転化が公認されるまでに状況は変化(悪化)したのである。

残るは運動場の全面的活用であるが、これは1945(昭和20)年3月以後、「運動場ト雖モ充分之ヲ活用スルコト」(通達⑳)が認められたことから、全面的に農地に転用されることになった。これによって、国民学校の敷地は「校内ニ一坪ノ休閒地」もない完全な農作業の場と化した。

最後に、作業活動の報告システムについて見ておく。県当局またその出先機関(郡事務所など)は、機会ある毎に各学校の作業現場の動態に関する報告を求めている。まず、どのような種類の報告が学校から提出されていたのか、次に記す(以下では各報告を、例えば(1)の報告の場合、報告(1)というように略記する)。

- (1) 学校報国農場経営実施計画(通達④)
- (2) 報国農場作付反別並ニ其ノ收穫量・收穫物ニ対スル処理状況(通達⑫)
- (3) 学校時局活動実施状況報告(通達⑮)
- (4) 昭和十九年度学校報国農場経営計画書(通達⑬)
- (5) 学徒動員ニ伴フ死亡(重傷病)報告(通達⑳)
- (6) 大東亜戦争記念学校林造林終了届(通達㉑)
- (7) 松根油等緊急増産実施上学徒非農家等動員実行計画(通達㉒)
- (8) 冬山木材非常増産並ニ供出貫徹運動実施ノ状況成績(通達㉓)

これらの報告のなかで、県当局が特に重視していたのは、報告(3)であった。この報告は、1944(昭和19)年の3月から毎月提出が義務づけられている。その報告の内容(表1)は、作業の種類、児童の動員状況(作業時間・場所・人数)、作業実績と詳細を極めていたが、一目でその学校の作業の全体像が把握できる工夫がなされていた。

報告書そのものは、毎月5日までに支庁・地方事務所または市役所に提出し、さらにこれら機関が取りまとめて8日までに県社寺教学課に提出するというシステムになっていた。

表1 学校時局活動実施状況報告

(昭和十九年 月 分)

種 別	出動時間	出動場所	出動人員	作業実績 又へ収穫 量等	備 考
例					
土地改良					
国防土木作業					
災害復旧作業					
木炭増産作業					
木炭増産作業					
薬工品増産作業					
団栗蒐集					
ヒマ栽培					
野生芋麻採集					
草刈作業					
わらび採集					
ぜんまい採集					
木炭蒐集					

つまり、県内すべての国民学校における集団勤労作業の進捗状況は、毎月上級機関である県社寺教学課によって確実に把握されていたわけである。このことによって、報告書の記載を充実させるため、過度の勤労作業に走る学校がでてきても不思議はなかった。

報告(1)と(4)は、作業場（報国農場）の新設・増設のための立案・計画を内容としていた。各学校に一律に有無を言わせない形で報告義務を課しており、実質的には作業場面積の拡張を強引に促進する機能をもっていたと言える。

この点は、報告(6)・(7)・(8)も同様の構造になっていた。報告(6)では、学校林の造成を、必ず造林終了届を提出させることによって、報告(7)・(8)では、作業への動員を、あらかじめ動員計画を出させたり、実績を毎月報告させたりすることによって、結果的に強要していくという巧妙なシステムができあがっていた。

このように見てみると、報告システム自体が勤労作業を極端なまでに拡大・過熱化させていった動因のひとつと考えることができるのである。

3 集団勤労作業の実際

以下では、国民学校の集団勤労作業が実際どのように展開されていたのか見ていく。

まず、温泉郡川上国民学校の昭和17・18・19年度の学事報告⁽⁹⁾から集団勤労作業に関する記述を抜粋してみよう。

(昭和17年度学事報告から)

その他、害虫駆除、落穂拾い、桑皮採取、遺家族奉公等と増産に協力し廃品蒐集等に物資を愛護節約して貯蓄、国力の増強を計り、相共に努めて優良なる国民たるべく師として又弟としての御奉公と遠く及ばず乍らも努力して来た一年でありました。

(昭和18年度学事報告から)

生産増加については特に農繁期に休業を致しますこと前後を通じて二十日を超え、それ以外に水害復旧工事、開墾等に児童を動員し、或は職員のみが挺身するまで致して来ました。学校実習園、田畑も子供等ら相当の数量を得牛も大分肥ってきて居ります。本村の如き農村に於て又特に時局下に於て勤労生産の教育は重要必須のもの将来も増々力を致したいと思ひます。

(昭和19年度学事報告から)

高等科生の全日出動せる主なるもののみで約六十幾日の作業——一年二百七十日の中六十何日は決して少い日程ではありませんでした。開墾に奉仕に草刈に桑皮はぎと作業も各種に及びましたがその成果の一端を見ますと運動場等の開墾約六反、ワラビ採乾燥して二〇貫、宝泉川工事、電線工事の勤労奉仕、遺家族奉仕も一週間を超え草刈六日約二万メ、落葉神社で五百メ、これ等は校内及実習地に堆肥と積まれその数四万メを超ゆる結果となりました。桑皮乾かして五〇メ、どんぐり拾約二石、落穂拾ひ米一俵麦三俵飛行場へ芝の供出一千メ炭俵編約千俵ヒマ供出六斗五升其他木炭製造、木炭運搬、麦ふみ、ス、キの穂とり等あり米麦、大豆、野菜と共に三千メも超ゆる甘藷の収穫ともなつたのであります。

年度を加える毎に記述内容が具体的かつ詳細になってきている。19年度になると学事報告というよりも、農事報告といった方がよい。非常に高い生産実績が列挙されているが、そのことだけでこの1年間、勤労作業に寸暇を惜しんで挺身していた事実が伝わってくる。

もっと詳しく児童の勤労作業の実態を見てみたい。事例として、松山平野東部の純農村地帯にある温泉郡北吉井国民学校をとりあげる。

表2は、当国民学校の『学校日誌』(昭和13年度～20年度)から集団勤労作業に関する記載を抽出し、年度別、月別、作業内容、実施学年に分類・整理したものである。

表2 集団勤労作業の内容と学年配当(温泉郡北吉井尋常高等小学校・国民学校)

年度	月	作業内容	学年	年度	月	作業内容	学年
昭和13年度	6	・三島神社へ瓦運び	尋5・6、高等科	昭和17年度	12	・土入れ	高等科、初6男
	7	・学林間伐	高1・2男、男職員		1	・木炭運搬	高1男
	9	・運動場の手入れ	尋5以上		2	・砂取り作業	高学年
昭和14年度	6	・農繁期手伝い ・校庭・校門前石ぬき、土入れ	全学年 尋5以上	昭和18年度	3	・植林作業	高等科、初6男
	7	・西岡演習場へ芝取り	尋5以上		6	・桑皮取り ・庭樹の枝切り ・出征遺家族への勤労奉仕	初4以上 高等科男 不明
	8	・校舎内外美化作業 ・応召家族への勤労奉仕 ・野生ラミー採集	尋4以下 尋5以上 尋5以上		7	・築山くずし、栽培園作り ・遺家族手伝い ・校内花園作り ・蠟虫取り ・ラミー・藁草取り ・校内作業	全学年 全学年 全学年 初4以上 分団別 全学年
	9	・学有林作業(杉の皮剥ぎ) ・運動場拡張工事 ・水天宮勤労奉仕	高等科男 高等科男 尋4以下		8	・果樹園の除草 ・畑の手入れ ・学校林でソバ蒔き ・校内整地作業 ・勤労奉仕作業 ・薪整理	初5以上 高等科男 初4以上 初3以下 初5以上 高2男
	11	・遺家族手伝い	尋4以下		9	・校内作業 ・白穂取り	初5以上 初5以上
	12	・三島神社参道清掃・鉄棒土台作り	高等科		10	・イナゴ取り ・草刈り ・ソバ刈り ・麦刈り ・ソバ・麦穂こぎ	初3以下 初4以上 初5以上 初5以上 初5以上
昭和15年度	6	・農繁期手伝い	全学年	昭和19年度	11	・軍用材運搬 ・麦蒔き ・いも切り ・石運び ・芋の切干 ・学林開墾地へ小麦の播種 ・特別作業 ・演習地へ小麦の播種	初5以上 高1・2男 高1・2女、初5・6女 初5・6男 高等科女 初5以上 全学年 班別
	7	・出征家族へ勤労奉仕	全学年		12	・穴埋め作業 ・土運び ・粘土取り	全学年 全学年 全学年
	8	・砂取り作業 ・運動場掃除	尋5以上 尋4以下		1	・竹取り ・勤労奉仕作業 ・木炭製造	初6男 全学年 高2男
昭和16年度	6	・農繁期手伝い	全学年		2	・炭焼き作業	高1・2
	7	・竹取り ・神社清掃 ・石拾い・砂取り ・校庭整理・勤労奉仕作業	尋5・6男 全学年 初5以下 初6以上		3	・軍用材(坑木)搬出 ・甘藷床作り ・報国農園の小麦手入れ ・勤労奉仕作業	高等科男 初5・初6男 少年団 女子青少年団
	8	・草取り ・砂取り ・ラミー取り ・石拾い ・校庭整理 ・参道・運動場の草けずり	初5以上 初5以下 初4以上 初3以下 高等科 初5以上		4	・甘藷床作り ・甘藷植え	全学年 全学年
	10	・いなごとり ・どんぐり拾い ・れん根掘り	初3以下 初5以下 高等科		5	・植林作業 ・開墾作業(運動場) ・学校林へ材木運搬	初5以上 各学年 初5以上
	11	・出征遺家族手伝い	初5以上				
昭和17年度	12	・鉄棒下砂運び	初5以上				
	4	・学有林で伐採作業	高等科男				
	5	・桑皮剥ぎ	初4以上				
	7	・出征遺家族手伝い ・桑皮荷造り	全学年 全学年				
	10	・勤労奉仕作業(各分団別) ・芋掘り	全学年 全学年				
	11	・勤労奉仕隊(中学生)の弁当準備 ・甘藷掘り ・どんぐり拾い	女子 全学年 全学年				

昭和19年度	6	- 芋植え - 桑皮剥ぎ - 学園手入れ - 石運搬 - 学校山麦刈り - 小麦刈り - 実習地甘藷植え - 校内整理 - 炭運搬 - 小麦整理 - 落穂拾い - 桑の始末 - 甘藷植え - 大豆播き - 苗代の害虫取り	高等科 初4・5・6 初3 初1・2 初2・3・4・5・6 高等科男 初6男、高等科 初2男 高1男 高1・2女、初6 全学年 非農家児童 非農家児童 全学年	昭和19年度	1	- 県練成道場用石取り - 芝草取り - 木炭搬出 - 薄の穂供出	高等科 高等科 高等科 不明
					2	木炭搬出	高等科
					3	- 芝草取り - 木材搬出	初5以上 初4以上
					4	- 防空壕用材木運搬 - 壕掘り - 茶摘み - 中部車へ勤労奉仕（石運搬） - 石拾い	初5以上 高等科 全学年 高等科 高等科
	7	- 杉の苗植え - 砂礫取り - 学校山林へ運搬動員	初5以上 初4以上 初5以上		5	- わらび採り - 学校林より木材搬出 - 防空壕掘り - 飛行場へ勤労奉仕 - 奉仕作業	初3以上 高等科 高等科 高1男、高2女 初6、高等科
	8	- 薬草取り - 甘藷畑の手入れ - 芝取り - 軍用材運搬 - ラミー取り - 防空壕掘り - 土運び - 畝直し・ジョーレン直し	初3・4 初5以上 初5・6、高2男 初6、高1・2 不明 不明 不明 高2男		6	- 桑皮剥ぎ - 遺家族勤労奉仕 - 校内防空壕構築作業 - 校内作業	初4以上 初4以上 初4以上 全学年
	9	- 滑空場（見奈良）へ勤労奉仕 - 材木運搬 - 演習地で草刈り - 学校林で草刈り	高等科 高2男 初5以上 初5以上	昭和20年度	7	- 山畑作業 - 校内整地・除草 - 田植え - 甘藷植え - 施肥・除草・果樹手入れ - 校内作業	初4以上 初6以下 初4以上非農家児童 初5以上 高等科 全学年
	10	- 草刈り - 木材搬出 - イナゴ捕り - 薬草採取	初5以上 初5以上 初1・2・6女子 初3・4・5・6男		8	- 校内作業 - 除草 - 草刈り - 遺家族勤労奉仕 - 木材運搬	初4以上 初3以下 初4以上 初4以上 初4以上
	11	- 甘藷掘り - 薬納取り - 小麦蒔き - 遺家族手伝い - 整地作業 - 落穂拾い	初5以上 初4以下 初5以上 不明 初5以上 全学年分団別		9	- ソバ種蒔き - 草刈り作業	高等科 不明
	12	- 粘土取り（炭釜用） - 木炭運搬 - 芝草取り - 芝草整理	全学年 高等科 初3以上 高等科		11	- 甘藷採り - 校内実習地稲切り - 薬納採り - 薬切り	初等科 高等科 高等科 初4以上
					3	療理立作業	高等科

この表は、当校の集団勤労作業の小史とでもいうべきものであるが、そこからは幾つの特徴を読み取ることができる。

まず、作業量から。作業の量は18年度から激増している。これは、1943（昭和18）年に入り、集団勤労作業体制の整備が県当局の主導で急ピッチに進められたことに照応している。16年度までは1月と2月については、冬場で寒くまた仕事も特別なという事情もあったのか、作業動員は全くない。しかし、17年度からは突如作業が入るようになり、特に18・19年度は木炭搬出といった重労働までも作業の対象になっている。1年を通して寒暑に関係なく、児童は勤労作業に駆り出されていたのである。

作業内容については、16年度までは草刈り・砂取り・石拾い・神社清掃・どんぐり拾いなど、どちらかというと軽微な作業で構成され、作業回数も少ないこともあり、児童にとってそれほど負担になるものではなかった。17・18年度になると、成人労働力の欠乏また国内食糧生産の著しい低下に伴い、食糧増産の一端を集団勤労作業が請け負わなければならない羽目になり、自ずとその作業内容も芋掘り・甘藷掘り・ソバ蒔き・麦蒔き・白穂取り・ソバ刈り・麦刈り・甘藷床作り・除草など、食糧増産に関わる作業が多くを占めるようになっていく。その他には、新たに木炭運搬・軍用材運搬・穴埋め作業・土運び・炭焼

き作業などの重労働が若干加わってきている。

19年度以降は、食糧増産に一層の拍車がかけられ、運動場の開墾作業（報国農場増設）をはじめ多種多様な作業が勤労作業に盛り込まれてくる。かなりの体力を要する木炭運搬・軍用材搬出などの重作業もその回数を以前よりも増している。さらに防空壕掘り・飛行場への動員など、戦局の動向に呼応した勤労作業も目立つ。

作業の学年割り当てについては、やはり体力的に優れる初等科5・6年児童と高等科児童に多く頼ることになっているが、軽労働、例えばラミー取り・イナゴ取り・石拾い・除草などは、初等科3年以下の児童に任されている。作業量の軽重はあるが、どの学年の児童も勤労作業から免れることはできなかったのである。

こうした北吉井国民学校の集団勤労作業の特徴は、当校だけに見られる特別なものというわけではない。いずれの国民学校でも例外なく認められるものであった。

あと紹介したいのは、道場形式による集団勤労作業と海螢の採集作業であるが、紙幅の都合で簡単にしたい。両作業とも越智郡波方国民学校の試みである。

前者の作業は、学校の近くにある山火事（1943〈昭和18〉年5月に発生）の跡地を整地して寝食のできる小屋（道場）を建設し、そこに児童を宿泊させ、ソバ栽培に従事させたというものである⁽¹⁰⁾。小屋は「古屋道場」と称されていた。

後者の作業は、海軍からの要請を受けて海螢（夜光虫のこと、羅針盤などに利用）を採集するという珍しい内容であった⁽¹¹⁾。高学年の児童を数百人動員してののがかりなもので、かなりの収穫があったらしい。収穫量に驚いた海軍省は、わざわざ係官を実情視察に送り込み、労を労うことまでしている。

これらの集団勤労作業の実態については、別の機会に詳しく検討・考察したい。

4 集団勤労作業と学校生活

過度の集団勤労作業は様々な弊害を生み出していた。この点については、1939（昭和14）年の時点で早くも県当局でも取り沙汰されていた。同年11月8日付の『海南新聞』に次のような記事が載っている。

学生々徒の集団勤労作業については反省すべきものが多いとの声が昂まり、大いに奨励せねばならぬのに逆効果の方が著しくなる恐れがあり県学務当局ではこれが対策につき考究を重ねてゐたが大体の原案がなつた、それは今夏の勤労作業を実施した県下全学校に

精神教育上の影響△体育上の影響△学生々徒に発生した疾病に就て作業と関係ありと思考されるものその他作業の内容期間勤労作業実施状況並にその結果に関しての報告を取りまとめ再検討を加へたもので、大体次の方針たらしめることとしてゐる。

勤労作業を本質的なものたらしめ小学生には小学生らしい作業を課し其の体力智能の程度を考慮し、作業の方法としては工業の生徒にはそれぞれ技能に適した作業、商業は商業、農業は農業といふ風に合理化していくこととする。

まだこの時期、愛媛県当局には作業方法の見直しと作業内容の適正化を求める冷静さがあった。

しかし、現実には集団勤労作業は拡大・強化の方向で進み、作業の見直し論が顧慮されることはなかった。作業に伴う弊害は、ますます深刻なものになった。

弊害は様々な形で現れたが、学校生活・環境の悪化は切実であった。当時の生活をリアルに伝える回想がある⁽¹²⁾。

普通一日に足る草履が、山の仕事をするとすれば予備を持って登校しなければならない、親が与えてくれるのを待っている余裕はなかった。雨が降れば、教室の机・腰掛けを片付け、みんなが輪になって持参の藁で「草履作り」であった。従って校内での生活はできるだけ履物を使わぬことが奨励された。休憩時の運動場での遊びはみんなはだし、教室へ入るときは足洗場をザブザブ通過したのである。……この頃学校が日常の活動として行い、又行事的に取上げねばならなかった事柄として、ドングリ拾いや、ハズ（苧麻）の皮はぎをして乾燥したものを供出するという仕事があった。時期が来れば先ず学校へ、学級からは個々の児童に目標量を割当る。メ切が来ても目標量がなければ、学校又は全校で山に繰込んで不足を補い供出する。ドングリ置場になった教室は山のように積まれたドングリから、日がたつと虫がはい出し、ものすごい風景にもなった。

学校生活が、集団作業によって大きく左右される様子がわかって。作業で使う草履作りと素足の奨励、教室の倉庫化などはいずれの学校でも日常的に散見できるものであった。

ところで、とりわけ深刻であったのは学習活動の停滞であった。作業時間の激増による授業時間の減少、集団作業に奔走する落ち着かない雰囲気、作業場と倉庫に化した校庭と教室、作業からくる蓄積疲労、こうした悪条件のなかで正常な授業が成立するわけがなかった。

県当局もこの問題は看過することができず、1944（昭和19）年4月11日に通達①（「学校ニ於ケル休業日ニ関スル件」県内政部長発）を発し、休業日（日曜日）の活用という苦肉の策を指示した。その示達内容は次のとおり。

- （一）国民学校初等科第五学年以上ノ児童ニ対シテハ隔週日曜日ニ出席センメ教科ノ補充授業又ハ予メ計画セル勤労作業等ヲ実施スルヲ本体トスルコト
尚初等科第四学年以下ノ児童ニ対シテハ其ノ必要ニ応ジ適宜措置スルコト
- （二） 略
- （三）各学校職員ハ児童生徒ノ出席ノ有無ニ拘ラズ日曜日ニハ其ノ半数交替シテ出勤執務スルコト

5年生以上の児童は隔週に、4年生以下の児童は適宜必要に応じて出席し、補充授業を受けたり、勤労作業に従事したりせよというのである。教職員には交替出勤が強要されている。この通達は、基本的に授業時間の確保という配慮から発案されたものではあるが、平日の作業時間の削減には言及していない。作業時間を増やすことはあっても、減らすという発想はなかったのである。

では、この通達を受けて国民学校では、日曜日にどのような体制で、如何なる活動がなされていたのか、再び温泉郡北吉井国民学校を例に見てみよう。表3は、日曜出席が開始された1944（昭和19）年4月以降の日曜日の出席および活動状況を、当校の『昭和十九年度 学校日誌』からまとめたものである。

当校では、奇数学年と偶数学年がグループ単位を作り、隔週に出席するという体制をとっている。そのため4年生以下の児童も5年生以上と同じく、隔週の出席が課せられている。当日の活動の内容は、作業に関する記載が結構多く、かなりの時間を作業に当てていたと思われる。

日曜出席が行われた期間は、当校の場合、同年の9月10日までであろう。学校日誌には、この日を最後に日曜出席の記録が見られないからである。4月30日から9月10日までの期間に、合計18回日曜出席が実施されたことになるが、これが多いか少ないかは判断できな

い。しかし、日曜日の作業と補充授業が、平日の作業の疲れを残したままの児童・教職員にとって体力的にも精神的にも耐え難い負担となってくるのは時間の問題であった。いずれにせよ、日曜出席を学校活動に定着させることは不可能であった。

結局、授業時間の確保は集団勤労作業の終息を待つしかなかったのである。

おわりに

国民学校での集団勤労作

業は、学校の農場化、授業時間を犠牲にしての集団作業、食糧増産、生産ノルマ、実績報告、日曜日の作業、と完全に生産の論理で展開されていた。そこには、児童に昼間労働からの自由を保障するという学校本来の機能はない。学校は、労働を無批判に導入していく。児童は目的ではなく、手段としてのみ存在する。主客転倒が起きた。ここが、それまでの学校教育で扱われた児童の労働（作業）とは本質的に異なる部分であった。

にもかかわらず、集団勤労作業を教育的に粉飾するために、二宮尊徳の勤労観や西欧の労作教育論を敷衍した勤労奉仕論で説明するということが、教育者また教育学者から盛んになされた。しかし、どのような教育的説明が加えられても、集団勤労作業は生産の論理に支えられた単なる年少労働でしかなかった。

集団勤労作業は、明らかに児童の昼間労働の復活であった。それも、義務教育の場である国民学校において復活するという異常性があった。ここに、明治以降の教育の流れの中で、国民学校児童による集団勤労作業が特異な位置を占める所以が見られるのである。

表3 日曜日の出席および活動状況(昭和19年 温泉郡北吉井国民学校)

月 日	出席学年および当日の活動
4月30日	二・四・六年・高等科二年児童出席 出校者相原校長及ビ本日日出校学年受持職員
5月7日	児童出校 一・五・高一各学年
5月14日	全校職員児童登校 作業及授業ヲナス 軍人慰霊祭ヲ行フ 午後一時ヨリ 村民多数参列(国民学校高二参列) 午後四時終了
5月21日	初四・六・高二児童出校
5月28日	初三・五・高一児童出校
6月11日	初二・四・六・高二ノ諸先生出校 非農家児童初二・四・六・高二出校 作業、校内整頓 一、開墾地境界 二、校舎西側整理 三、西便所及周囲整備 四、其他
6月18日	奇数学年ノ非農家ノ児童ハ出校(作業並ニ習字練習) 右学年ノ受持及ビ校長来校
6月25日	初二・四・六(女) 高一(男) 高二来校
7月2日	職員半数出勤(奇数学年受持)
7月9日	偶数学年出席(非農家児童)(授業又ハ作業)
7月16日	奇数学年出校
7月23日	日曜偶数登校日 児童腰掛 板引キニ高久製作所へ 高二児童十名奉仕 大野訓導引率
7月30日	奇数学年登校
8月6日	偶数学年出席
8月13日	初一・三・五・高一女・六男・高二男芝取リヲナス 高一女校内諸作業
8月20日	二・四・六女・高一男登校(偶数学年登校ノ日)
9月3日	初二・四・六・高二出校
9月10日	一・三・五・高一出校

注

- (1) 戸田金一 『昭和戦争期の国民学校』 吉川弘文館 平成6年 218頁
- (2) 海老原治義 『海老原治義著作集4 現代日本教育実践史 下』 エムティ出版 1991年 938頁
- (3) 上掲 『昭和戦争期の国民学校』 216頁
- (4) 山本信良・今野敏彦 『大正・昭和期の天皇制イデオロギー II』 新泉社 1977年 432頁
- (5) 教育史編集室 『愛媛県教育史 第1巻』 昭和46年 946頁
- (6) 細谷俊夫他 『新教育学大事典 第6巻』 第一法規 平成2年 559頁
- (7) 上掲 『愛媛県教育史 第2巻』 563頁
- (8) 通達①、④、⑤、⑦～⑩、⑬、⑭は、愛媛県史編さん委員会『愛媛県史 資料編 近代4』昭和61年に、通達②、③、⑥、⑪～⑬、⑯～⑲、⑳～㉓は、中島青年学校『昭和三年起 例規並ニ関係書類類』に所収。
- (9) 『昭和五年度起 川上尋常高等小学校学事報告』
- (10) 波方町誌編集委員会 『なみかた誌』 昭和43年 465-468頁

- (1) 同上 468-469頁
- (2) 肱川町誌編纂会 『肱川町誌』 昭和52年 441頁

Pupils' group labor at the National Elementary Schools in Ehime prefecture during The Pacific War

Manabu NOGUTI

The compulsory education systems established by the modern countries have released children from the daily labor.

In Japan, the government had formed the education system in 1872, and owing to its urge of school attendance, children's enrollment rate kept on rising gradually. The rise of the enrollment rate meant the fall of the number of children at the daily work.

However, as the long warfare in the Showa period had caused the shortage of the manpower and food, the children were re-engaged to the daily work, the group labor, at school.

In this thesis, the pupils' group labor is traced its history back to the Meiji period. The actual condition and circumstances of the group labor at the National Elementary Schools in the early Showa period are also classified through the illustrations in Ehime prefecture. A consideration is made thereafter, on the meaning of such group labor at the National Elementary Schools, in the history of the modern education in Japan.

保育者養成学科の学生における性別役割の自己認知

赤 澤 淳 子
寺 川 夫 央¹⁾

問題と目的

男らしさ・女らしさ—換言すれば、男性性・女性性—という語は、耳になじんだ語である。だが、それが何をさすのかは、意外に明確ではない。ともすれば、それは究極的には染色体構成の違いに還元できる生物学的な性差を反映したものであり、それゆえ交差しない概念と受け取られがちである。そして、その概念は、しばしば男女を問わず、ある社会の構成員を、行動面でも心理面でも束縛し続けてきたし、今なお、し続けていると称しても過言ではない。しかし、果たして、この概念は、通常信じられているように、実体的な裏付けを有するものなのか。

この概念がアカデミックな世界において真摯に論じるに足る対象として組上に上ることとなったのは、1970年代以降である。その契機となったのは、いわゆる女性解放運動の高揚である。だが、そこで得られた知見は、声高な女性の地位向上運動において掲げられる政治的スローガンとしての意味だけを有するものにはとどまらなかった。それは、近代社会が、ある種の普遍的な妥当性をもつ枠組みのように見えて、実はそうではないことを明らかにしたのである。このような研究—フェミニズム—が、近代を相対化しあらためて検証しようとするポスト・モダニズムと称される潮流の有力な一環として位置づけられる理由は、ここにある。著しく単純化して言うなら、近代とは、西洋キリスト教社会で成人した白人男性の視点からとらえられた世界像に依拠するものであることが、白日の下にさらされることになったのである。

このような背景下で、1970年代以降、男性性・女性性の内実にかかわる研究が、各分野で進捗するに至った。その結果、男性性・女性性は、それぞれの社会の有する文化的イデオロギーに依拠したもので、実体的な裏付けを欠くという意味では虚構に他ならないことが明らかにされた。それは、生物学性差—sex—とは明確に区別され、むしろ社会・文化的に規定される性別—gender—であり、ステレオタイプのな性別特性と見なされるべきしるものである。この両者を峻別することが、人文・社会科学の諸分野で、新たな知見を生み出していることは既に周知の事実といってよい。

心理学もむろん、その例外ではない。それまで男女間の心理学的差異、性差は、性差尺度(M—F尺度)に典型的に見られるように、男性性(男らしさ)と女性性(女らしさ)を両極とする一次元上で捉えられてきた。これに批判の矢を放ったのが、A. Constantinople (1973)であった。彼は、これを方法論、構成概念両面から批判し、男性性と女

1) 今治明德短期大学聴講生

性性は一次元上の対極ではなく、独立の概念であり、各々別個に測定すべきであると主張した。つまり、心理的には男性にも女性的な面があり、女性にも男性的な面があると考えたのである。

この考え方を基盤として、考案されたのが、Bem (1974) による BSRI (Bem Sex-Role Inventory) であり、また Spence, Helmreich, and Stapp (1975) による PAQ (Personal Attributes Questionnaire) である。これらの尺度では、男性性・女性性は、先述の生物学的性に対応した固定的な sex ではなく、社会的・文化的に規定される gender として捉えられ、各々が独立した次元として測定される。Bem (1975) が、この BSRI による尺度測定の結果に基づいて発見した、男性性と女性性の双方を具有する心理的両性具有者 (androgyny) の存在は、この仮説の妥当性を立証するものと位置づけられる。実際、彼らは状況に即した性別役割の適応を示しているのである。

これらの研究をうけて、わが国においても、BSRI と同様の、日本語版の二次元尺度が開発されている (伊藤, 1978; 安達, 1985; 東, 1991)。更に、男性性・女性性について先行例には含まれていない側面を考慮した尺度を開発したのが、山口 (1985) である。山口の尺度に特徴的なことがらの一つは、女性性の中に、子どもに対する母親としての女性性一同時に、男性性の中に子どもに対する父親としての男性性一を加味したことである。本稿においても、この枠組みに準拠し、特に「父性・母性」に焦点を当てながら、青年期男女の性別役割に考察を加えたいと思う。

その論述に進む前に、「父性・母性」という概念に関して、若干触れておきたい。これらについても、男性性・女性性と同様、生物学的性に依拠した固定的な見方が一般的である。とりわけ、母性は生物学的な母親に固有のものと捉えられている。しかしながら、上述したように、男性性・女性性が、文化的な虚構であることが明らかになった現在、父性・母性に関しても、やはり gender の視点からの再検討が可能であり、また必要であることは言を待たない。本研究は、このような問題意識の下に着想されたものである。

ここで、あらためて考えてみれば、Mitscherlich, A. (1963) による「父親なき社会」の指摘をまつまでもなく、現代社会における父性不在は、つとに論じられてきた問題である。たしかに、わが国を含めていわゆる先進諸国では、家父長的な原理は既に色あせ、それを反映した家族制度も崩壊しつつある。そのため、父性の実体は、もはや必ずしも明確とはいえない。これに比べれば、母性はその実体はるかに明確であると見なされている。父性は、この確固たる母性の対概念として、消極的にしか定義づけられないのが現状である。

では、なぜ父性に比べ母性は、揺るぎない地位を付与されているのか。それは主として、出産やその後の哺乳という絶対的な生物学的事実が存在するためであろう。その事実を敷衍すれば、子どもに対する養育行動は、主として母親がになうものとされ、育児に対する適性も、無条件で母親に備わったものと考えられることになる。このように、母性を女性独自の一種の疑似本能のように捉えるのが、世界的に見ても一般的な風潮であると称してもよいかもしれない。わが国も、もちろんその例に漏れない。そのため、「女性=母性=育児に対する適性を有する」という図式が、保育の現場においても、保育者の育成に当たっても、自明の前提とされているといっても過言ではない。男性が幼児教育・保育の現場に活躍の場を見いだそうと志しても、そこは事実上女性の占有する場とされており、保育者としての活路は開きにくいのが現状である。しかし、果たして、この図式が妥当なもの

であるか否か。その実証的検討が、本研究の究極の目的である。

その第一歩としてここで留意しておきたいのが、「母性」という語のもつ両義性である。「母性」という言葉は、「産出の母体」としての文字通りの生物学的母性を指す場合と、「育児の主体」としてのイデオロギーとしての母性を指す場合がある。その両者が混同して使われていることに問題がある。「産出の母体」としての母性は、確かに生物学的性に帰属しているが、後者のイデオロギーとしての母性は、生物学的性によるものではなく、心理・社会的なものとして捉えられるべきなのである。

現に、近年の研究成果が示すところでは、育児行動は一般に考えられているように、本能に基づく生得的な行動ではなく、学習の産物に他ならない（糸魚川、1985）。そして、この「母性」が、必ずしも、女性固有のものではないことを実証する研究もある。例えば、花沢・松浦（1986）では、「母性」は、男女ともに、乳児の世話をした経験の多いものの方が高いことを明らかにされている。同様に、中西・牧野（1989）においても、男女高校生で、男女を問わず、子どもの世話をした経験のあるものの方が、親準備性が高いことを示されている。このように、イデオロギー化した「育児の主体」としての「母性」は、男女両性の成体において認められるのである。したがって、「育児の主体」としての「母性」はむしろ「育児性」あるいは「親性」と表現する方が適切であるとする大日向（1991）の主張は、一定の説得力をもつと評価し得るのである。

これら一連の先行研究を概括するなら、「育児性あるいは親性」としての「母性」は、女性性と同様、本来必ずしも生物学的な母親に固有のものではなく、それを規定するものは、育児の経験量であり、青年期男女においては、男女を問わず、乳幼児との接触を多く持っているものの方がそれが高いということになるであろう。

幸いなことに、本学は、生活科学科と幼児教育科とを併せ持つ男女共学の短大であり、両学科には男子学生が多数在籍し、しかも、幼児教育学科では幼稚園および保育所における実習が必須とされている。言い換えれば、両学科の男女学生を対象とした調査を行うことで、これら一連の研究結果を検証することが可能であるという恰好の条件が与えられているのである。その条件を活用して、両学科に在籍する男女学生における性別役割の自己認知の構造を明らかにしながら、先行研究の成果を援用し、以下の仮説1および2を検討することが、本研究の目的である。

仮説1 母性（育児性）については、性差（女性が男性より高い）よりむしろ学科差（幼児教育学科が生活科学科より高い）の方が大きい。

仮説2 幼児教育学科においては、幼稚園実習を終えた2回生の方が、1回生よりも、母性（育児性）が高い。

方 法

(1) 調査時期

1996年7月上旬～下旬。

(2) 調査対象

今治市内のI短期大学の学生234名（男子64名、女子170名）。

(3) 調査内容

性別役割の自己認知

吉田 (1995) が山口 (1985) の改訂版として作成した, 母性-父性尺度の72項目中, 女性性・男性性・母性・父性の否定的な項目を除外し, 肯定的な項目について各9項目, 合計36項目を採択した (Table 1 参照)。それらの各項目について, 自分自身について, どの程度当てはまるかを「非常に当てはまる」から「非常に当てはまらない」までの7段階評定させた。高得点であるほど, その特性が自己の特性として高く認知されていることを示す。

Table 1 母性-父性, 女性性-男性性尺度の項目

母性尺度	父性尺度	女性性尺度	男性性尺度
保護的な	頼りがいのある	控えめな	力強い
包み込むような	ゆるぎない	しなやかな	ストレートな
あたたかい	物事に動じない	曲線的な	行動力のある
育てはぐくむ	威厳のある	従順な	勇敢な
慈悲深い	指導的な	艶のある	論理的な
ぬくもりのある	権威のある	かわいい	さっぱりとした
豊かな	一家を支える	しおらしい	理性的な
家庭的な	厳しさのある	優雅な	たくましい
自己犠牲的な	岩のようにどっしりとした	繊細な	精力的な

結 果

母性, 父性, 女性性, 男性性尺度ごとの信頼性係数は, それぞれ, 母性尺度 $\alpha = .87$, 父性尺度 $\alpha = .77$, 女性性尺度 $\alpha = .65$, 男性性尺度 $\alpha = .72$ であった。これらの結果より4つの尺度とも信頼性が高く, 内的整合性が認められた。よって, 以下の分析は,

これら4つの尺度を構成する項目の平均値を指標として行う。また, 各尺度間における Pearson の相関係数を Table 2 に示した。

性別役割の自己認知について, 学科および男女別に各尺度および各項目の平均値において, 学科と性の2要因の分散分析を行った結果を Table 3-1 から 3-4 に示した。また, Fig.1 は各尺度の平均値を示したものである。

分散分析の結果, 母性 (育児性) 尺度の平均値においては, 性 ($F(1, 229) = 4.31$, $p < .05$) と学科 ($F(1, 229) = 5.11$, $p < .05$) の主効果が有意であった。母性尺度の平均値では, 女子より男子, 生活科学科より幼児教育学科の方が有意に高いという結果が示された。

Table 2 母性-父性, 女性性-男性性尺度の相関

	母 性	父 性	女性性
母 性			
父 性	.463***		
女性性	.621***	.370***	
男性性	.474***	.848***	.380***

*** $p < .001$

項目別に検討した結果、性の主効果がみられたのは、「あたたかい」($F(1, 229) = 7.51, p < .01$)、「慈悲的な」($F(1, 229) = 4.83, p < .05$)であり、男子は女子よりも有意に高い値を示した。また、学科の主効果がみられたのは、「ぬくもりのある」($F(1, 229) = 4.15, p < .05$)、「あたたかい」($F(1, 229) = 6.56, p < .05$)であり、幼児教育学科は生活科学科よりも高い値を示した。更に、「自己犠牲的な」の項目においては、性と学科の交互作用がみられ($F(3, 227) = 4.39, p < .05$)、男子においては、幼児教育学科が生活科学科より、有意に高い値を示していることが明らかになった。

父性尺度、女性性尺度、男性性尺度では、有意な主効果および交互作用はみられなかった。項目別に検討した結果、父性項目では、「物事に動じない」($F(3, 227) = 4.69, p < .05$)、「ゆるぎない」($F(3, 227) = 6.45, p < .05$)において、性と学科の交互作用がみられ、男子では、生活科学科が幼児教育学科より高い値を示した。また、女性性項目で

Table 3-1 母性尺度における学科および男女別の平均値と分散分析の結果

	幼児教育学科		生活科学科		2要因の分散分析F値		
	男子 (N=38)	女子 (N=77)	男子 (N=26)	女子 (N=93)	学科	性	交互作用
I. 母性尺度全体	4.97 (1.06)	4.75 (0.73)	4.79 (1.27)	4.47 (0.71)	5.11*	4.31*	n.s.
1. 保護的な	5.11 (1.25)	4.92 (0.93)	4.88 (1.53)	4.63 (1.08)	3.09*	n.s.	n.s.
5. 包み込むような	4.45 (1.39)	4.17 (0.98)	4.32 (1.82)	4.02 (1.01)	n.s.	n.s.	n.s.
9. あたたかい	5.32 (1.49)	4.88 (1.00)	5.08 (1.72)	4.45 (1.01)	6.56*	7.51**	n.s.
13. 育てはぐぐむ	4.47 (1.43)	4.60 (0.94)	4.65 (1.55)	4.29 (0.90)	n.s.	n.s.	n.s.
17. 慈悲的な	5.53 (1.25)	5.36 (1.02)	5.65 (1.55)	4.98 (1.24)	n.s.	4.83*	n.s.
21. ぬくもりのある	5.29 (1.41)	5.01 (1.08)	5.04 (1.68)	4.68 (1.02)	4.15*	2.99+	n.s.
25. 豊かな	4.82 (1.43)	4.68 (1.12)	4.85 (1.78)	4.44 (1.84)	n.s.	n.s.	n.s.
29. 家庭的な	4.97 (1.65)	4.77 (1.44)	4.85 (2.01)	4.51 (1.32)	n.s.	n.s.	n.s.
33. 自己犠牲的な	4.79 (1.23)	4.38 (1.36)	4.04 (1.89)	4.45 (1.12)	n.s.	n.s.	4.39*

() 内は標準偏差.

** $p < .01$ * $p < .05$ + $p < .1$

Table 3-2 父性尺度における学科および男女別の平均値と分散分析の結果

	幼児教育学科		生活科学科		2要因の分散分析F値		
	男子 (N=38)	女子 (N=77)	男子 (N=26)	女子 (N=93)	学科	性	交互作用
II. 父性尺度全体	3.87 (1.11)	3.86 (0.87)	3.94 (1.51)	3.68 (0.81)	n.s.	n.s.	n.s.
2. 頼りがいのある	4.32 (1.32)	4.16 (1.30)	4.31 (1.78)	3.96 (1.26)	n.s.	n.s.	n.s.
6. ゆるぎない	3.89 (1.16)	4.09 (1.09)	4.60 (1.68)	3.96 (0.87)	n.s.	n.s.	6.45*
10. 物事に動じない	3.84 (1.57)	4.18 (1.50)	4.42 (1.94)	3.88 (1.35)	n.s.	n.s.	4.69*
14. 威厳のある	3.39 (1.67)	3.58 (1.19)	4.08 (1.76)	3.51 (1.21)	n.s.	n.s.	3.49*
18. 指導的な	4.18 (1.49)	3.86 (1.21)	3.88 (2.07)	3.58 (1.35)	n.s.	n.s.	n.s.
22. 権威のある	3.45 (1.61)	3.66 (1.32)	3.65 (1.98)	3.43 (1.42)	n.s.	n.s.	n.s.
26. 一家を支える	4.13 (1.71)	3.66 (1.30)	3.27 (2.18)	3.43 (1.55)	3.69*	n.s.	n.s.
30. 厳しさのある	4.05 (1.64)	4.13 (1.32)	4.15 (1.87)	4.06 (1.23)	n.s.	n.s.	n.s.
34. 岩のように どっしりとした	3.58 (1.83)	3.34 (1.47)	3.50 (1.94)	3.33 (1.39)	n.s.	n.s.	n.s.

() 内は標準偏差.

* $p < .05$ + $p < .1$

Table 3-3 女性性尺度における学科および男女別の平均値と分散分析の結果

	幼児教育学科		生活科学科		2 要因の分散分析 F 値		
	男子 (N=38)	女子 (N=77)	男子 (N=26)	女子 (N=93)	学科	性	交互作用
Ⅲ. 女性性尺度全体	4.10 (0.80)	4.08 (0.66)	4.23 (1.19)	4.10 (0.62)	n.s.	n.s.	n.s.
3. 控えめな	4.42 (1.60)	4.18 (1.42)	5.04 (1.75)	4.39 (1.17)	3.07*	4.39*	n.s.
7. しなやかな	3.82 (1.11)	3.66 (1.31)	4.19 (1.36)	3.77 (0.98)	n.s.	n.s.	n.s.
11. 曲線的な	4.29 (1.37)	4.23 (0.83)	3.92 (1.23)	4.18 (0.94)	n.s.	n.s.	n.s.
15. 従順な	4.26 (1.50)	4.27 (1.22)	3.81 (1.60)	4.42 (0.77)	n.s.	n.s.	2.93*
19. 艶のある	4.11 (1.39)	4.04 (0.88)	4.23 (1.70)	4.06 (0.99)	n.s.	n.s.	n.s.
23. かわいい	4.13 (1.80)	4.14 (1.20)	4.23 (2.25)	3.98 (1.43)	n.s.	n.s.	n.s.
27. しおらしい	3.66 (1.40)	3.83 (1.37)	3.46 (1.86)	3.97 (1.15)	n.s.	n.s.	n.s.
31. 優雅な	4.00 (1.40)	4.06 (1.15)	4.27 (1.91)	3.99 (1.13)	n.s.	n.s.	n.s.
35. 繊細な	4.21 (1.51)	4.29 (1.28)	4.88 (1.63)	4.35 (1.15)	n.s.	n.s.	n.s.

() 内は標準偏差.

* $p < .05$ * $p < .1$

Table 3-4 男性性尺度における学科および男女別の平均値と分散分析の結果

	幼児教育学科		生活科学科		2 要因の分散分析 F 値		
	男子 (N=38)	女子 (N=77)	男子 (N=26)	女子 (N=93)	学科	性	交互作用
Ⅳ. 男性性尺度全体	4.26 (0.92)	4.19 (0.88)	4.34 (1.43)	4.04 (0.82)	n.s.	n.s.	n.s.
4. 力強い	4.08 (1.68)	4.10 (1.60)	4.12 (2.05)	3.71 (1.38)	n.s.	n.s.	n.s.
8. ストレートな	4.21 (1.49)	4.71 (1.60)	4.35 (1.67)	4.23 (1.33)	3.24*	n.s.	n.s.
12. 行動力のある	4.26 (1.59)	4.31 (1.52)	4.54 (1.07)	4.02 (1.44)	n.s.	n.s.	n.s.
16. 勇敢な	4.16 (1.42)	3.77 (1.15)	4.38 (1.83)	3.88 (1.27)	n.s.	5.04*	n.s.
20. 論理的な	4.24 (1.44)	3.66 (1.35)	4.42 (1.79)	3.95 (1.06)	n.s.	7.41**	n.s.
24. さっぱりとした	4.63 (1.55)	5.04 (1.34)	4.62 (1.83)	4.76 (1.31)	n.s.	n.s.	n.s.
28. 理性的な	4.16 (1.55)	4.01 (1.19)	4.46 (1.98)	4.16 (1.02)	n.s.	n.s.	n.s.
32. たくましい	4.15 (1.53)	4.08 (1.41)	4.12 (1.95)	3.71 (1.44)	n.s.	n.s.	n.s.
36. 精力的な	4.45 (1.59)	4.01 (1.23)	4.42 (1.92)	4.03 (1.10)	n.s.	4.41*	n.s.

() 内は標準偏差.

** $p < .01$ * $p < .05$ * $p < .1$

は、「ひかえめな」において性の主効果がみられ ($F(1, 229) = 4.39$, $p < .05$), 男子は女子より有意に高い値を示した。同様に, 男性性項目においても, 性の主効果みられ, 「勇敢な」($F(1, 229) = 5.04$, $p < .05$), 「精力的な」($F(1, 229) = 4.41$, $p < .05$), 「論理的な」($F(1, 229) = 7.41$, $p < .05$) の項目で, 男子は女子より有意に高い値を示した。

以上の結果から, 仮説 1 は検証された。

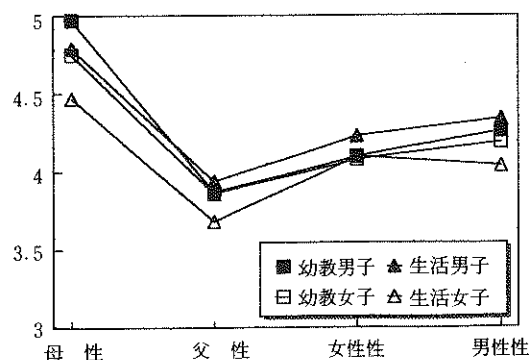


Fig. 1: 各尺度における学科および男女別の平均値

性別役割の自己認知について、幼児教育学科の学年および男女別に各尺度および各項目の平均値について、学年と性の2要因の分散分析を行った結果を示したものがTable 4-1 から 4-4 である。また、Fig.2 は、各尺度の平均値を示したものである。

分散分析の結果、全ての尺度（母性尺度、父性尺度、女性性尺度、男性性尺度）において、有意な主効果および交互作用はなかった。

項目別では、母性項目の「育てはぐくむ」において性と学年の交互作用がみられ（ $F(3, 111) = 7.47, p < .01$ ）、男子では、2年の方が1年より有意に高い値を示した。父性項目では「一家を支える」において、性の主効果（ $F(1, 114) = 3.95, p < .05$ ）および学年の主効果（ $F(1, 114) = 5.00, p < .05$ ）がみられ、男子は女子より、2年は1年よりも高い値を示した。男性性項目において性の主効果がみられたのは「論理的な」（ $F(1, 114) = 4.95, p < .05$ ）であり、男子は女子よりも有意に高い値を示した。また、交

Table 4-1 母性尺度における幼児教育学科の学年および男女別の平均値と分散分析の結果

	1 年 生		2 年 生		2 要因の分散分析F値		
	男子 (N=22)	女子 (N=36)	男子 (N=16)	女子 (N=41)	学科	性	交互作用
I. 母性尺度全体	4.82 (1.16)	4.78 (0.84)	5.18 (0.90)	4.72 (0.63)	n.s.	n.s.	n.s.
1. 保護的な	5.18 (1.50)	5.03 (0.94)	5.00 (0.82)	4.83 (0.92)	n.s.	n.s.	n.s.
5. 包み込むような	4.32 (1.29)	4.11 (1.04)	4.63 (1.54)	4.22 (0.94)	n.s.	n.s.	n.s.
9. あたたかい	5.27 (1.42)	4.78 (1.12)	5.38 (1.63)	4.96 (0.88)	n.s.	3.53+	n.s.
13. 育てはぐくむ	4.09 (1.43)	4.75 (0.94)	5.00 (1.55)	4.46 (0.90)	n.s.	n.s.	7.47**
17. 慈悲的な	5.50 (1.41)	5.25 (1.02)	5.56 (1.03)	5.46 (1.03)	n.s.	n.s.	n.s.
21. ぬくもりのある	5.09 (1.44)	4.83 (1.30)	5.56 (1.36)	5.17 (0.83)	2.86+	n.s.	n.s.
25. 豊かな	4.55 (1.60)	4.83 (1.13)	5.19 (1.11)	4.54 (1.10)	n.s.	n.s.	3.70+
29. 家庭的な	4.73 (1.91)	4.83 (1.40)	5.31 (1.20)	4.71 (1.49)	n.s.	n.s.	n.s.
33. 自己犠牲的な	4.64 (1.50)	4.64 (1.29)	5.00 (0.73)	4.15 (1.39)	n.s.	n.s.	n.s.

() 内は標準偏差。

** $p < .01$ + $p < .1$

Table 4-2 父性尺度における幼児教育学科の学年および男女別の平均値と分散分析の結果

	1 年 生		2 年 生		2 要因の分散分析F値		
	男子 (N=22)	女子 (N=36)	男子 (N=16)	女子 (N=41)	学科	性	交互作用
II. 父性尺度全体	3.66 (1.15)	3.88 (0.95)	4.16 (1.03)	3.85 (0.80)	n.s.	n.s.	n.s.
2. 頼りがいのある	4.14 (1.39)	4.17 (1.34)	4.56 (1.21)	4.15 (1.28)	n.s.	n.s.	n.s.
6. ゆるぎない	3.82 (1.37)	4.39 (0.99)	4.00 (0.82)	3.83 (1.12)	n.s.	n.s.	n.s.
10. 物事に動じない	3.64 (1.71)	4.28 (1.63)	4.13 (1.36)	4.10 (1.39)	n.s.	n.s.	n.s.
14. 威厳のある	3.18 (1.59)	3.51 (1.09)	3.69 (1.78)	3.63 (1.28)	n.s.	n.s.	n.s.
18. 指導的な	4.05 (1.59)	3.78 (1.29)	4.38 (1.36)	3.93 (1.15)	n.s.	n.s.	n.s.
22. 権威のある	3.32 (1.62)	3.51 (1.40)	3.63 (1.63)	3.78 (1.26)	n.s.	n.s.	n.s.
26. 一家を支える	3.64 (1.76)	3.61 (1.40)	4.81 (1.42)	3.71 (1.23)	5.00*	3.95*	3.60+
30. 厳しさのある	3.95 (1.86)	4.17 (1.25)	4.19 (1.33)	4.10 (1.39)	n.s.	n.s.	n.s.
34. 岩のように どっしりとした	3.23 (1.69)	3.25 (1.54)	4.06 (1.95)	3.41 (1.41)	n.s.	n.s.	n.s.

() 内は標準偏差。

* $p < .05$ + $p < .1$

Table 4-3 女性性尺度における幼児教育学科の学年および男女別の平均値と分散分析の結果

	1 年 生		2 年 生		2 要因の分散分析 F 値		
	男子 (N=22)	女子 (N=36)	男子 (N=16)	女子 (N=41)	学科	性	交互作用
Ⅲ. 女性性尺度全体	4.04 (0.86)	4.14 (0.70)	4.18 (0.74)	4.03 (0.62)	n.s.	n.s.	n.s.
3. 控えめな	4.50 (1.65)	4.17 (1.54)	4.31 (1.58)	4.20 (1.33)	n.s.	n.s.	n.s.
7. しなやかな	3.77 (1.19)	3.75 (1.34)	3.88 (1.02)	3.59 (1.30)	n.s.	n.s.	n.s.
11. 曲線的な	4.36 (1.62)	4.11 (0.98)	4.19 (0.98)	4.34 (0.66)	n.s.	n.s.	n.s.
15. 従順な	3.91 (1.31)	4.36 (1.31)	4.75 (1.65)	4.20 (1.15)	n.s.	n.s.	3.71*
19. 艶のある	4.18 (1.47)	4.08 (1.00)	4.00 (1.32)	4.00 (0.77)	n.s.	n.s.	n.s.
23. かわいい	4.05 (2.01)	4.06 (1.39)	4.25 (1.53)	4.22 (1.01)	n.s.	n.s.	n.s.
27. しおらしい	3.50 (1.60)	4.17 (1.56)	3.88 (1.09)	3.54 (1.12)	n.s.	n.s.	3.39*
31. 優雅な	4.00 (1.45)	4.14 (1.20)	4.00 (1.37)	4.00 (1.12)	n.s.	n.s.	n.s.
35. 繊細な	4.09 (1.69)	4.42 (1.40)	4.38 (1.26)	4.17 (1.16)	n.s.	n.s.	n.s.

() 内は標準偏差.

* $p < .1$

Table 4-4 男性性尺度における幼児教育学科の学年および男女別の平均値と分散分析の結果

	1 年 生		2 年 生		2 要因の分散分析 F 値		
	男子 (N=22)	女子 (N=36)	男子 (N=16)	女子 (N=41)	学科	性	交互作用
Ⅳ. 男性性尺度全体	4.09 (0.87)	4.15 (0.83)	4.50 (0.95)	4.23 (0.92)	n.s.	n.s.	n.s.
4. 力強い	3.95 (1.73)	3.83 (1.58)	4.25 (1.65)	4.34 (1.54)	n.s.	n.s.	n.s.
8. ストレートな	4.27 (1.70)	4.86 (1.55)	4.13 (1.20)	4.59 (1.64)	n.s.	2.78*	n.s.
12. 行動力のある	4.00 (1.54)	4.25 (1.65)	4.63 (1.63)	4.37 (1.43)	n.s.	n.s.	n.s.
16. 勇敢な	4.18 (1.33)	3.75 (1.18)	4.13 (1.59)	3.78 (1.13)	n.s.	n.s.	n.s.
20. 論理的な	4.05 (1.53)	3.56 (1.23)	4.50 (1.32)	3.76 (1.46)	n.s.	4.95*	n.s.
24. さっぱりとした	4.68 (1.78)	5.22 (1.31)	4.56 (1.21)	4.88 (1.36)	n.s.	n.s.	n.s.
28. 理性的な	3.82 (1.68)	4.14 (1.27)	4.63 (1.26)	3.90 (1.11)	n.s.	n.s.	n.s.
32. たくましい	3.95 (1.62)	3.92 (1.36)	4.44 (1.41)	4.22 (1.46)	n.s.	n.s.	n.s.
36. 精力的な	3.86 (1.55)	3.78 (1.44)	5.25 (1.29)	4.22 (0.99)	12.40**	4.41*	3.31*

() 内は標準偏差.

** $p < .01$ * $p < .05$ + $p < .1$

相互作用がみられたのは、「理性的な」($F(3,111) = 3.99, p < .05$)であり、男子において、2年は1年よりも平均値が高かった。さらに、「精力的な」では、性の主効果 ($F(1,114) = 4.62, p < .05$) および学年の主効果 ($F(1,114) = 12.40, p < .01$) がみられ、男子は女子より、2年は1年よりも平均値が有意に高いことがわかった。女性性項目では、有意な主効果および交互作用はみられなかった。

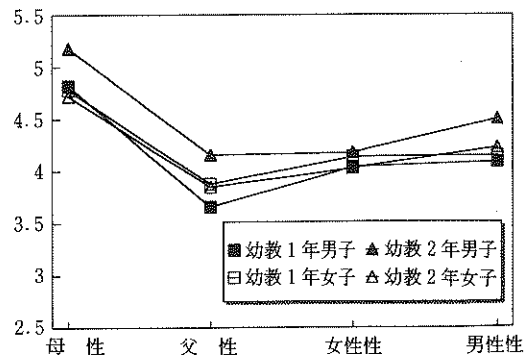


Fig. 2: 各尺度における学年および男女別の平均値

Table 5 学科および男女別の各尺度における平均値検定の結果

	母 性	父 性	女性性	男性性	各尺度間の差異
幼教-男子(n=38)	4.97 (1.06)	3.87 (1.11)	4.10 (0.80)	4.26 (0.92)	母>男・女・父, 男>父
幼教-女子(n=77)	4.75 (0.73)	3.86 (0.87)	4.08 (0.60)	4.19 (0.88)	母>男・女>父 ¹
生活-男子(n=25)	4.79 (1.27)	3.94 (1.51)	4.23 (1.19)	4.34 (1.43)	母>男・女・父, 男>父 ²
生活-女子(n=91)	4.47 (0.71)	3.68 (0.81)	4.10 (0.62)	4.04 (0.82)	母>女・男>父

¹女性性尺度と父性尺度の間は傾向差。

() 内は標準偏差。

²母性尺度と男性性尺度の間は傾向差。

以上の結果から、幼児教育学科内においては、項目では学年差が示されたが、各尺度においては性差および学年差は認められず、仮説2は検証されなかった。

学科および男女別に、各尺度の平均値について、t検定を行った結果をTable 5に示した。両学科および男女ともに、母性尺度の平均値が、他の尺度の平均値より高い。

まず、幼児教育学科の男子では、母性尺度の平均値と、父性尺度($t=6.50$, $df=38$, $p<.001$)、女性性尺度($t=5.25$, $df=38$, $p<.001$)、男性性尺度($t=4.92$, $df=38$, $p<.001$)の各平均値との間に有意差が示され、母性尺度の平均値は、他の尺度の平均値より高いことが示された。次に、父性尺度と男性性尺度の平均値間に有意な差が認められ($t=3.64$, $df=38$, $p<.01$)、男性性尺度の平均値は、父性尺度の平均値より高いことが示された。次に、幼児教育学科の女子においても、幼児教育学科の男子と同様の結果が示された。更に、生活科学学科の男子については、母性尺度と男性性尺度の平均値間には、傾向差しかみられなかったが、その他については、ほぼ同様の結果が示された。最後に、生活科学学科の女子では、母性尺度と他の尺度の平均値間に、また、父性尺度と他の尺度の平均値間に有意差が示された。つまり、母性尺度の平均値は、他の尺度の平均値より高く、父性尺度の平均値は他の尺度の平均値より低かった。

考 察

1. 尺度について

各尺度間に正の相関がみられる。この事実とは、母性と父性ならびに女性性と男性性とが、一次元の両極として捉えられるものではなく、それぞれ別個に測定されるべきものであることを示唆するものである。この結果は、これまでの研究(山口, 1985; 吉田, 1995)の成果と合致している。

しかしながら、より詳細な検討を試みれば、尺度間の相関関係には少し違いがあることが明らかとなる。すなわち、山口(1985)の研究では、男子においては、尺度間の相関の強さは、母性-父性、父性-男性性、母性-女性性の順となっており、女子においては、母性-女性性、母性-父性、父性-男性性の順となっている、これに対し、吉田(1995)

では、父性－男性性、母性－父性、母性－女性性の順となっている。一方、本研究においては、父性－男性性、母性－女性性、母性－父性の順に相関が強く、とりわけ父性－男性性間の相関は、他の尺度間の相関より強い。したがって、本研究においても、吉田（1995）の指摘を裏付けるかのように、父性－男性性間の相関は、母性－女性性間の相関より強く、父性と男性性は、母性と女性性ほど分化していないことが示唆されたのである。これは、日本にでは、アメリカと比較して、男性特有のジェンダー・ステレオタイプが顕著ではない（青野・赤澤、1996）ことと関連しているかもしれない。

2. 青年期男女における性別役割

まず、母性（育児性）における、学科間の比較検討結果について考察を行う。

先述したように、育児行動は学習の産物であること、乳児の世話をした経験量が親準備性に影響することが明らかになっている（糸魚川、1985；中西・松浦、1986）が、今回の研究においても、母性（育児性）については、幼児教育学科が生活科学科より高いということが示され、上述の研究結果を支持するものとなった。

幼児教育学科に所属する学生は、幼稚園教諭、保母（父）の資格を取得することを目的とするものが多い。したがって、当初から、生活科学科の学生に比べ、子どもへの関心や興味は高いことが予測される。その上、受講する講義の内容も、乳児・幼児に関するものが多く、それが子どもに対する興味を引き起こす動機付けになっている可能性もある。これらの要因が相まって、母性（育児性）の高さに影響が及んだと考えられる。

また、今回の調査結果では、各学科において、母性（育児性）については、男子の方が女子よりも、高く評定していた。これは、母性（育児性）は、母親・女性特有のものとする俗説を覆すものである。母性（育児性）についても、女性性・男性性と同様、必ずしも生物学的性に依拠するものでなく、心理・社会的なものとして捉えられるべきであることが明らかになったと考えてよいであろう。

特に、注目されるのは、幼児教育学科の男子に観察できる母性（育児性）の際だった高さである。彼らは、現在の社会通念では、未だに女性の領域とされる場に、一歩足を踏み込もうと志している男子であるが、そのことと彼らの性別役割との間に、何らかの因果関係があることを窺わせる。つまり、入学前からそなえていた母性（育児性）の高さが、彼らの進路を決めるポイントとなった可能性もあるし、また、幼児教育学科で学んだことによって、母性（育児性）が高められた可能性も考えられる。

次に、幼児教育学科内の比較検討についての考察を行う。

この調査を行った時点において、幼児教育学科の2年生は前半2週間の幼稚園実習を終えたばかりであった。したがって、育児・保育の実経験量は、2年生の方が1年生より多い。ところが、両者間において母性（育児性）の違いはなかった。この調査を、後半2週間の幼稚園実習、およびその後の2週間にわたる保育所実習後に行えば、なんらかの有意差がみられたかもしれない。今後、時期を変えて、さらに検討する必要がある。

最後に、学科および男女別にみた、青年期における性別役割の自己認知構造では、母性が一番高く認知評定されており、逆に父性の認知は低いことがわかる。母性の認知が他の

特性より高いという結果は、吉田（1995）と一致している。これは、青年期後期の男女においては、母性が他者から強く望まれていると感じており（山口，1989）、その他者期待の認知により、自己特性として、母性は父性に比べて認知されやすいという可能性がある。また、男女にかかわらず、同じ女性性の特性であるにもかかわらず、母性の方が女性性より高く認知されるのは、男女ともに母性（育児性）は女性性に比して、社会的に望ましい成人性との関連が強いためかもしれない（山口，1985）。

ところで、山口（1985）によれば、男子においては、父性も成人性との関連が強いとされている。このことを勘案すれば、男子においては、父性も母性と同様に高く認知されてもよいはずである。だが、本研究で明らかになったことは、男女ともに、父性は男性性より低く認知されているということであった。これは、さきに「問題と目的」の中でも触れたように、現代社会においては、父性の実態がつかみにくいという現象を反映している可能性がある。そのせいであろうか、そもそも父性に関する検討については、実証的な心理学的見地からの研究はほとんどないのが実状である。今回の研究を通じて、あらためて、その必要性が痛感された次第である。この問題に関しては、今後の課題として、さらに様々な角度から取り組みたいと考えている。

本稿を閉じるにあたり、最後にひとこと付言しておきたい。本学は、全国的に見ても数少ない共学の短期大学であり、そこでは、幼児教育・保育の現場に活躍の場を見いだそうと志す有意の男子学生が在籍している。今後、女性の社会進出は、いよいよその勢いを増すことは確実であり、それにともなって、家族内でも男性も育児にたずさわるが増え、また、幼児教育や保育の場に男性が進出する機会が増大することは必至である。このような社会情勢をかんがみれば、本学の教育は時宜にかなったものといえる。ところが、現状では、幼児教育・保育の現場は、事実上女性の占有する場であり、むしろ、それが自然の、あるべき姿であると、一般には未だに考えられているといいいい。だが、はたしてそうなのか。男性性・女性性のみならず父性・母性が、実は、生物学的性差の固定化に由来する裏付けを欠いた一種の神話にすぎないことが明らかにされていることは既に述べたとおりである。さらに、その同じ視点に立って、今度はこの社会通念も実証的な見地からの検証の対象となってしかるべきであろう。本研究はそのささやかな試みの一つであるが、これにとどまらず今後はさらに詳細にさまざまな角度からこの問題を検証する計画である。その検証結果は、今後のあるべき家族像・社会像を考察する上でも、また本学における幼児教育・保育のあるべき姿を考えるにあたっても、いささかなりとも貴重な示唆を提供するはずである。

謝 辞

論文作成のために、貴重な時間をさいて調査に協力してくださった先生方、および調査対象者の方々に深く感謝いたします。

参考文献

- 安溪真一・矢吹省二 1989 日本の父性の発見 有斐閣
- 青野篤子 1993 心理学概論書における母子関係の取扱い 心理学評論, 第36巻, 第2号, pp. 288-315.
- 青野篤子・赤澤淳子 1996 女性の敵は女性か? 日本グループ・ダイナミックス学会第44回大会発表論文集, pp. 138-139.
- Bem, S. L. 1974 The measurement of psychological androgyny. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, Vol. 42, No. 2, pp. 152-162.
- Bem, S. L. 1977 On the utility of alternative procedures for assessing psychological androgyny. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, Vol. 45, No. 2, pp. 196-205.
- Constantinople, A. 1973 Masculinity-Femininity: An exception to a famous dictum? *Psychological Bulletin*, Vol. 80, No. 5, pp. 389-407.
- 花沢成一・松浦純 1986 男女青年における対児感情と乳児接触経験との関係 日本教育心理学会第28回総会発表論文集, pp. 356-357.
- 伊藤裕子 1984 心理学における性差研究の動向とその社会的背景 女性学年報 第5巻 pp. 23-35.
- 柏木恵子(編著) 1993 父親の発達心理学 川島書店
- Mitscherlich, A. 1963 Auf dem Weg zur vaterlosen Gesellschaft. Piper (小宮山明(訳) 1972 A: ミチャーリッヒ 父親なき社会—社会心理学的思考 新泉社)
- 中西雪夫・牧野カツコ 1989 高校生の「親になることへの準備状態」と保育教育 日本家庭科教育学会, 32, pp. 55-59.
- 大日向雅美 1989 母性の研究 川島書店
- 大日向雅美 1995 子供と母性・父性・育児性 濱野一郎・網野武博(編) 子どもと家族 中央法規出版 pp. 61-79.
- 岡本祐子・松下美智子(編) 1994 女性のためのライフサイクル心理学 福村出版
- Spence, J. P., Helmreich, R., & Stapp, J. 1975 Ratings of self and peers on sex role attributes and their relation to self-esteem and conceptions of masculinity and femininity. *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol. 32, pp. 29-39.
- 脇田晴子(編) 1995 母性を問う(上)・(下) 人文書院
- 山口素子 1985 男性性・女性性の2側面についての検討 心理学研究 第56巻 第4号 pp. 215-221.
- 山口素子 1989 男性性・女性性の2側面についての検討Ⅱ 心理学研究 第59巻 第6号 pp. 350-356.
- 吉田圭吾 1995 治療者における母性と父性 心理臨床学研究 第12巻 第4号 pp. 308-321.

Gender role of college students in the department of infant education

Junko AKAZAWA and Fuo TERAGAWA

Key Words: gender-role, maternity/paternity, femininity/masculinity,
department of infant education

The purpose of this study is to examine the gender-role in college students, maternity and paternity, as well as femininity and masculinity. The whole number of the subjects were 234; 64 males and 170 females. They were asked to estimate the self-concept from the cognitive side. Concretely, the following hypotheses were verified: 1) The students in the department of infant education would show higher degree of maternity than those of the other department. 2) Even in the students of the same department, the seniors, who had experienced teaching practices in kindergartens, and therefore supposedly formed closer relationships to infants, would show higher degree of maternity than the juniors without such experience.

The results of the research are mainly as follows: 1) The students in the department of infant education had significantly higher scores on maternity traits than those of the other department. 2) Among the students of infant education, the males had significantly higher scores on maternity traits than the females. 3) No matter which department the subjects belonged to, the degree of recognition of maternity traits was higher than any other traits, regardless of sex.

短期大学生の AIDS に関する意識及び知識調査について

—— 専攻による意識の差異の検討 ——

矢 野 節 子
武 本 千 恵

I. はじめに

米国において、1981年に初めてのエイズ患者症例が報告され、わが国においても1985年に最初の患者が報告された。エイズは病原体の感染経路が限られており感染力が弱いことから、予防のための教育の重要性が早くから指摘されてきた。¹⁾

わが国のエイズ患者は、1991年には前年の2倍を越える238人²⁾となり、その後も増加し続け1996年10月末現在では2788名であり、その内の44.7%が異性間性的接触によるものであると報告されている。³⁾ このことは、エイズ患者・HIV感染者の年齢構成を見ると、図1に示されるように、わが国の場合20歳代の若者が47.5%をしめていることが確認できる。(図1)

一方、血液凝固因子製剤によるエイズ感染の経緯は大きな社会問題となっている。本学の一部学生も、学生祭のテーマにエイズを取り上げVD上映と簡単なアンケート調査を行い、本学の学生の意識調査を試みた。しかし、社会的に大きく報道されているにもかかわらずエイズへの感心は希薄であった。最近のエイズ感染者の若年化、また患者と感染者とが共に生きることへの人権の意識改革の育成をめざすため、今一度エイズに対する本学学生の確かな意識及び知識の実態把握の必要性を感じ調査を試みた。

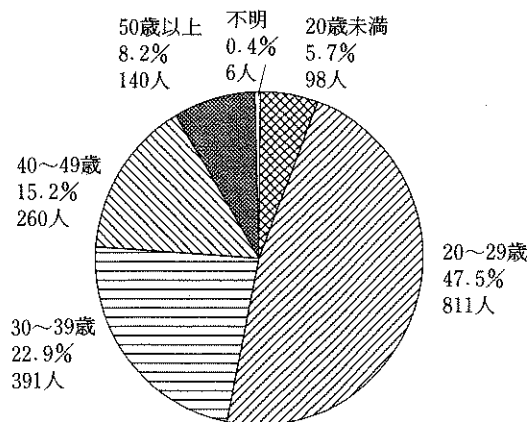
II. 調査及び検討

方 法

調査対象：本調査の対象は本学学生で、専攻は健康コース79名(28.4%)、情報コース37名(13.1%)、文化コース22名(7.9%)、栄養コース38名(13.7%)、幼児教育科102名(36.7%)の合計278名を対象とした。

調査方法：意識調査はエイズ教育・情報源・HIV感染、HIV感染者への対応など表1～3に示す項目、知識調査は表4に示すように、42項目からなる(正しいと思うものには△印を記

(図1) 日本のエイズ患者・感染者の年齢別構成



(資料) 厚生省エイズサーベイランス委員会報告1995年1月

入させる) アンケート調査表を作成し、1996年12月上旬に集団自記式法によって実施した。

検討方法：専攻の特性から、健康コース群とその他のコース群に分けて統計学的にカイ二乗検定を用いて比較検討をした。尚、表1～3の項目のその他には、わからない、不明などが含まれるので、統計処理は行わなかった。表2のQ6.については健康コースの1年生と2年生とで比較した。

Ⅲ. 結 果

1) エイズに対する意識調査について

① エイズ教育と情報源

エイズに関する教育や情報源についての調査結果は表1、2に示すとおりである。

Q1でエイズ教育を受けている学生は健康コースが約8%高くなっているのは、本学の健康コースの講義に部分的にその内容が含まれていた結果である。その表れがQ2とQ4のエイズに関する主な情報源が「学校の先生」からというのが最も高く、特に健康コースがその他のコースに比べ10%も高いことにもある。

しかし、Q3のエイズ教育を受けての印象について、健康コースの受け止め方が、前よりエイズが恐ろしくなったとする者が約34%と最も高率であることは、指導の視点を「家族計画」「妊娠・出産」といった分野においた中で取り扱ったためかと反省させられる。

エイズに関して現在最も関心のあることでは「治療法」「正確な情報」であるが、その他のコースの学生はQ1との関連も考えられてか「感染しないかどうか」に約20%の関心が認められた。これは正しい知識が十分でないこととも考えられる。

次にQ6ではエイズに関する相談や検査をどこで行っているか知っているかを健康コースの1年生と2年生で比較したところ「保健所」という回答が明確にできた者は1年生が72%いたのに2年生では56%にとどまった。1年生は学生祭のテーマに取り上げたため、エイズに対する知識がより高まっていたことがうかがえる。

表1. エイズ教育について

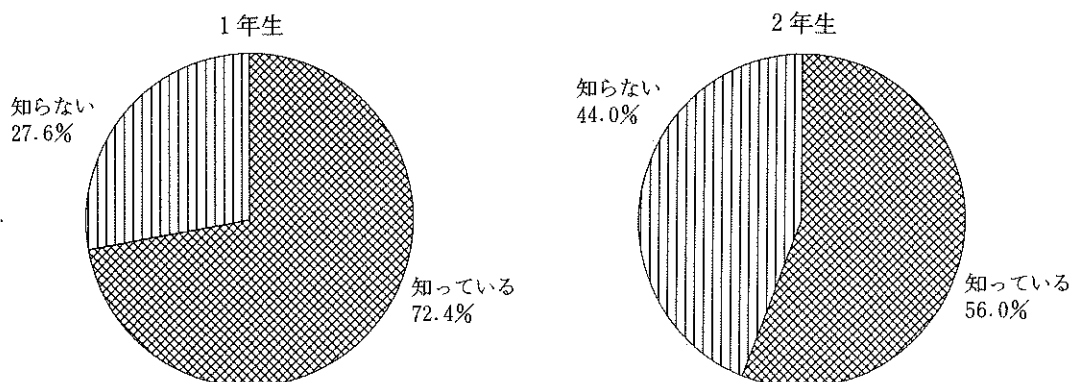
質 問 項 目 及 び 内 容	健康コース	その他のコース
Q1. エイズ教育を受けたことがありますか イ. 受けた ロ. 受けていない	72 (91.1) 2 (8.9)	166 (83.4) 33 (16.6)
Q2. エイズ教育を誰から受けましたか (複数回答含む) イ. 受持ちの先生 ロ. 保健の先生 ハ. 外部の専門の先生 ニ. その他	46 (43.4) 34 (32.0) 13 (12.3) 13 (12.3)	69 (32.2) 88 (41.1) 26 (12.2) 31 (14.5)
Q3. エイズ教育を受けての印象はどうでしたか イ. エイズがそれほど恐ろしくなくなった ロ. 前よりエイズが恐ろしくなった ハ. エイズに関して関心が高まった ニ. 性に関する知識が高まった ホ. 性の神秘さを感じた ヘ. 不潔な感じがした ト. その他	10 (15.4) 22 (33.8) 21 (32.3) 5 (7.7) 2 (3.1) 0 (0.0) 5 (7.7)	24 (15.4) 30 (19.2) 71 (45.5) 16 (10.3) 1 (0.6) 0 (0.0) 14 (9.0)

注1) 質問Q1でロ.と答えた人のみQ2、Q3回答

表2. エイズ情報源について

質問項目及び内容	健康コース	その他のコース
Q 4. エイズについての情報はどこから得ましたか (複数回答含む)		
イ. 友人・知人	4 (3.0)	26 (8.4)
ロ. マスコミ	53 (39.3)	132 (42.9)
ハ. 講演	6 (4.4)	19 (6.2)
ニ. 学校の先生	54 (40.0)	95 (30.8)
ホ. 何かからか忘れた	10 (7.4)	28 (9.1)
ヘ. その他	8 (5.9)	8 (2.6)
Q 5. エイズに関して最も関心のあることを選んでください (複数回答含む)		
イ. 感染しないかどうか	26 (13.2)	86 (18.9)
ロ. 治療法	42 (21.3)	93 (20.4)
ハ. 予防接種	7 (3.5)	23 (0.5)
ニ. 予防のための日常生活の注意	34 (17.3)	61 (13.4)
ホ. 感染者のプライバシー	21 (10.7)	36 (7.9)
ヘ. 正確な情報	39 (19.8)	93 (20.4)
ト. 研究の進み具合	27 (13.7)	57 (12.5)
チ. その他	1 (0.5)	7 (1.5)

Q 6. エイズに関する相談や検査はどこで行っていますか



② HIV感染・感染者への対応

HIVの感染や感染者に対する対応については表3に示すようにエイズに対するイメージはQ7のように両コースともに「とても恐ろしい」「何となく恐ろしい」と答えた者が70%で、エイズを恐ろしい病気と捉えていることが認められる。

次に将来的にみた時、自分自身がHIVに感染する可能性はQ8に示すように「絶対に、または、多分」感染しないと考えている学生は健康コースでは43%、その他のコースでは55%に達している。このことはHIV感染者の若年層の急増が国民的社会的問題となっていることの現状を認識していないゆえの安易さの心配が感じられる。

自分の血液検査の結果からHIV抗体陽性と言われた時の気持ちについてQ9に示すように約70%の者が「とても不安・死にたいくらい」と答えている。

表3. HIV感染、HIV感染者への対応

質問項目及び内容	健康コース	その他のコース
Q7. エイズに対するイメージ		
イ. とても恐ろしい	36 (45.6)	58 (29.3)
ロ. なんとなく恐ろしい	20 (25.3)	85 (42.9)
ハ. 注意で恐ろしくない	19 (24.1)	43 (21.7)
ニ. その他	4 (5.0)	12 (6.1)
Q8. あなたは将来、HIVに感染すると思いますか		
イ. 絶対にかからない	9 (11.5)	35 (17.8)
ロ. 多分かからない	25 (32.1)	75 (38.1)
ハ. 状況によりかかるかも知れない	39 (50.0)	67 (34.0)
ニ. やがてかかる	1 (1.3)	3 (1.5)
ホ. その他	4 (5.1)	17 (8.6)
Q9. もし、あなたがHIV抗体陽性と言われたときの気持ちを考えてみると		
イ. 何とも思わない	1 (1.3)	11 (5.6)
ロ. とても不安	40 (50.6)	109 (55.3)
ハ. 諦める	11 (13.9)	23 (11.7)
ニ. 死にたいくらい	18 (22.8)	41 (20.8)
ホ. その他	9 (11.4)	13 (6.6)
Q10. あなたがHIV抗体陽性のときに、知らせる人		
イ. 家族のみ	30 (38.0)	80 (40.6)
ロ. 親しい友人のみ	4 (5.0)	13 (6.5)
ハ. 家族と友人の両方	20 (25.3)	47 (23.9)
ニ. 誰にも知らせない	13 (16.5)	26 (13.2)
ホ. 誰に知られてもかまわない	10 (12.7)	21 (10.7)
ヘ. その他	2 (2.5)	10 (5.1)
Q11. あなたがHIV抗体陽性のときの態度		
イ. 今まで通り	34 (43.0)	104 (52.8)
ロ. なるべく他人に接しない	26 (32.9)	66 (33.5)
ハ. 他人に絶対に近寄らない	4 (5.1)	8 (4.1)
ニ. その他	15 (19.0)	19 (9.6)
Q12. 家族や友人に、HIV感染者がいるときの態度		
イ. 今まで通り	57 (72.2)	163 (82.8)
ロ. なるべく近寄らない	10 (12.6)	17 (8.6)
ハ. 絶対に近寄りたくない	1 (1.3)	4 (2.0)
ニ. その他	11 (13.9)	13 (6.6)
Q13. HIV感染者のプライバシーは守られるか		
イ. 守られると思う	31 (39.2)	99 (50.5)
ロ. 守られることは難しい	45 (57.0)	84 (42.9)
ハ. 守られず、必ず漏れる	2 (2.5)	11 (5.6)
ニ. その他	1 (1.3)	2 (1.0)
Q14. あなたは、エイズをどのように考えていますか (複数回答含む)		
イ. 個人の問題	17 (15.9)	28 (10.8)
ロ. 社会的問題	65 (60.7)	174 (66.9)
ハ. 自分自身の問題	23 (21.5)	46 (17.7)
ニ. その他	2 (1.9)	12 (4.6)

更にHIV抗体陽性の時に知らせる人ではQ10に示すように「家族・家族と友人」が両コース共に63%であるが、健康コースで16%の者が「誰にも知らせない」と答えているのは偏見や差別を恐れているのであろう。

これらを総じてエイズをどのように考えているのかはQ14に見られるように「社会的問題であり、自分自身の問題」として捉えていることがわかる。

全項目を通して感染や感染者に対する考え方は不安な意識が強いが、正しい認識が今一つ不十分とも受け止められる。

2) エイズに対する知識調査について

エイズの知識調査結果については表4に示す通りである。(実際には42問で調査を実施したが、紙面の都合でここには一部割愛した。) 平均正解率は健康コースは55.2%、その他のコースは49%であった。また全コースの平均値について両コース間でt検定を行ったところ両者の間に有意差が認められた ($t=2.49$, $df=277$, $p<.05$)。健康コースはその他のコースより平均値が高かった。このことは前記のエイズに対する意識の調査Q1, 2の項で述べた点と符合する。

情報として伝えられている専門的知識について本学学生の特に低かった10項目は、質問の頭に※を打った。

健康コースとその他のコースで著しく知識の有意差が認められた項目はQ3, Q4, Q7, Q9, Q16, Q17, Q30, Q31, Q36であった。学生祭でエイズをテーマにした健康コースの学生は、その資料で知識を得たのではないかと考えられる。

表4. エイズ知識の正解率の比較

質 問 項 目	健康コース N=79	その他のコース N=199	X ² 検定
Q1. AIDS(エイズ) は、Acquired Immunodeficiency Syndrome の略。日本語では後天性免疫不全症候群という。	66 (83.5)	149 (74.9)	n s
Q2. エイズはインフルエンザやはしかと同じ、ウイルス感染症である。	36 (45.6)	82 (41.2)	n s
Q3. HIV は Human Immunodeficiency Virus の略。ヒト免疫不全ウイルス、通称エイズウイルスのこと。	53 (67.1)	103 (51.8)	*
Q4. HIV の感染経路は①血液②性行為③母子感染の三つである。	70 (88.6)	150 (75.4)	*
※ Q5. エイズの進行を遅らせる治療薬として、日本で認可されているのは AZT と ddI である。	14 (17.7)	23 (11.6)	n s
Q7. HIV に感染してから発熱、体重減少、リンパ節腫脹などエイズ関連症候群の症状が出るまでは無症候性キャリアと言われる。	59 (74.7)	101 (50.8)	***
※ Q9. HIV は遺伝子として RNA をもつレトロウイルス。	14 (17.7)	16 (8.0)	*
Q12. 異性間性交渉が HIV に感染する主なルートである。	46 (58.2)	103 (51.8)	n s
※ Q13. 1994年末で世界の HIV 感染者は成人約1800万人、小児約150万人。成人のおよそ80%が性行為によって感染した人である。	25 (31.6)	51 (25.6)	n s
※ Q15. HIV は女性→男性より、男性→女性のほうが、感染しやすい。	13 (16.5)	46 (23.1)	n s
Q16. HIV は潜伏期間でも感染する。	49 (62.0)	88 (44.2)	**
Q17. HIV を多く含む体液は、血液、精液、膈分泌液。	65 (82.3)	137 (68.8)	*

※ Q21. HIV 感染者に日和見感染症や悪性腫瘍などがみられたとき、エイズが発症したという。	21 (26.6)	33 (16.6)	+
※ Q22. 日本の感染者のうち約半数は20歳代であり、日本人が感染した場合は、最近海外よりも、国内で感染したケースのほうが多く報告されている。	24 (30.4)	54 (27.1)	n s
Q24. HIV はインフルエンザやはしかのウイルスのように咳や痰の飛沫で感染することはない。しかし危険な性行為により全ての人が感染し得る。	49 (62.0)	108 (54.3)	n s
Q29. 仮に、トイレの便器にエイズの人の尿がかかっているのを知らずに腰掛けても、感染を恐れる必要はない。	51 (64.6)	116 (58.3)	n s
Q30. Safer sex とはコンドームを常に最初から最後まで装着して行う性行為。	48 (60.8)	85 (42.7)	**
Q31. コンドームは感染予防に100%有効とまではいえない。コンドームの不適切な使用は感染を予防できないからである。	67 (84.8)	144 (72.4)	*
※ Q32. 1986年以降、献血血液は日本赤十字社が HIV をチェックしているので、わが国では輸血から HIV が感染した報告はない。	15 (19.0)	31 (15.6)	n s
Q33. 健康な皮膚に HIV 抗体陽性血液が付着しても、HIV 感染は起こらない。	31 (39.2)	59 (29.6)	n s
Q34. HIV が感染のターゲットとするのは免疫をつかさどるヘルパー T 細胞で、この細胞の中で HIV は自分の RNA を DNA に逆転写させて細胞の核の遺伝子の中へ入り込み、やがて増殖する。	39 (49.4)	83 (41.7)	n s
※ Q35. AZT は、RNA から DNA に逆転写される過程を阻害してエイズへの進行を遅らせている。	19 (24.1)	41 (20.6)	n s
※ Q36. HIV は脳を侵し、判断力の低下や行動の異常などを呈するエイズ脳症（エイズ痴呆症）を起こすことがある。	32 (40.5)	47 (23.6)	**
Q37. HIV は非常に変異しやすく、ヒトの免疫機構がやっと抗体をつくったときにはもう変異してしまっていることなどのために、有効なエイズワクチンは当分できる見込みがない。	26 (32.9)	77 (38.7)	n s
※ Q38. HIV が体内に侵入してから、抗体がつくられるのに平均6～8週間かかる。	21 (26.6)	56 (28.1)	n s
Q40. 6か月前に感染の恐れのあるセックスを1回したことがある。心配で保健所で調べてもらったら陰性であった。この場合は、その人はまず HIV に感染していないといえる。	29 (36.7)	73 (36.7)	n s
Q41. アフリカやアメリカでは親をエイズで失ったエイズ孤児がふえ、社会的・経済的問題となっている。	40 (50.6)	115 (57.8)	n s
Q42. WHO、ILO は「HIV 感染者を雇用上差別してはならない」と勧告している。わが国でも東京商工会議所などが同様の勧告をしている。	38 (48.1)	93 (46.7)	n s
平 均 正 解 率	(55.2)	(49.0)	

*** ($p < .001$), ** ($p < .01$), * ($p < .05$), + ($p < .10$)

注) 平均正解率30%以下については頭に※

Ⅳ. 考 察

1990年代に入ってから文部省では「エイズの教師向け手引」の作成、厚生省の「エイズ予防のテレビスポット」を放送するなど国を挙げてエイズ予防対策の取り組みを初めた。

ことに1992年の後半より異性間の性的接触によるHIVの感染者の急増傾向が認められ

たことにより、感染予防教育、人権保護、差別防止教育への期待は益々拡大されてきている。

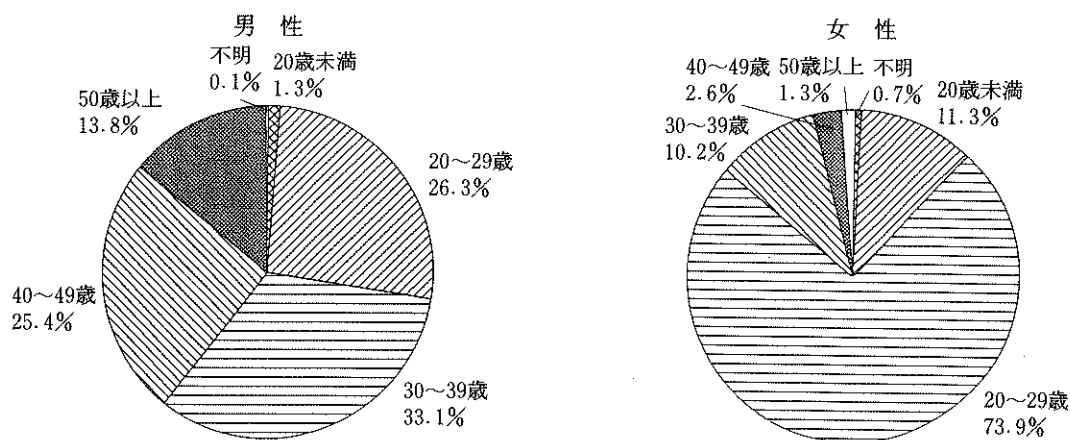
すでに小、中、高校においても発達段階に応じた指導がなされているはずであるが、学校間、教師間の指導格差があることは否めない状況であり、今回の本学学生についても、その他のコースの学生の約17%が「教育を受けたことがない」と答えていることにもその点が認められる。

わが国におけるエイズの感染者の約半数が20代の若者であり、さらに女性の感染者数が増加の一途を辿っていること（図2）を考え合わせると、本学においても全コースの学生を対象としてエイズ教育の位置づけを考えることは緊急不可欠のことと思われる。

また、エイズ感染予防、感染者との共生の重要性が強調されている現在、HIV感染者と「今まで通り接する」ことができるか否かは、差別・偏見をなくすために重要なことである。このことをエイズ意識のQ11、Q12で比較してみると、自分がHIV感染者の場合（Q11）より周囲の家族や友人が感染者の場合（Q12）の方が高い値を示しており、これは少しでも差別や偏見を持たないようにしようとする考えを示すものと考えられる。

一方、知識においては、Q5、9、13、15、21、22、32、35、36、38等で非常に低い正解率であった。原因として考えられることは、すべて正解を示しながら「あなたが正解と思うものに」をの表現を用いたため「そんなに正解が多くないのではないか？」といった憶測も働き、あいまいな知識の中で自信を持って答えられなかったこともあろうかと考えられる。そのことは、これだけ大きく社会問題とされているながらも、エイズの正しい知識はまだまだ不十分といえよう。

（図2）性・年齢別患者・感染者数の割合



厚生省エイズサーベイランス委員会報告

V. ま と め

本調査結果から推察してエイズの感染予防、エイズ感染者との共生という問題を進めていくには、マスコミからの情報だけでは限界があり学校教育の中で行われることが最も望ましいことであると考えられる。

現在は文部省、厚生省をはじめ様々なところからガイドブックやパンフレットが出版されているうえに、血液因子製剤による感染者の手記等も出されており、ビデオのみに頼ることなく教育、啓蒙の方法論も検討されなければならないと考えられる。⁴⁾⁻¹⁰⁾

確かなエイズ教育をすすめることは即ち人間教育そのものをすすめると言っても過言ではないと考えられる。

最後になりましたが、本研究をまとめるにあたり調査の実施については全学科コースの先生方の御協力をいただき、また統計処理については幼児教育学科の赤澤淳子講師の指導を頂きまとめることができました。ここに心より御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 池上千寿子：AIDSは恐くない「健康教室」，1993，7
- 2) 国立大学保健管理施設協議会エイズ特別委員会編：「エイズ」教職員のためのガイドブックⅡ，1996
- 3) 厚生省：週間保健衛生ニュース，1996，12
- 4) 武田敏：知識だけに終わらないエイズ教育「教育と医学」41（7），1993
- 5) 今中正美，道本千衣子：大学生のエイズに関する意識及び知識調査について（第1報），学校保健研究，37：53-59，1995
- 6) 今中正美，道本千衣子：女子大学生のエイズに関する意識及び知識調査について，学校保健研究，38，1996
- 7) 国立大学保健管理施設協議会エイズ特別委員会編：「エイズ」教職員のためのガイドブックⅠ，1993
- 8) 国立大学保健管理施設協議会エイズ特別委員会編：エイズハンドブック，1995
- 9) 私立学校教職員共済組合：みんなで読めるエイズの本，1993
- 10) 藤沢謙一郎：エイズ教育の反省とこれから「健康教育ビジュアル実践講座」，1996

東洋系シンビジウムの組織培養に関する研究

井 上 正 志

1 はじめに

日本や中国の野生ランの一つであるシュンラン属は鑑賞価値が高いため、古くから栽培し珍重がられてきた。しかし増殖率が低いため高価で一部の人々の間でしか観賞されていなかった。これを花きとして普及させるには組織及び器官によるクローン大量増殖の技術を開発する必要がある。

地生シンビジウムの栄養繁殖は、極めて研究が遅れており、これまでに Kano (1971)¹⁾ と上田 (1985)²⁾ が茎頂を培養して、種子の場合と同様にライゾームが形成されることを、いくつかの種で報告している。ライゾーム形成は着生種におけるプロトコーム状球体 (PLB) の形成に比べ、はるかに困難である。最近特に注目に値する研究として、長谷川 (1987)³⁾ の報告がある。長谷川は、野生のシュンランの新芽の腋芽から茎頂を摘出し、それを、Murashige・Skoog 培地、Linsmaier・Skoog 培地と Kyoto solution のシンビジウム用培地を独自で修正した培地の3種類に植え付け、それぞれの培地におけるライゾームの形成状況を調べている。

筆者は、さらにライゾームの形成率を高めるために、基本培地として、Murashige・Skoog 培地 (以下 MS 培地と略記)⁴⁾ を用い、この培地の各要素の割合を変更した培地を作成し、どの割合のときがライゾームの形成率が高いかについて検討した。

2 実験方法

(1) 材料とその調整及び殺菌方法

材料は、愛媛県今治市の山麓から3月～4月に採集した野生のシュンランと帝冠 (園芸品種のシュンラン) の新芽を用い、その新芽の外側の葉鞘を取り除き内部の腋芽を露出させ、それを塩化ベンザルコニウムの0.1%液に10分間、次に次亜塩素酸ナトリウムの1%液に10分間浸漬後、70%アルコールに数秒間浸漬し、滅菌水で3回洗浄した。

(2) 茎頂の摘出と植え付け

殺菌した新芽の腋芽から無菌下で、実体顕微鏡を使って、成長点を直径1mm～2mmの大きさに摘出し、直径3cm、長さ20cmの試験管内の液体培地 (25ml) に植え付けた。

(3) 培 地

基本培地として、MS 培地を用い、NAA, BA を添加した。ショ糖は3%とし、増殖用、苗化用の培地には寒天を0.9%添加した。PHは5.7～5.8に調整した。

ライゾームの形成率を高めるために、MS 培地の成分をマクロ要素 [$\text{NaH}_2\text{PO}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$, KNO_3 , $(\text{NH}_4)_2\text{SO}_4$, $\text{MgSO}_4 \cdot 7\text{H}_2\text{O}$], ミクロ要素 (CaCl_2 , Fe-EDTA, $\text{MnSO}_4 \cdot 4\text{H}_2\text{O}$, H_3BO_3 , $\text{ZnSO}_4 \cdot 7\text{H}_2\text{O}$, $\text{Na}_2\text{MoO}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$, $\text{CuSO}_4 \cdot 5\text{H}_2\text{O}$, $\text{CoCl}_2 \cdot 6\text{H}_2\text{O}$, KI) 及び有機微量元素 (ニコチン酸, チアミン HCl, ピリドキシン HCl, グリシン, ミオイノシトール) の3要素に分け、各要

素をそれぞれ1, $\frac{1}{2}$, $\frac{1}{4}$ 倍として検討した。なお CaCl_2 , Fe-EDTA については、本来マクロ要素であるがミクロ要素とともに扱った。添加するホルモンは、NAA を1 mg/ℓとし、BA を0.1 mg/ℓとした。

(4) 培養条件

培養は23℃の定温で、暗培養とし、2回転/分の回転培養とした。

3 培養結果と考察

茎頂植え付け3か月後のライゾームの形成率は表の通りであり、ミクロ要素を $\frac{1}{4}$ 倍とした区では高く、ミクロ要素1倍区では低かった。なおNo.16 ($\frac{1}{2}$, $\frac{1}{4}$, 1)とNo.25 ($\frac{1}{4}$, $\frac{1}{4}$, 1)の組み合わせが最高であることがわかった。

MS培地のマクロ、ミクロ、有機微量の各要素を変更した培地での培養結果
(形成率は3か月後に調査)

培地 No.	マクロ要素 の濃度	ミクロ要素 の濃度	有機微量要素 の濃度	ライゾーム の形成率 (%)
1	1	1	1	10
2	1	1	$\frac{1}{2}$	0
3	1	1	$\frac{1}{4}$	15
4	1	$\frac{1}{2}$	1	32
5	1	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	40
6	1	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	35
7	1	$\frac{1}{4}$	1	70
8	1	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	65
9	1	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	63
10	$\frac{1}{2}$	1	1	15
11	$\frac{1}{2}$	1	$\frac{1}{2}$	10
12	$\frac{1}{2}$	1	$\frac{1}{4}$	10
13	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	1	30
14	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	40
15	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	20
16	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	1	83
17	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	75
18	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	50
19	$\frac{1}{4}$	1	1	5
20	$\frac{1}{4}$	1	$\frac{1}{2}$	10
21	$\frac{1}{4}$	1	$\frac{1}{4}$	0
22	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	1	20
23	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	18
24	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	19
25	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	1	87
26	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$	75
27	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	70

この技術を安定させれば大量増殖が可能であることが確かめられた。しかし、さらに培地や培養条件について検討を行う必要がある。

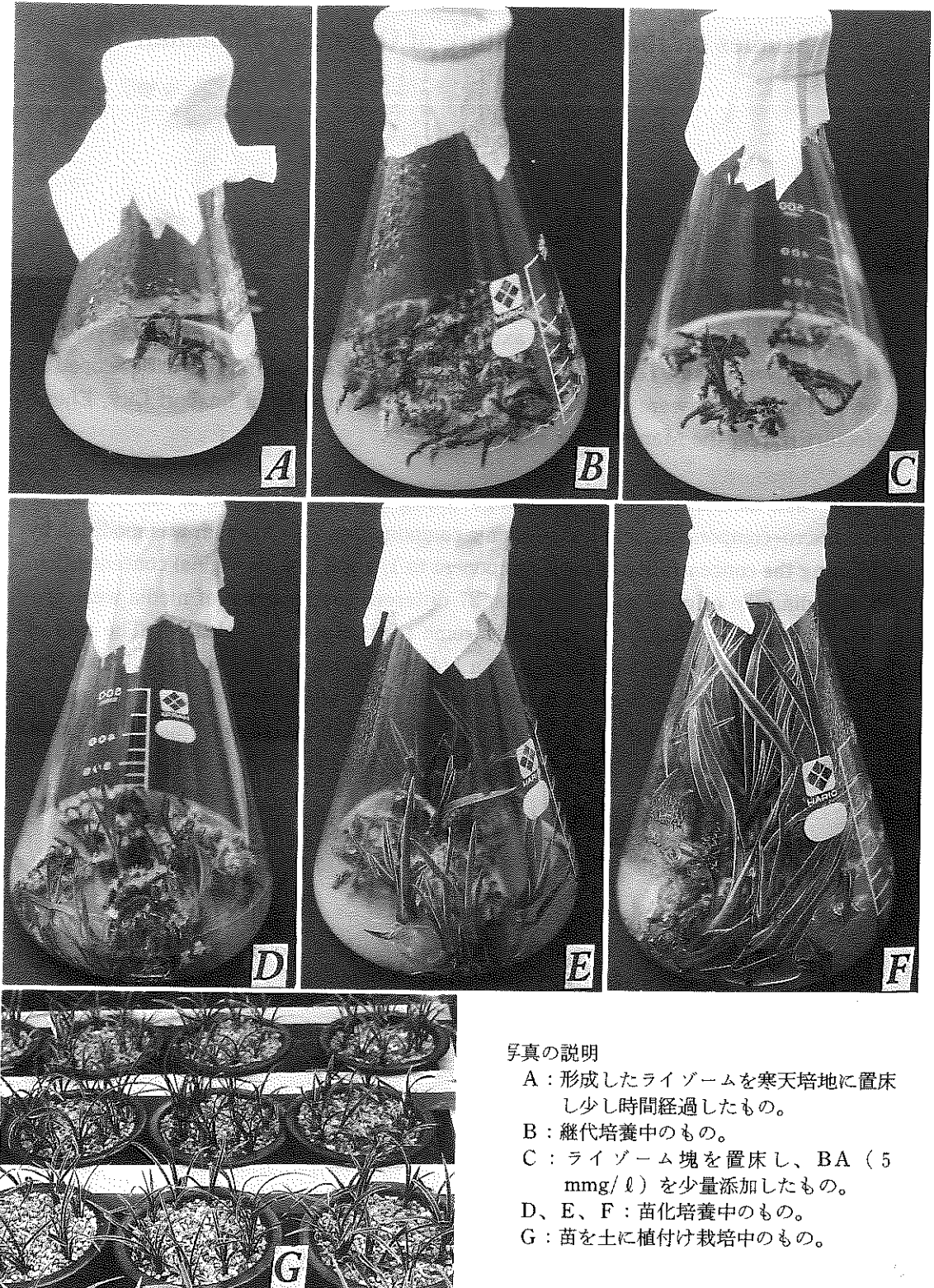
本研究で形成されたライゾームは同じ成分の寒天培地に移し継代している(写真A, B)。

〈ライゾームからの苗化〉

苗化には、Kyoto solution 培地⁵⁾を用い、PH を5.7~5.8に調整した。この培地に増殖したライゾームを置床し(写真C)、少量のBA (5 mmg/ℓ)を添加して、培養条件を23℃, 1500 lx の16時間照明とした。やがて根が伸長し苗化した(写真D, E, F)。苗は根を水苔で包み用土(硬質鹿沼土と焼赤玉土を7:3の割合で混合)を入れた鉢に植えて栽培している(写真G)。

引用参考文献

- 1 Kano, K. 1971. Seed germination of Oriental Cymbidium and their shoot tip culture. Pro. 6th World Orchid Conference. p. 133-142. Halsted press. Sydney.
- 2 上田 博. 1985. 東洋系シンビジウムの無菌培養. 加古 舜治編「増補 園芸植物の器官と組織の培養」. p. 296-313. 誠文堂新光社
- 3 長谷川 晴. 1987. 東洋系シンビジウムの繁殖に関する研究. 香川大学農学部紀要 第50号 p. 1-108.
- 4 Murashige, T., F. Skoog. 1962. A revised medium for rapid growth and bioassays with tobacco tissue cultures. Physiol. Plant. 15: 473-497.
- 5 Tsukamoto, Y., K. Kano, T. Katsuura. 1963. Instant media for orchid seed germination. Amer. Orchid Soc. Bull. 32: 354-355.
- 6 山本昌生・谷口研至. 1991. キエビネのクローン大量増殖. バイオホルティ 7, : 84-85.



写真の説明

- A : 形成したライゾームを寒天培地に置床し少し時間経過したもの。
 B : 継代培養中のもの。
 C : ライゾーム塊を置床し、BA (5 mmg/l) を少量添加したもの。
 D、E、F : 苗化培養中のもの。
 G : 苗を土に植付け栽培中のもの。

Studies on the tissue culture of Oriental *Cymbidium*

Masashi INOUE

Summary

A system of tissue culture of the axillary bud shoot apex of young sprouts of wild *Cymbidium goeringii* and *Teikan* (a garden strain of *Cymbidium goeringii*) was developed as follows. The sprouts were collected at the base of a mountain in Imabari City, Ehime Prefecture during the March-April season.

The basic medium used was Murashige-Skoog medium composed of macro-components, micro-components, and trace organic components. This medium was modified by decreasing the concentration of each component to 1/2 and 1/4 its original concentration, and including the original concentrations, 27 different combinations of media were prepared. Using these media, the rate of rhizome formation was evaluated. The rate of rhizome formation was high in media with a 1/4 ratio of micro elements. In contrast, the rate of rhizome formation was low in media with a micro elements ratio of 1. The rate of rhizome formation was highest in media with the respective ratios of macro elements, micro elements and organic trace elements of 1/2, 1/4, 1 and 1/4, 1/4, 1.

ラットの成長に及ぼす難消化性 ないし難吸収性糖類の大量投与の影響

武 田 秀 敏

緒 言

食用色素の一つである赤色 2 号 (Amaranth, 以下 Am と略) を 5% 添加した精製飼料でラットを飼育すると、激しい下痢を起こし成長は著しく抑制される。この飼料に野菜一般 (たとえばゴボウ) から調製した食物繊維 (脚注 1) を更に 5% 前後添加すると Am による成長抑制はほぼ完全に消失する⁽¹⁾。

著者らは、その後の研究から、食物繊維のこうした効果はどのようなタイプの成長抑制に対しても有効な訳ではなく、比較的水溶性が高くても難吸収性で、大量投与した場合に消化管腔内でその害作用を現わす物質に限定されると推定した⁽²⁾。

ところで、デンプンは化学修飾により一般に消化性が低下する。また、各種の異性化糖や糖アルコールも一般に難消化性で、かつ難吸収性である。つまり、Am と類似の性質を有している。そこで、食物繊維の効果が及ぶ物質の特徴を追試確認するための予備的研究として、各種糖アルコール、異性化糖及び修飾デンプンの摂取でラットの成長が抑制される飼料中添加レベルを検討した。

実験方法

使用した難消化性ないし難吸収性糖類

マルチトール (還元麦芽糖)、マンニトール (還元フルクトース)、カルボキシメチルスターチ (CMS)、還元デンプン分解物 (OSA)、リン酸架橋デンプン (P-Starch)、キシロース、キシリトール (還元キシロース)、乳糖 (ラクトース)、ラクチュロース (異性化ラクトース)、 β -サイクロデキストリン (β -CD) を用いた。その他、フルクトース、ガラクトースも用いた。これら糖類の詳細については脚注 2 で解説した。

飼料と動物の扱い

飼料は、25% カゼインをタンパク質源とするシヨ糖飼料⁽⁷⁾を基本にした。被験糖類の添加方法は、実験毎に本文中に示した。実験動物には、Sprague-Dawley 系の雄ラットを用いた。同ラットを網床の懸架式ステンレスケージに収容し、基本飼料で 4 日から 7 日間予備飼育した後、各被験飼料を水と共に自由に与えて成長を記録した。試験開始時のラットの平均体重とその幅は各図に示した。

〈脚注 1〉食物繊維とは、ヒトの消化酵素で消化されない植物細胞壁成分と見なされていたが、その後動・植物を含めた難消化性の食品成分と考えられるようになった。ただし、こうした成分でも一部は腸内細菌による分解を受け、生成する短鎖脂肪酸はエネルギー源として利用される。

〈脚注2〉使用した糖類の解説

マルチトール：(還元麦芽糖)：グルコースとソルビトールは、各単独で天然に存在しているが、両者から成る二糖類(すなわちマルチトール)の存在は認められていない。製法は、マルトース中1分子のグルコースをソルビトールに還元して得られる。マルチトールは、口腔内微生物による発酵を受けにくいので、虫歯予防に効果のある甘味料として利用されている。なお、甘味はショ糖の80%程度とされる。本品は、東和化成工業より恵与された(商品名;アマルティ)。

マンニトール(還元フルクトース)：六炭糖アルコール(フルクトースのケト基が還元された6価の糖アルコールに相当)で、海藻、果実、樹木、花など天然に広く分布している。砂糖の約70%の甘味を持ち、糖及び糖アルコール中最も吸湿性が少ないのでアメ類、チューインガムの粘着防止用の散粉として広く利用されている。一般には、砂糖を加水分解後還元してソルビトールとマルチトールを分離して精製される。また、化学的に非常に安定で、薬と反応することがないので顆粒剤のベース及び錠剤の賦形剤としても利用されている。本品は、製造元(商品名:マンニット、東和化成工業、東京)から恵与された。

還元デンプン分解物(OSA)：デンプン加水分解物を原料として作った糖アルコールで、その組成は単糖類から四糖類までの混合物であるが、組成により幾つかに分類される。還元末端のカルボキシル基がアルコールに還元されているのでアミノ基との反応が起こりにくく、製品の褐変防止に役立つ。甘味が砂糖の1/5ほどで、水分活性を上げずに甘さを押さえられる特徴も有している。また、保湿性があり結晶化しにくい性質を利用して主に和菓子、煮豆、佃煮等に利用されている。さらに、乳酸菌及び酵母による資化性が低いので保存性の向上にも寄与する。本品は、製造元{松谷化学工業、伊丹市(商品名;H-PDX)及び{東和化成工業、東京(商品名;POシリーズ)}から恵与された。本文中では、以下OSA(oligosugar-alcohol)と略す。

カルボキシメチルスターチ(CMS)：じゃがいもデンプンをカルボキシメチル化した水溶性の修飾デンプン(ナトリウム塩)であり、その優れた吸水速度と吸水能から錠剤の崩壊剤(膨潤剤)として製薬工業で広く利用されている他、食品添加物としても認可されている。本品(商品名:PRIMOGE, AVEBE社、Fox-hol Holland)は、松谷化学工業(伊丹市)より恵与された。本文中では、以下CMS(carboxymethyl-starch)と略す。

リン酸架橋デンプン(商品名;コルガード及びパーマフロー、日本コーンスターチ製)

キシロース(木糖)：自然界では、多糖類(キシラン)の構成糖として含まれており、実生活で単糖として摂取する機会はほとんどない。したがってその栄養的な利用は悪いと予想される。キシロースは、還元デンプン分解物やマンニトールとは逆に、アミノ酸との間で褐変反応が起こりやすく、例えばリジンとの褐変反応はグルコースの場合より16倍も速い⁽³⁾。褐変反応に伴う芳香の発生も著しく、褐変を必要とする加工食品(ちくわ、揚げかまぼこ、焼きかまぼこなど)や、香味の向上を目的に漬物(奈良漬、味噌漬)、珍味等に利用されている。天然の綿実、パカス、バナチップより製造される。本品は、製造元(東和化成工業、東京)より恵与された。

キシリトール(還元キシロース)：キシリトールは五炭糖のアルコールであるが、ペントースリン酸側路(非解糖系)の代謝中間産物の一つでもある。したがって、これを摂取した場合、一般カロリー源として利用される。ここでは、正常な代謝過程で生ずる糖アルコールを経口投与した場合の栄養の利用を調べる目的から用いた。ちなみに、キシリトールはインスリン分泌を誘導しないほか、強い抗ケトン作用があり、糖代謝異常時のカロリー源として利用される。例えば、麻酔、手術等のストレス状態でおこる過血糖、糖尿、ケトosisなどの糖代謝異常時の改善や、タンパク質、脂肪の異化が著しく亢進した状態にある糖尿病の臨床病態の改善などが報告されている⁽⁴⁾。本品は、製造元(東和化成工業、東京)より恵与された。

ラクトース：乳中に存在する二糖類で、離乳にともないこれを加水分解する酵素ラクターゼは徐々に減少するため、この糖の利用が悪くなる。一般には、脱脂乳やチーズホエーから分離される。

ラクチュロース(異性化ラクトース)：ラクトースをアルカリで異性化して得られるラクチュロースを賦形材(デキストリンなど)で粉末化したもので、本品{日研化学、東京(商品名;ウェルミーP)}はラクチュロースを40%含むとされる⁽⁵⁾。ビフィズス菌(腸内乳酸菌:*Bifidobacterium*)増殖促進物質として飲料、菓子類に利用されている。

ペーターサイクロデキストリン(β -CD)：微生物の生産する酵素(サイクロデキストリングルコシトランスフェラーゼ)によりデンプンから作られる。ペーターサイクロデキストリンは、グルコース7分子(α -CDは6分子、 γ -CDは8分子)が環状にグルコシド結合(α -1, 4-)したもので、その環内の疎水空

洞(約7~8オングストローム)内に種々の物質を取り込む性質があり、いわゆる包接化合物を形成して、様々な目的に利用されている。たとえば、医薬品(徐放剤)、化粧品(芳香物質の保持)、塗料・染料(揮発性物質の保持)、その他賦形剤として利用される。本品は、製造元{日本食品化工、東京、(商品名;セルデックス);及び塩水港精糖、東京(商品名;デキシパール)}から恵与された。本文では、以下 β -CD(β -cycrodextrine)と略す。

この他に、フルクトースとガラクトースも用いた。フルクトースはショ糖の、またガラクトースはラクトースの構成糖であり、いずれも日常的に摂取しているが、これら単糖類の利用は比較的低いとされる(18,19)。

結果と考察

実験1 マルチトール、マンニトール、OSA及びCMSの50%添加飼料に対する成長応答

まず、被験糖類の添加は対照飼料(25%カゼイン飼料)の等量と置き換える方法により行った。これにより、被験糖類を含む飼料のタンパク質レベルは半減するので、対照飼料は、等量のショ糖で希釈して糖質及び他の栄養素レベルを被験糖類飼料のそれに合わせた。

Fig. 1には糖アルコール飼料及びCMS飼料で飼育したラットの成長を示した。各群とも2匹の平均であるため、定性的な評価しかできないが、ラットの成長に及ぼす各糖質の特徴が現れていた。成長への影響が最も少なかったのはOSAで、同群の7日後の体重増加量は基本飼料群に対して43%ほどの減少であった。これに対し、マルチトール群では投与翌日から成長が遅れ始め、7日を経過しても体重は依然初体重のままであった。マンニトール群の体重変化も、マルチトール群とほぼ同様であった。対照群との間で体重の開きが大きかったのはCMS群で、

飼育終了時に同群は初体重を13gほど減らしていた。

OSAはオリゴ糖アルコールであるが、小腸の粘膜上皮に局在するオリゴ糖加水分解酵素により消化を受けると考えられ、これにより生ずるグルコースは有効に利用されるであろう。また、OSAはオリゴ糖ゆえ、これと等レベルの単糖や二糖類のアルコールに比べて腸内浸透圧の上昇効果は弱い。OSAの成長への影響がマルチトールやマンニトールよりも弱かったのは、このような理由と考えられる。

しかし、CMSの成長抑制が最も強かった理由については、原料デンプン以外の情

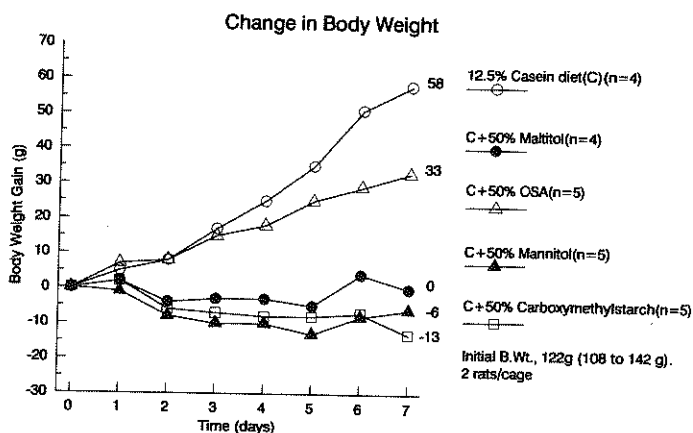


Figure 1. Change in Body Weight of Rats Fed with a Purified Diet Containing 50% of Chemically Modified Starche or Sugar-Alcohol.

Abbreviation of OSA refers Oligosugar-alcohol and that of P-starch the phosphylated starch.

報（分子量、アルコール基の置換度など）が公開されていないため不明な点が多い。CMS の場合、浸透圧効果よりもカルボキメチル基自体の毒性、ないし高分子固有の抱水作用等が障害の原因になっているのかもしれない。

以上の結果から、マンニトール、マルチトール及び CMS で成長抑制を誘導するには、これらの飼料中添加レベルは50%よりも低い方が望ましいと思われる。

実験2 50% OSA ないし50%リン酸架橋デンプン添加飼料に対する成長応答

まず、3種の還元デンプン加水分解物（OSA-80, OSA-60, OSA-25は実験1で用いたものと製造元が異なる）は、いずれも実験1同様、対照飼料と置き換えて50%添加したが、どの群の成長も対照群のそれより遅れることはなかった（Fig. 2）。つまり、これら糖類では成長抑制を誘導でき

ないことが明らかとなった。

ところで供給元の資料によれば、4糖類以上の糖アルコール含量は、OSA-80で約80%、OSA-60で約60%、OSA-25で約25%となっており、二糖アルコール（マルチトール）の含量は4糖類とは逆にOSA-25で約50%と最も多く、次いでOSA-60（約20%）、OSA-80（約10%）の順に低くなる。ちなみに、三糖アルコール（マルトトリイトール）の含量は10%から20%の範囲であり、また単糖アルコール（ソルビトール）は、いずれも数パーセントとなっている。これらを考慮して OSA 飼料群の間で成長を比較した場合、二糖アルコールの占める割合が大きい（浸透圧効果の大きい）ものほど成長が遅れる傾向を示した。

次に2種のリン酸架橋修飾デンプンを各々50%添加した飼料群は、対照群に対して40%強の成長抑制を受けた。リン酸架橋デンプンの形態が生デンプンであるのに加

え、架橋形成により消化性が一層低下した可能性がある。これら修飾デンプンは、ソース類、たれ類のレトルト加熱（120℃）や冷凍再加熱に対するレオロジー的な劣化を阻止する目的で開発されたものであるが、これはデンプン粒が崩壊しにくい（酵素分解を受けにくい）特徴を備えている。ラットに投与した場合でも下痢は観察されず、糞塊はデンプン粒をそのまま含むような白色を帯びていた。

飼料が非熱量素で希釈される（エネルギー密度が低下する）と、動物は摂取量を増やして必要エネルギー

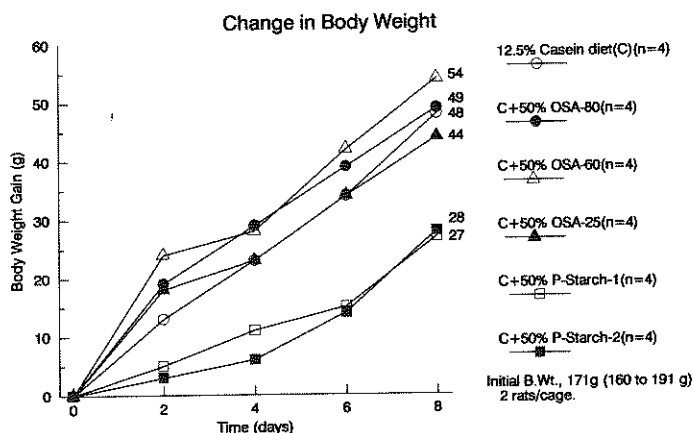


Figure 2. Change in Body Weight of Rats Fed with a Purified Diet Containing 50% of Chemically Modified Starches or Sugar-Alcohol. Sample of OSA used here was different from that used in experiment 1. Figures followed by OSA mean percent content of oligosugar-alcohols more than tetramer.

を確保しようとする^(8,9)。しかし、胃の容積に限界があるため、非熱量素による希釈はせいぜい30%までで、それ以上希釈すると必要エネルギーを確保できないため成長が遅れる⁽¹⁰⁾。50%リン酸架橋デンプン群の体重減少は、このように摂取エネルギー不足によるものと考えられる。

実験3 50%キシロース及び50%キシリトール添加飼料にたいする成長応答

Fig. 3 には、キシロースとキシリトールを実験1で述べた方法に準じて各々50%添加した両飼料及び対照飼料を与えた群の体重変化を示した。キシロース、キシリトールの両群とも体重は投与開始とともに低下し始めた。投与7日後、特にキシリトール群の体重減少量はキシロース群のそれよりも著しかった。

キシリトールは、動物の正常な糖質代謝において出現する中間代謝産物でもある。キシリトールの利用性について調べた研究によれば⁽¹¹⁾、まず摂取カロリーの10%をキシリトールで置き換えた場合に、ラットの成長(8週間)は同レベルのグルコース飼料群と変わらないこと。30%キシリトール飼料では下痢を誘発するが、2週目には消失すること。また、15%キシリトール飼料をラットに投与して3日後、尿中にはキシリトールが全く検出されないか無視する量しか検出されない。一方ヒトで、40gのキシリトールを紅茶と共に摂取してから60分後までの血中キシリトール濃度を測定した結果では、30分後に最大値に達し高いヒトでも16 mg/dl で、全く検出されないケースもあった⁽¹¹⁾。

以上の結果は、難吸収性でありながら比較的早期に許容され、吸収後は容易に細胞内に取り込まれることを示している。ちなみに、キシリトールの細胞内への取り込み

に際しては、インスリンに依存しないこと、また肝臓においてはグルコースに匹敵する速度でグリコーゲンに変換されることも明らかにされている⁽¹²⁾。

一方、こうした研究成果を踏まえて、本実験ではキシロース及びキシリトールの投与レベルを飼料中50%に設定した訳であるが、いずれの投与群でも激しい下痢と共に、著しい成長低下を示した。キシロースも、キシリトール同様に吸収利用が悪いことを示している。キシロースは単独で自然界に存在することはなく、キシランやヘミセルロースの構成糖として存在している。これら多糖類は食物繊維なので、通常体内に大量に流入することはない。そのため吸収利用や体内利用が遅いものと推測される。

いずれにしても、キシロース及びキシリトールの50%投与レベルでは成長が低下し、放置すると両群で死亡するラットも現れる可能性がある。それゆえ、食物繊維の添加効果を調べる場合には50%より低いレベルが望ましいと考えられる。

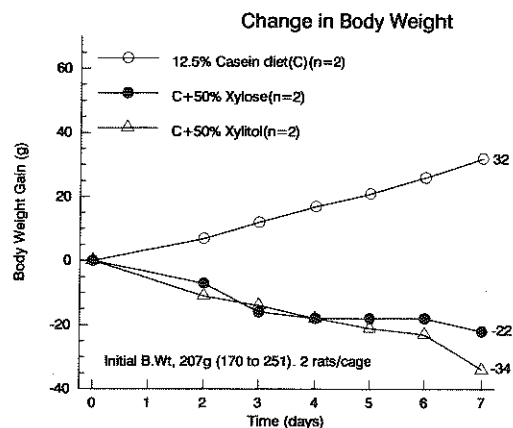


Figure 3. Change in Body Weight of Rats Fed with a Purified Diet Containing 50% Xylose or 50% Xylitol.

実験4 30%ラクトース及び30%ラクチュロース添加飼料に対する成長応答

離乳に伴いラクトース分解酵素が減少するため、ラクトースの大量投与で下痢を生じ、成長遅延、さらには飼料効率の低下を招くことは既によく知られている⁽¹³⁻¹⁵⁾。Wistar系のラットに35%ラクトース飼料を与えて17日間飼育した著者の実験（未発表）によれば、ラクトース対照群では約50%の成長抑制を受けた。

ラクチュロースは、ラクトースを出発物質として製造される異性化糖であり、利用が悪いことは当初から予想された。ちなみに、井上ら⁽¹⁶⁾は、放射性ラクチュロース（4-D-フラクトース-1-¹⁴C）をラットに経口投与した場合の放射能分布を調べている。それによると、24時間後の呼気への排泄は41.7%に達し、糞へは23.9%、尿へは72時間で4.2%となっている。また、静脈投与した場合には、24時間で94%が尿中に排泄されている。ラクチュロースは小腸粘膜酵素によっては殆ど分解されない⁽¹⁶⁾、呼気中で回収された¹⁴Cの起源は、腸内細菌による分解産物（酢酸、プロピオ

ン酸、酪酸など）の吸収利用によるものと思われる。また、静脈投与の結果からラクチュロースとしては体内で全く利用されないという⁽¹⁶⁾。

本実験では30%の投与レベルで比較したわけであるが、対照群に対してラクトース群で約50%の成長抑制を受けた。これに対し、ラクチュロース群ではやや強く、約60%の成長抑制であった（Fig. 4）。体重の推移及び成長抑制の程度から、食物繊維による回復効果を検討する場合、30%前後が望ましいと思われる。

実験5 20%β-サイクロデキストリン添加飼料に対する成長応答

Fig. 5には、製造元の異なるβ-CDを25%カゼイン飼料の全体と置き換えて20%添加し、6日間飼育したときの体重変化を示した。両β-CD投与群の飼育終了時の成長量は対照群のそれに対して66~76%の減少であった。体重の推移から明らかなように、20%の添加レベルでは成長の遅れが著しく、食物繊維の効果を検定する場合には添加レベルを下げる必要がある。

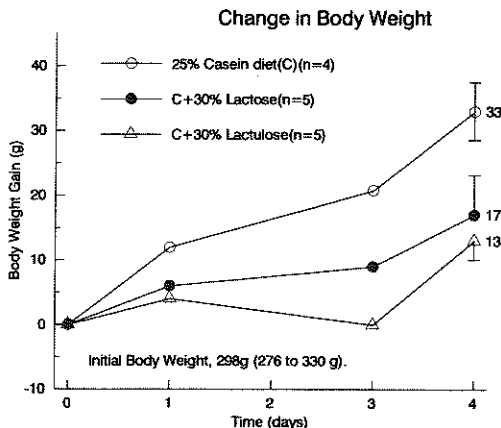


Figure 4. Change in Body Weight of Rats Fed with a Purified Diet Containing 50% Lactose or 50% Lactulose.

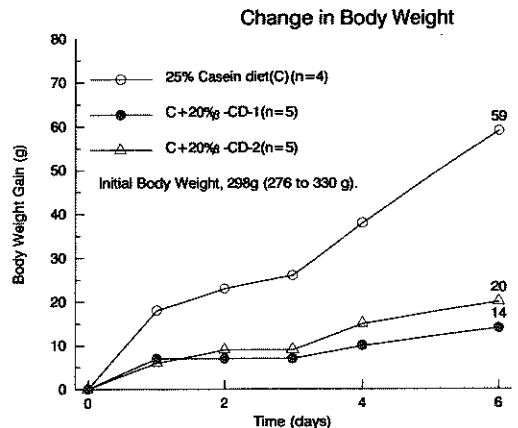


Figure 5. Change in Body Weight of Rats Fed with a Purified Diet Containing 20% beta-Cyclodextrines Differing in Manufacture.

Suzuki ら⁽¹⁷⁾ は β -CD がほとんど消化・吸収されないことを報告しているが、本実験の結果は、こうした結果と一致する。なお、製造元の違いで成長抑制に変動がみられたのは、その純度の違いによるものである。

実験 6 60%フルクトース飼料及び60%ガラクトース飼料に対する成長応答

25%カゼイン飼料（対照）のショ糖と置き換えてフルクトースあるいはガラクトースを各々60%含む飼料で飼育したときの体重変化を Fig. 6 に示した。ショ糖に比べ、60%フルクトース飼料はやや成長が低下するものの、順調な成長を示した。フルクトースの吸収は、グルコースの約1/2の吸収速度とみられているが⁽¹⁸⁾、糖の吸収速度は一般に腸粘膜細胞におけるリン酸化速度に依存し、フルクトースの吸収が遅いのは、リン酸化速度が遅いためと説明されている。本実験では、糖質源（64.8%）のほぼ全量（60%）をフルクトースで置換しても吸収不良に起因する浸透圧性の下痢症状も、また有意な成長遅延も観察されなかつ

た。したがって、フルクトースの吸収遅延は全動物レベルでは生理的に大きな影響がないようである。

一方、ガラクトース飼料群の成長は完全に止まってしまった。炭水化物源の異なる各飼料でラットの成長試験を行った有山⁽¹⁹⁾ の68年前の報告によれば、ガラクトース飼料による成長は、グルコースあるいはデンプン飼料群の約66%の体重増加を遂げている。同報告では、フルクトース群の成長量が約1.3 g/日であることから、当時、飼料中の他の栄養素組成が不完全であったことを示唆させる。しかし、そのような条件下でも、ガラクトースの利用がデンプンやグルコースより劣ることは十分知ることができる。この原因として、ガラクトースはラクトースの構成糖であるが、離乳にともなって摂取機会が少なくなるので、これをグルコースに変換する反応系の処理能力も弱くなるため、必要なエネルギーを満たすことができないと考えられている⁽²⁰⁾。実際、単糖として摂取した場合、そのまま尿中に排泄される量はグルコースに比べはるかに多いことも知られている⁽²¹⁾。

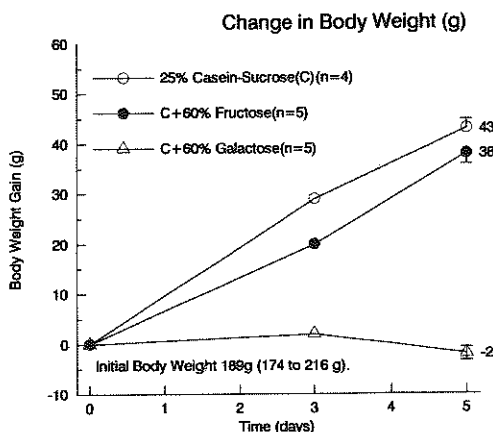


Figure 6. Change in Body Weight of Rats Fed with a Purified Diet Containing 60% of Fructose or Galactose.

要 旨

難消化性ないし難吸収性糖類は、腸内ビフィズス菌増殖因子として、あるいは虫歯予防の糖類として、あるいはまた製品の品質改良を目的として利用が増えている。ここでは、これら糖類の大量投与によりラットに成長抑制が現れる飼料中レベルを検討した。

その結果、リン酸架橋デンプンの50%添加飼料で飼育したラットは約50%の成長抑制を受けた。カルボキシメチルスターチ（50%添加）では著しい成長抑制が起こり、7日後の体重は開始時のそれより低下した。ガラクトース（60%）、マルチトール、マ

ソニトール, キシロース, キシリトール (各50%) 添加群も, 初体重より体重を減らした。β-サイクロデキストリンの20%添加群では無添加対照群に対して70%前後の, またラクトース及びラクチュロースの各30%添加群では約50%の成長抑制を受けた。一方, 還元デンプン分解物は, 製造元によっても変動したが, 50%の投与レベルでは成長抑制が現れないか, 現れても弱かった。

(20) 芦田 淳: 「栄養化学概論」, 養賢堂, 1975, p.70-76

(21) F. J. Carleton, S. Misler and H. R. Roberts: *J. Biol. Chem.*, 214, 427 (1955)

文 献

- (1) H. Takeda and S. Kiriya: *J. Nutr.*, 109, 388 (1979)
- (2) 武田秀敏, 桐山修八: 「改訂新版 食物繊維」 印南 敏・桐山修八編, 第一出版 (東京) 1995, P.195
- (3) 東和化成工業, 製品パンフレット (キシロース 東和, 1988)
- (4) 二宮春忠, 浅倉稔生: 五炭糖代謝 共立出版 (東京) 1969, P.20-58
- (5) 小田恒郎, 磯部信生, 塩津 晋: *New Food Industry Vol. 24*, 16 (1982)
- (6) H. Hara and S. Kiriya: *Biosci. Biotech. Biochem.*, 57, 2196 (1993)
- (7) 武田秀敏, 桐山修八: 今治明德短期大学研究紀要, 第19集, 61(1991)
- (8) G. R. Cowgill: *Am. J. Physiol.*, 85, 45 (1928)
- (9) E. F. Adolph: *Am. J. Physiol.*, 151, 110 (1947)
- (10) A. D. Peterson and B. R. Baumgardt: *J. Nutr.*, 101, 1057 (1971)
- (11) 二宮春忠, 浅倉稔生: 「五炭糖代謝」 共立出版 (東京), 1969 P.7-10
- (12) D. B. McCormick and O. Touster, *J. Biol. Chem.*, 229, 451 (1957)
- (13) J. E. Fischer: *Am. J. Physiol.*, 118, 49-53 (1957)
- (14) R. M. Tomarelli, R. Harts and F. W. Bernhart: *J. Nutr.*, 72, 221 (1960)
- (15) M. S. Mitchell: *Am. J. Physiol.*, 79, 542 (1926)
- (16) 井上陽一, 熊倉豊秋, 相川 清: 薬剤学, 33, 79(1973)
- (17) M. Suzuki and A. Sato: *J. Nutr. Sci. Vitaminol.*, 31, 209 (1985)
- (18) W. A. Darlington and G. H. Quastel: *Arch. Biochem. Biophys.*, 43, 194 (1953)
- (19) 有山 恒: 農化, 5, 682(1929)

Effect of Feeding Massive Doses of Low-Digestible or Low-Absorbable Sugars on the Growth of Rats

Hidetoshi TAKEDA

Summary

Recently, various kinds of sugar alcohols and oligosaccharides have been coming into use in food industries as a low calorie sweetener, an anti-tooth decay sugar, a growth promoting factor of *bifidbacterium* and a low-sweet humectant. Nutritional availability of these sugars is generally poor because of their low-digestibility. In this study, several kinds of low-digestible sugars were investigated to determine their dietary levels which cause decrease in the rate of body weight gain of rats. Feeding with a purified diet containing carboxymethylstarch(CMS) at a 50% level for 7 days resulted in severe diarrhea and 10% loss in initial body weight. Rats showed a similar growth response to diets containing galactose(60%), maltitol(50%), xylose(50%) and xylitol(50%) as that observed in the experiment of CMS diet. Moderate growth depression was caused by diets containing beta-cycrodextrine(20%), lactose(30%) and lactulose(30%), although diets containing different sugar alcohols of starch-hydrolysate at 50% each led to no or slight growth retardation.

介護教育における排泄介護の指導法に関する一考察

真 鍋 誠 子

1. はじめに

本学の専攻科は、社会福祉に貢献しうる立派な介護福祉士を養成し社会に送り出すことが目的である。その介護福祉士の主たる介護行為は身体上又は精神上的の障害があり日常生活に支障のあるものへの入浴、排泄、食事等である。その中の排泄行為には、あらゆる排泄が含まれ便・尿の他に呼吸による二酸化炭素と水分の排泄、皮膚からの発汗などがあるがその中でも便や尿の排泄行為の介護、特に「おむつ交換」は介護者と要介護者の身体的な密接度が高く、要介護者にとっては一番他人に見せたくない、助けてほしくない、そして不快を与えていると思っている介護である。

筆者はこの要介護者と介護者とが共に一番気に掛かり、精神的に苦痛を感じている排尿や排便の介護に視点をあて、如何にすればこの精神的負担を減らしたり取り除くことが出来るかを追求することにした。介護者が介護する場合、要介護者のその時その時の心理状態を察知しそのことを配慮した介護をすることは当然なことであるが現実には大変困難なことである。

排泄介護に関する文献のなかで、介護学生自身に排泄体験させたような文献は未だ見たことがない。そこで筆者は先ず介護学生（介護者）におむつをつけて排尿体験（排便を除く）をさせ、要介護者の気持ちに少しでも近づける工夫をした。その体験後施設で、要介護者のおむつ交換の実習を実施させた。そのあとで体験と実習についての意識調査を行なった。この結果をもとによりよい介護の方法を探ってみた。

2. 研究方法

(1) 調査対象

本学幼児教育学科専攻科第8期生19名（内男子5名）

(2) 調査期間

1996年5月～1996年12月

(3) 調査方法

① 紙おむつ排尿体験と意識調査

介護実習開始前の1996年5月29日に各自紙おむつを持ち帰り、5月30日に家で装着しそのまま講義（10：00～14：30）を受け学内で過ごす。条件として必ず1回以上はおむつの中に排尿すること。放課後帰宅してから（その間平均6～8時間）おむつ

を外し翌日意識を調査した。

② 介護実習終了時の排泄に関する意識調査

本学では9週間の施設介護実習を行なっている。全実習が終了した後、学内で意識を調査した。

回答は老人（ホームヘルパー実習での在宅老人、特別養護老人ホームの入所老人）と障害者（更生援護施設、療護施設）に分けて行なった。

3. 調査結果

(1) 紙おむつ排尿体験後の意識調査について

結果は表1の通りである。

（表1）紙おむつ排尿体験後の意識調査

1996・5・30

意識の高い順に記載してみると次のようになった。

- ・全員の意見として貴重な体験になった。要介護者の気持ちに少しでも近づけた。
- ・漏れはしないかと心配で、安心して排尿できなかった。
- ・今後二度と経験したくない。（将来病気になってもおむつだけはあてたくない）
- ・不安でぎりぎりまで我慢した。（頭では理解できてもおむつのなかに排尿できなかった）
- ・とても気持ちが悪かった。
- ・湿り気が気になった。
- ・臭いが気になった。
- ・想像していたより重かった。（階段を降りるときはずれそうだった）
- ・痒みがあり、皮膚がかぶれた。（30分～1時間がひどかった）
- ・縁がごわごわして不快であった。
- ・人としてのプライドを傷つけられた（精神的に屈辱的であった）
- ・冷たい感じがあった。
- ・排尿の後にはすぐには動けなかった。
- ・排尿後は椅子に座れず正座をしていた。
- ・おむつが気になって他のことに集中できない。
- ・排尿の終わりがわからなかった。
- ・おむつを外したあとも違和感があった。
- ・原因はわからないが汗がでてきた。
- ・大きめのおむつの方が安心できた。

表1より目立った点は、尿が漏れはしないかと不安で、ぎりぎりまで我慢したこと、想像以上に重さが気になったこと、ごわごわとする感触と臭いが気になったことであった。また全員が不快であり要介護者の気持ちが少しでもわかり良い体験になったと答えた。

(2) 介護実習終了時の排泄介護に関する意識調査について

結果は表2の通りである。

(表2) 介護実習終了時の排泄介護に関する意識調査

1996・12・10

項 目	障 害 者 施 設	老 人 (施 設・在 宅)
1. 今後、排泄介護について、もし不安があるとすればどのようなことですか。	・ベッド、シーツ、寝巻を汚染しないか(差し込み便器、尿器おむつ) ・痙攣のひどいかたの介護 ・プライバシーの保護 ・浣腸の後始末 ・摘便の実際 ・尿、便の正確な観察 ・言語障害の方の訴えがきちんと聞けるか ・必要以上の体位交換 ・要介護者の心理の把握 ・トイレへの移動、便尿器が間に合ったか ・排泄困難な方の対応 ・異性介護 ・四肢体幹機能障害の単独介護 ・障害者個々の状態に応じた介護	・おむつ交換時(①シーツ汚染②拘縮のひどい方③突発的な興奮④つなぎ着用で乱暴な行為⑤あて具合⑥何回も体位交換した) ・トイレ誘導(痴呆の方)その時間間隔 ・異性介護ができるか。 ・排泄物の観察ができるか。 ・便の処理方法がわかるか。
2. 実習で排泄介護はうまくいきましたか? 失敗した例と成功した例をあげてください。	〈成功〉 ・車椅子のままトイレ介助 ・摘便の介助 ・座位バランスの取れない方の介助 ・差し込み便器の介助ができた。 ・排尿のサインが理解でき間に合った。 ・独りで介助できた。 〈失敗〉 ・差し込み便器、トイレの位置が悪く痛かった。 ・おむつ交換時残尿で汚染 ・男性尿器を外すタイミング(終わったタイミングが解らない) ・布おむつと紙おむつの併用の方法	〈成功〉 ・拘縮のひどい人のおむつ交換ができた。3名 ・定時以外に気づきおむつ交換ができた。 ・ポータブルトイレへの介助ができた。 〈失敗〉 ・おむつ交換時、寝巻の背中のほう、シーツを汚した。5名 ・カバーからおむつがはみ出して濡れてしまった。8名 ・差し込み便器がうまく入らなかった。 ・立ったままのおむつ交換 ・時間がかかりすぎた。
3. あなたが実際行なった排泄介護ではどんな方法がありましたか(具体的に)。	・おむつをしていても尿器便器を使用しようとしている。8名 ・おむつ使用 5名 ・ビニール袋使用 ・浣腸坐薬の使用量、回数 7名 ・トイレの誘導 1名 ・ベビーおむつと尿取りパッドの組合せ	・おむつ交換 17名 ・ポータブルトイレ ・布おむつと尿取りパッド ・差し込み便器 2名
4. 一番印象に残った排泄方法	・男性でナイロン袋にベビーおむつにおむつを入れ装着 8名 ・排尿困難で膀胱圧迫 2名 ・ベッドパンへの固定 2名 ・トイレで手摺りを使用しての介助 ・ストーマ(人工膀胱) ・埋め込み式お座敷トイレ 3名 ・肥満のある方の排泄介護 ・車椅子のままでトイレ 5名 ・浣腸	・ストーマ(人工肛門) 2名 ・在宅で新聞紙を使った排便 ・トイレ誘導 ・差し込み便器 ・立ったままのおむつ交換 4名 ・尿器使用が少ない ・摘便、マッサージ、タッピング、下剤使用 ・ポータブルトイレ介助 ・紙おむつが少ないこと
5. 4. の介護はさせてもらえましたか。	した 14名 見学 1名 しない 3名	した 14名 途中まで 1名 しない 2名
7. 後始末はきちんとできましたか。	・浣腸の後始末はできなかったが他は全部できた(指導を受けても含む)	・全員できた(指導を受けても含む)

8. 実習の前に、学校でマスターしておきたかったことはどんなことですか。	・排便困難時の介護（排便、浣腸等） 9名 ・排便困難時の介護（心理） 1名	・観察の方法 ・おむつ交換（体位変換法、立位での交換、男性のあて方） 8名
9. 排泄の介護は同性介護と異性介護とどちらを、賛成しますか。もしあなたが要介護者の場合は。	・同性介護 19名	・同性介護 16名 ・どちらでも 3名
10. 学校で体験したおむつ着用は役に立ちましたか。（具体的に）	・役に立った（心理、重さ、しめり具合） 17名 ・あまりいなかったので解らない。	・役に立った 16名 ・解らない 2名 ・布おむつの体験がよい。
11. あなたは排泄介護に自信をもちましたか。	・もてた 3名 ・少し不安 6名 ・もてない 10名	・もてた 5名 ・何とかできる 2名 ・少し不安 5名 ・ない 7名
その他排泄介護で大切と思うこと ・自信を持って素早くすること。 ・プライバシーの保護（7名） ・おむつ使用は最後の手段に（残存機能の活用）する（3名） ・随時交換にする。 ・観察は正確にする。 ・思いやりをもつこと（14名） ・信頼関係をつくること。 ・おむつかぶれ（特に布）の予防と対処に気をつける。 ・技術を熟練し、清潔にする。		

表2から目立ったことは、障害者と老人の排泄方法が違う。障害者はその人の障害にあった排泄介護が出来ているかどうか重要になってくる。また介護方法については障害者自身が教えてくれる場合があり、原則的に同性介護を行なっている。老人ではおむつ装着者が多いが紙おむつは少なく殆どが布おむつである。定時以外に自分で排尿に気が付きおむつ交換した学生は、その成功が一番うれしかった。また、調査した殆どの学生が障害者・老人を問わずおむつ体験は役に立ったと答えた。

4. 考 察

(1) 学生たちの紙おむつ体験で、殆どの学生が紙おむつ（高分子ポリマー入り）でも尿が漏れはしないかと不安でぎりぎりまで排尿できなかったと苦痛を訴えた。このことについて漏れの原因が何にあるかを学生たちと色々話し合った。その結果、おむつの吸収許容率が少ないことや、大きさが体格に適しないこと、あて方が未熟であるということが考えられた。学生たちは要介護者の尿量によっておむつを1枚余分にあてたり、おむつカバーを体格に合わせたり、カバーからおむつがはみ出さないようカバーのギャザーで覆ったりいろいろ工夫し、これでもう漏れることはないと言掛けや、気配りをして安心させてあげようとする態度が見られるようになった。

実習中おむつカバーからおむつがはみ出して濡らしてしまった学生が8名いたが、直ちにその原因がわかり1回の失敗だけで終わった。また要介護者から拒否される事も無く介護は受け入れられた。その他漏れやすい例として、仰臥位でしか排尿できず背中まで濡らしてしまうことや、下肢が拘縮していて変形がひどいとおむつがきちんとあたらない場合などがある。そういうことについては不安を除去して安心できるようなインフォームドコンセントの取りかた等、具体例をあげて適切な指導法をしてい

きたい。

- (2) 学生たちは紙おむつによる排尿体験から湿り気や臭い、かぶれなどが気になるなど、きわめて不快感を味わった。施設では紙おむつより吸収率も密着度も悪い布おむつを使用しているので、直接便や尿が皮膚に接触するのであるからその不快感は想像をこえるものである。学生たちはこの体験から少しでも早く汚れたおむつを除けて、精神的、肉体的苦痛を取り除いてあげたいとの気持ちが強くなりおむつの排泄チェックを心掛けるようになった。また、コミュニケーション障害のある要介護者には表情や時間間隔・におい・微妙なしぐさで排泄したことを早く確かめ、おむつ交換するときには常に、便と尿の性状の観察と、排泄物による皮膚のかぶれや褥瘡の有無を観察し予防の必要性やその方法等を指導した。
- (3) 従来の未体験の学生であれば、おむつがずれている痴呆老人に対し、だらしなから引き上げようと対応していた。しかし排尿体験により排尿の重さを実感した学生は、先ず重さによっておむつがずれ、そのずれが歩行を困難にし、更にギャザーの部分が大腿内側にあたってごわごわして歩くほど痛いことがわかるようになったので、排尿の確認後おむつをはやく交換して軽くしたのち体にびったりフィットさせることが出来るようになった。これも排尿体験の効果であると考え、今後は、その排泄後ずれた時の違和感と弄便・おむついじりとの関連について探求し指導していきたい。
- (4) 学生たちは紙おむつによる排尿体験でプライドが傷つけられた（排尿時とおむつを外すときの惨めさ、装着中はおむつのことしか頭になく他のことには一切集中できなかったなど）。

要介護者は自分の意志に反してすべて他人に身を委ねているうえに、殆どの方が障害や老衰等でありおむつを交換するとき、現実を否定したい気持ち、惨めさは排尿体験では推し量れないが、少しでも要介護者に惨めさを感じさせないよう、プライバシーの保護や自然な言葉掛けや態度が見えるようになった。筆者はそのうえに介護者も要介護者も共におむつをすることは「高齢者の勲章」と考え、何も羞恥心をもつことなく堂々とおむつ交換をする、してもらう、というように意識を改革していくこともきわめて大切なことだと思う。

- (5) 障害者と老人では排泄方法にかなりの差がある。障害者はその障害の種類程度によって方法が全て違っている。老人はおむつが多い。しかしその心理的援助は同じであると考え、個々の排泄方法を十分理解して排泄介助を行なうとき、精神的にも肉体的にも気配りができるよう指導したい。
- (6) 特別養護老人ホームではおむつはずしを目標に努力されている。おむつによる人格崩壊された老人も多い反面、おむつはずしの成功により痴呆が回復した症例も報告されている。しかし、おむつはずしが不可能で余儀なくおむつを装着しなければならない要介護者の排泄介護をするとき、この排尿体験により少しでも精神的苦痛を受容でき、その苦痛を緩和することができた。

上で述べたように学生に紙おむつ排尿体験をさせたことにより学生のおむつ交換への考え方や行動に変化が見られた。このことは介護福祉士を養成する本学の指導に、大変有意義なものであることがわかった。

5. 謝 辞

本研究にあたってご協力いただいた皆様に感謝いたします。

6. 参 考 文 献

- 1) 老人看護+介護 Volume 2 Number 2 日総研
- 2) 痴呆性老人のふれあい介護マニュアル：医歯薬出版株式会社 江藤文夫監訳 1993
- 3) 介護福祉：社会福祉振興・試験センター 1991 秋季号
- 4) 介護を現場から考える 排泄編：筒井書房 ケアワーク研究会 1991
- 5) 系統看護学講座10 看護学総論：医学書院 湯槇ます編 1991

私の実感的教育論

寺 岡 政 晴

1 はじめに

県教育会結成30周年、まことにめでとうございます。30周年という節目の年に記念行事の一つである教育講演会にお招きいただき、ここ川之江市文化センターで皆様方にお話しする機会を得まして、本当にうれしく思います。(注：1996年7月26日講演)

ところで、「私の実感的教育論」などといささかペダンティックで耳慣れない言葉を演題にしましたので、少し説明の必要性を感じております。作家の曾野綾子さんの著書「絶望からの出発」の中に、こんな言葉があります。「聖書の中には、教育の基本姿勢を問う一つの恐ろしい言葉が記されている。『罪なき者よ、石もてこの女を打て』というキリストの言葉は、自らを罪なき者と思う者がもしいたら、出てきてこの女に石を投げろ、ということである。それははっきりと、皮肉なまでに、罪なき者などという存在は、この世にはありえないことを暗示するものである。教育も同じである。教育するだけで、自らを教育しなくてもいい人間などありえないのである。」私は昭和55年にこの本を読んで以来、教職員研修会や講演等で、この言葉を度々引用させてもらいました。この本のサブタイトルが実は「私の実感的教育論」であります。本日はこの言葉が無断借用させてもらいました。それにしても、上記引用文は我々教師が常に肝に銘じて忘れてはならない言葉ですね。

本日の講演は、40年間にわたる私の教員生活の実践活動から体得したもののうち幾つかについて話をさせていただくことにしております。なお、話の途中に日付や数字がやたらに出てきて随分お聞き苦しいと思います。これはレジメにも挙げておりますように、「データに基づく生徒指導」も本日の話の柱の一つでありますので、そういう観点からどうかご容赦いただけたらと存じます。

2 最近の生徒像について

教育の多様化ということが言われ出して随分久しくなります。本当に多様な生徒の出現に驚くことも度々ありますね。ただし、びっくりするあまり、「最近の生徒は駄目だ。なっとらん。」と一方的に批判するのは的外れです。今のような社会、今のような教育環境をつくり出したのは我々大人なのです。そういう意味では、現在のように目にあまる有害環境の中で大きくならざるをえない彼らは、ある意味では、時代の犠牲者なのです。よく世代間のギャップと言いますが、それはそれぞれが持つ価値観の違いなのです。ものの見方・考え方の相違に基づくものです。ただし、教育活動に携わる者にとっては、現在の生徒の実像をしっかりと把握しておく必要があります。ここ2・3年のうちに実施された高校生の意識調査の結果から4項目を選んで、最近の生徒像に迫ってみましょう。

(1) 平成5年12月1日発表の意識調査の項目中に、「両親との間柄がうまくいっている」

というのがあります。なんとイエスと答えた高校生が88%もいるのです。これは私の予測をはるかに超えた数値でした。一般に高校生ともなると親に対して批判的になると言われるのに、これを見る限り、現在の高校生は親と密着し、心理的一体感を持って生活していますね。親と仲がよいのは大変結構なことですが、日常生活を親任せにしているから、親と大変仲がよいのだろうと言うこともできます。高校生のころは、親から本当に自立すべき時です。親から自立しようとすれば、少々の摩擦があるのはむしろ当然のことなのです。そういう意味では、この88%という異常に高い数値は少し心配です。

(2) 平成8年6月5日発表の国際比較調査の項目中に、「高齢の親が健康を害したら、どうしても面倒を見たい」というのがあります。これによると、イエスと答えた日本の高校生は16%、米国の高校生は46%、中国の高校生は66%なんですね。私などはいくらなんでも16%はひどすぎると思います。近代化のひずみが随所に出てきている中国とはいえ、そこは元々儒教の国、66%は十分納得がいきます。そして日本が46%で、米国が16%なら私は理解できるのです。ですが今の若者は違います。私の講座を受講している今治明德短大生のうち、私の意見に同感する学生はわずかに20%で、残りの80%は「中国66%、米国46%、日本16%」を当然と受け止めています。そして、「この16%という数値をどう思うか」と質問したところ、「低すぎると思う」が60%、「当然と思う」が27%、「高すぎると思う」学生さえ13%いました。世代間のギャップを感じますね。

(3) 平成6年5月8日発表の調査項目中で、「先のことを考えず、今を楽しむ」生き方をする日本の高校生は半数を超えて51.7%に達しております。米国の高校生は日本の半分以下の22.3%、台湾の高校生に至っては、日本の高校生に比べて4分の1程度のわずか13.0%です。これに対して、「将来に備えて、今勉強しておくべきだ」と考える日本の高校生は47.3%、米国は65.2%、台湾は76.9%です。これでは「日本の高校生は現在享楽型である」と断定されても仕方ありませんね。私は英語の教師ですから、集合名詞を説明するときに必ず挙げてきた例文が、“The Japanese are a diligent people.”つまり「日本人は勤勉な国民である。」なのですが、もう今ではこの例文を挙げるのもいささかはばかられるような時代になってしまいました。

(4) 平成6年8月1日発表の調査項目中の「アダルトビデオを見た経験がある」に関して、高校生男子で77%、女子で24%には、昭和一桁生まれの私などは、本当に驚いてしまいました。ちなみに中学生男子で25%、女子で10%という結果が報告されておりました。これは総務庁調査ですが、同じ年度のベネッセ教育研究所調査の「避妊さえ完全ならば、高校生同士セックスしても構わない」と「愛し合っていても、高校生は結婚を前提としないセックスは絶対に避けるべきだ」の二者択一の設問では、「構わない」と答えた高校生は男女ともに77%に上っております。これより6年前の調査では、肯定派が男子62%、女子58%であったのを考えれば、意識の急激な変化を読み取ることができます。前述の本学学生は「アダルトビデオを見た経験のある男子高校生77%、女子24%」について、「当然と思う」が87%、「低すぎると思う」が13%でした。つまり両方合わせて100%、「高すぎると思う」などと考える学生はただの一人もおりませんでした。ここにも世代間ギャップを強く感じますね。若い世代の考え方・生き方に擦り寄る必要はありませんが、若者の考え方をしっかりとつかんでいなければ本当の教育はできません。

以上4つの意識調査の結果を総合すると、何やら最近の生徒像が漠然と浮かび上がって

くと思いますが、ここで一つだけ具体的な事例を紹介いたします。私が三島高校の校長をしていた1年目、平成3年3月23日にこういうことがありました。普通科1年生T君が英・数2科目単位不認定で原級留置となりました。3月25日までに再履修か方向転換か意思表示をするようにと伝えていたところ、23日22時ごろ直接校長の自宅へ電話をかけてきました。以下はT君の話の主な内容です。

- ・「卒業できなくてもいいから、2年へ上がらしてや。」(そういうわけにはいかんなあ)「不人情やなあ。僕が入学するのと一緒に、校長先生が土居高から三高へ替わってきたのでついてない。悪い予感がしていた。」

- ・「今まで三高は落第やかさしたことのないいい学校だったのに。」(そういうわけでもないだろう)「いや、そう聞いているけど。」

- ・「学校側は本気かもわからん。落とされるかもわからんと思って、3学期のテストだけは勉強した。」(で、3学期のテストはできたのか)「いや、した所からは出なかった。」

- ・「今まで家で勉強などしたことがなかったが、さすがに高校ではせんと分からんようになった。」

- ・勉強は好かんが、同じクラスに好きな女がいるんで、上げてや。」(こら、好きな女とは何事だ。せめて好きな女の子と言え)それでも素直に好きな女の子と言ひ直す。

- ・(落第はやめなさいということじゃなくって、もう一度再履修すればいいのだから、そうしたらよかるうが)と言うと、「いや、それは困る。好きな女の子が2年生で、僕が1年生じゃ僕のプライドが許さん。」

- ・30分ぐらいして(もういいだろう、30分もたったから)と言うと、「30分たったら、電話で話したらいいかんというようなきまりでもあるんな。」と言ひ返され、結局1時間電話に付き合う。その間論ずような話をすると、即座に「それは価値観の違い」と切り返してくる。頭の回転は実に速い。

この生徒は本当なら能力的に落第するような生徒じゃないんですね。ただ目的意識を全く持たず、現在享楽型のこのような生徒が確実に増えてきているのが心配です。

3 最近の生徒に特に欠けているもの(スペースの関係で省略)

【(1)あいさつ (2)言葉遣い (3)規範意識 (4)羞恥心 (5)耐性】

4 生徒指導 = 教育である。

「生徒指導イコール教育である」は体験から出てきた私の持論の一つです。しかし教育現場では、教科指導、進路指導、生徒指導という言葉が並列的に使われるものだから、生徒指導というのは教育活動の三領域の一つ、つまり三分の一の分野だけをカバーしていると短絡的に考える人がいるんですね。「私は生徒指導の経験がないので、……。」と言われる先生方が時折おられますが、それはただ単に「生徒課に所属して仕事をした経験がない。」ということにすぎないのですね。一日6時間の授業活動、これはすべて生徒指導でもあるわけです。広辞苑の第4版には「生徒指導とは、生徒が一個の人格として健全な成長を遂げることを援助するための指導。道徳性指導・職業指導・進路指導など。昭和33年から学習指導要領で使われ始めた用語。」とちゃんと定義してあります。余談ですが、第4版になって初めて広辞苑には“いじめ”の項が登場してきました。まさに時代を反映しており

ますね。

昨年の5月に、私は「私の生徒指導ランダムノート」という本を出しました。これは私の実践の記録を316ページにまとめたものですが、これを新居浜西高校の知り合いの先生方にも差し上げたところ、ある先生からこういうお礼状を頂きました。「貴重な生徒指導の本、有り難うございます。」ここまではいいのですが、その後がいきません。「本校の家政科（生活文化科）の生徒の指導に役立たせていただきます。」なるほど新居浜西高校の普通科の生徒は毎年200人に余って国公立大学へ合格します。一応学力的には優秀と言えるでしょう。しかしそうだからと言って、普通科の生徒には生徒指導は無関係だ、あるいは少なくとも生徒指導上の問題はあまりないと考えているとしたら、それは大きな間違いです。

平成2年5月17日に、松山東高校で県定通部会総会が行われました。会場南側ベランダには、両側にそれぞれ「会議中につき生徒の通行禁止」の立て札が置いてあったが、わずか10分間の遊放時間にそれを無視して通行する生徒が29人もいました。松山東高校といえ、愛媛県では一番偏差値の高い高校です。私も立派な学校であると思っていますが、だからと言って生徒指導は必要ないのだということにはならないのです。生徒指導は人間の在り方生き方にかかわる教育なのです。

教育の目標とは何でしょうか。様々な人が様々な観点から様々なことを言っておりますが、私は一言で言うならば“人づくり”の一語に尽きると 생각합니다。ではどういう人づくりを目指せばよいのでしょうか。私は次の三つであると考えます。順不同です。「①節度のある人間 ②他人の痛みの分かる人間 ③自分の頭でものを考える人間」こういう人間を育てるのが教育の目標であるし、生徒指導の目標もまたこうでなければなりません。「九九が言えても、砂場で友達と一緒に遊べない子供を育てるのでは教育とは言えない。それではただ単にロボットづくりをしているにすぎないのだ。」ということを考えれば、「生徒指導イコール教育である。」ということも理解しやすいのではないかと思います。

5 私の実感する生徒指導のポイント

(1) データに基づく生徒指導

「データに基づく生徒指導」も私の持論の一つであり、25年前から提唱し続けてきました。これを実践していくためには、専用のメモ帳が必要不可欠です。日常観察した事柄をメモし、データを集積していくことが大切です。なぜデータなのか。データには客観性があり、したがって説得力があると私は考えます。平成2年度から3年間私は三島高校に勤めましたが、その2年目卒業式の1か月ほど前に先生方に次のように依頼しました。「昨年度の卒業式では、卒業生の保護者の出席率は大変低く60.5%であった。本年度はもっと出席していただけるよう保護者に働きかけてほしい。」そうすると3年生担任のK先生がこう言いました。「校長先生、60.5%と言いますが、そんなものじゃないでしょうか。今は共働きの時代ですから。」私は即座に「それは違いますよ。」と申しました。「即座に」というのは、問題提起をするときには、私はたいてい事前にデータをそろえておきますので。「宇摩地方で伊予三島市だけが共働きが異常に多いのならともかく、川之江も土居もそう違いはないでしょう。昨年度川之江高校は85%、土居高校も、半数が三島・川之江から通っているのに、74.7%でしたよ。そうすればうちの60.5%はやっぱり少なすぎるでし

よう。」こう説明すると、K先生も納得。この先生の意見はやはり主観的判断の一つの典型例ではないかと私は思います。

データの集積で私が最も重視したのは、“定点観測”の手法であります。あらかじめポイントを定めておいて、そこがどのように変容していくのかを継続的に観察していくことにすぎませんが、これが実によく事態の推移と変容ぶりを的確に表してくれます。

・〈事例1〉 生徒が吐き出したガムのかみかす

これまで勤務したすべての学校で、私は生徒が吐き出したガムのかみかすを削り取ってきましたが、三島高校の3年間では、平成2年度1,642個、一日平均4.5個。平成3年度1,168個、一日平均3.2個。平成4年度402個、一日平均1.1個。たかがこんなデータでと思われるかもしれませんが、データは正直です。すべてのデータが同じ傾向を示すのです。乱れた学校が変容していくには、教師集団が一枚岩となって毎日の教育活動に取り組むことが第一条件。そして教師が変われば必ず生徒は変わります。学校の変容の過程は1年間では、データ上はほんの少ししか表れませんが、2年間たてば顕著に表れてきます。その他のデータも全く同じ傾向を示し、三島高校の3年間の見事な変容の跡をデータが示しています。卒業式当日、卒業生が下校後校内に落ちていたたばこの吸い殻、平成2年度5か所に13本、3年度4か所に5本、4年度0本。問題行動で指導した生徒数は、平成3年度は2年度に比べて半減、4年度は4分の1に激減。退学生徒数も平成3年度は2年度に比べて2人減っただけであったが、4年度はちょうど半分に減りました。

・〈事例2〉 たばこの吸い殻のポイ捨て

私が今治明徳短大に勤務するようになった平成5年4月からは、学生が学内でポイ捨てるたばこの吸い殻を拾って歩くことにしました。平成5年度2,147本、一日平均5.9本。6年度3,659本、一日平均10.0本。7年度2,120本、一日平均5.8本。平成8年度は年度途中なので、先月の6月分だけで比較すると、5年度326本、6年度412本、7年度346本、8年度147本となっております。このデータから、平成6年度は本学学生の質的低下を懸念しておりましたが、それ以降のデータの推移から一安心している次第です。

・〈事例3〉 受検生の机・椅子の整理整頓状況

高校入試第一日目、受検生が最後に退室するとき、自分の使用した机・椅子を整理整頓して帰れたかどうか私のチェックポイントの一つで、このデータによっても各中学校の状況がどうであるかがある程度把握できます。もう時効になっていると思うので申し上げますが、私がここ川之江市の川之江高校で教頭をしていた当時のデータを紹介します。昭和60年3月12日、机の中に椅子をきちんとしまわずに帰った川之江南中学校の受検生は190人中3人。これに対して川之江北中学校の受検生は221人中17人。翌年度は南中は170人中9人、北中は237人中50人でした。

たったこれだけのデータからも、当時は川之江南中学校よりも北中学校のほうが乱れていたということが分かります。こういうふうに“定点観測”のデータを積み上げていけば、間違いなく変容の実態をとらえることができます。我々教師は評論家であってはいけません。実践者でなければなりません。体を動かさなければ、データの集積はできないのです。

(2) “建て前”よりも“本音”で取り組もう。

社会生活を営む上で、時には建て前と本音の使い分けをせざるを得ないこともあるかも

しません。しかし教育の場では絶対に許されません。常に本音で取り組むべきです。そうして初めて本当の教育の成果が得られるのです。特に学校の改革を行うときには、本音で取り組まなければ協力は得られません。要するに、何事も隠さないことです。

・〈事例1〉 東京・町田市立忠生中学校事件

今から13年前の昭和58年2月15日に、東京・町田市立忠生中学校で教師が生徒をナイフで刺すという異常な事件が発生しました。ご記憶のことと思います。それほどまでに当時この学校は荒廃していたのです。この事件を契機に、学校・PTA・教育委員会が一体となって再建に取り組み、わずか2年間で十分な成果を上げ、昭和60年2月8日に研究大会を開いて成果の原因を発表しました。本音の取り組みがいかに大切であるかも盛り込まれております。【成果の原因】①教師が一枚岩になって、ちょっとした服装違反も見逃さず根気よく指導に当たり、また「あいさつ運動」にも力を入れた。②どんなささいなことも隠さずに報告し、PTAの協力を得た。③生徒数を減少した結果（当時1,435人、現在927人）、一人ひとりの生徒に手間をかけやすくなった。

・〈事例2〉 PTA 常任委員会での学校の現状報告

三島高校での1年目、学校の現状報告の席上生徒課長が問題行動の件数と人数を報告しました。その直後私が立ち上がって、「ただいまの生徒課長の説明が間違っているわけはありませんが、退学者の分が入っておりません。したがって、実際は今の説明よりこれだけ多いのです。」と補足説明しました。PTAの役員の中には「実際はもっと多いと言った校長は初めてだ。」と言った人もおりましたが、学校を本当に改革しようとするときは、特によくない面を包み隠さずさらけ出す姿勢が肝要です。

・〈事例3〉 入学式で国歌斉唱のやり直し

平成4年度の三島高校の入学式では、国歌斉唱の声がほとんど聞こえないのですね。そこで式辞の中で「ところで、先ほどの国歌斉唱ですが話になりません。500人に余る新入生がいるのに、声はほとんど聞こえません。口を全く開けていない人も多い。こんなことは初めてです。三島高校は元気のない生徒はいりません。もう一度歌い直してください。新入生諸君、起立。（国歌斉唱）少しよくなったが、まだここから右半分の諸君の声が出ていない。もう一度。（国歌斉唱）よろしい。やっと例年並みになりました。今日から三島高校は責任を持って皆さんを鍛えます。着席してください。」と二度国歌斉唱のやり直しをさせました。入学式は来賓並びに保護者も多数同席している厳粛な儀式ではありますが、そこは何よりも教育の場であります。セレモニーも大切ですが、機会を逸せずその場で教育をとというのが私の考えであります。

(3) 教師はやはり生徒の手本となって率先垂範しよう。

「教師である前に、一人前の人間であれ」ということです。指導者である教師自身ができないことを、生徒に指導できるはずがありません。例えば、あいさつ、名札の着用、ゴミ拾い、時間厳守、提出物の期限厳守、使っていない部屋の消灯等、こういうことがきちんとできない教師が、こういうことをきちんと生徒に指導できるはずはないのです。

ここで私が述べたいことを的確に表現してくれているのが、大阪府・狭山町立第三中学校長中尾 誠先生の次の言葉です。（「日本教育」1984年2月号）【「子供は親の言う通りにはしないけど、する通りにはする。」「生徒は先生の言う通りにはしないけど、する通りに

はする。」先生方と話していると、「教師と生徒とは別だ」と言います。教科の指導については、教える人と教えられる人の立場の違いは明確です。しかし、時間を守ることとか、きちんとした服装をする、整理整頓をするなどの生活上の態度、人格的道德的内容については、教える人と教えられる人との大きな違いはない、と考えます。時には子供から教えられることに、感動を覚える謙虚な姿勢がないと、きまりを身に付けさせるようなしつけは、できないのではないかと思います。】

反面教師の実例を一つだけ挙げます。こういう教師にだけはなってほしくないものです。本学の学生のレポート「教育実習先のある小学校の先生について」からです。「私の家に児童が遊びに来てくれました。次の日このことを話すと、『家に帰ってまで、子供たちに会いたくないね』と言われてびっくりしました。これはこの先生の考え方によるのかもしれませんが、家に帰ってまで子供たちが遊びに来てくれるって、すごくうれしいことだと私は思ったのですが。また『勤務時間でもないのに、なんで仕事しなきゃいけないのよ』とも言われたので、少々さみしい気がしました。私が教員になっても、こんな先生にはなりたくないなと思いました。」

今のような時代にあっても、やはり本物の教師の力は偉大です。昭和62年に新採教員で土居高校に赴任してきたH教諭から、私はそのことを教えられました。彼は高校・大学とラグビーをやっていましたが、土居高校にラグビー部はないので、私は彼をバスケットボール部の顧問にしました。その彼が当時常に一回戦ボーイであった土居高校のバスケットボール部を、わずか2年後の県総体東予地区予選でベスト4に入るまでに育て上げたのです。地元中学校のレギュラーはほとんど三島高校へ進学し、土居高校へ入学してきたのはわずかに二人だけ、残りは補欠と未経験者でスタートしました。入学当初は、ウォーミングアップにコートを10周するのですが、5、6周すると顧問のH教諭についていけないのです。見かねて、私は部員を集めて「バスケットボールの基本は走力だ。まず1学期終了までには、顧問の先生について行けるようになれ。」とアドバイスしたほどでした。顧問のH教諭が三島高校との練習試合を計画したところ、劣等感からそれを拒否して2年生部員が全員退部するようなこともありました。1年目の9月には、部員のうち5人が集団で問題行動を起こして停学指導を受け、その期間中ずっと部全体が練習を自粛して奉仕作業をしながら反省したこともありました。それでも10月には部員一人がまた問題行動で退学しました。そして翌年2月にもまた一人が。こんなチームが2年間で顧問のH教諭の情熱と人間性に打たれ、連帯感が生まれ部活動への取り組みが本物になりました。同時に2年目からは問題行動はなくなり、他の高校のチームから徐々に土居高チームのマナーを見習えと言われるようになりました。平成元年度の東予地区予選では、今治北高校を83対72で破り、次いで平均身長が10センチも高い川之江高校を75対63で破りました。準決勝戦では、優勝した三島高校を相手に前半の10点差を後半追い込み、終了数分前にはついに同点に迫いつきましたが、結局地力の差で63対66で敗れました。東予地区大会でベスト4に入り県大会に出場したからといって、部外者はだれも感心してくれません。しかし土居高校でこれだけのチームを作り上げるということは本当に大変なことなのです。これは松山商業高校や宇和島東高校の野球部が甲子園へ出場するよりも大変なことなのです。それほどこのことを素人の新採教員の情熱と愛情と本気が生徒のやる気を見事に引き出して成し遂げているのです。

(4) 生徒から学ぶ姿勢を大切にしよう。(スペースの関係で省略)

【①教育は息が長い。 ②褒めることの効用 ③名前を覚えることの効用 ④学級日誌は生徒理解の宝庫である。】

(5) ものの見方・考え方の指導

人間の行動を決定するのは、その人の持つものの見方・考え方なのです。問題行動等、表に出てくる現象面に目を奪われがちですが、ものの見方・考え方、つまり心の有り様が、具体的な形となって、行動面に出てくるものなのです。

一般的に言うと、指導方法には二とおりあります。一つは基本的生活習慣に関する事柄の場合です。この場合は、その時・その場できちんと、時には、厳しく指導するのが原則です。もう一つは願望に関する事柄の場合です。つまり、もっと勉強してほしいとか、こういう進路選択をしてほしいとか、こういう考え方・生き方をしてほしいなどと願う場合です。この場合は、その時・その場で厳しく叱ったりするのではなく、時機を考えタイムリーな時を選んでじっくり話し合う態度が肝要です。もちろん、叱らないといけない場合もあるでしょう。しかし、その場合でも「叱るときは怒るな。怒っているときは叱るな。」という心構えが大切です。

ものの見方・考え方の指導については、多様なものの見方・考え方、多様な価値等、幅広くものを見、考える習慣をつけさせることに私は重点を置いてきました。現在私は今治明德短大で「道德教育の研究」の講座を担当しておりますが、学生に週一回レポートを提出させております。この講座では、前半を講義、そして後半は学生のレポートを紹介して、ディベート形式で授業を進めております。随時私からも問題提起をしますが、一つだけ指導例を紹介します。アメリカのリーダーズ・ダイジェスト社が実施した“財布放置テスト”の結果を報じた新聞記事(11月2日'95)です。現金50ドルや身分証明書などを入れた財布を、米国の12の都市でそれぞれ10か所に置き、“拾い主”の反応を調査した結果が出ていました。この記事の概略を紹介して、私は学生たちに次のような質問をするわけです。まず「大都市と小都市とでは、どちらのほうが多く“落とし主”へ届けられたと思いますか。」という質問に対しては、全員の学生が「小都市」と答え正解です。次に「どのくらい届けられたと思うか、次の五つの選択肢の中から答えなさい。①ほとんど全部 ②3分の2ぐらい ③半分ぐらい ④3分の1ぐらい ⑤ほとんど届けられなかった」という質問に対しては、3分の2ぐらいの学生が④3分の1ぐらいと答えました。正解はどんぴしゃり②3分の2、つまり120件中80件が無事“落とし主”の所へ戻ってきたのです。最後に「拾った人がネコババせずに、届け出た理由は何でしょう。」と学生に考えさせるわけです。正直な拾い主の多くは「神様を信じているから」と宗教的な理由を挙げたそうです。

それにしても価値観が多様化してきた現在、高校生も実に多様なものの見方・考え方をするようになりました。極端な事例ですが、幾つか紹介してみましょう。

- ・〈事例1〉身分証明書の写真に、水着姿の写真をはりつけて提出した3年生女子がおりました。彼女とはTPOに応じた言動について話し合いました。
- ・〈事例2〉日本育英会の願書や履歴書を八つ折りにして提出した生徒もおります。それでも若干気になるのか、ヒップポケットから取り出したものを机の上で手でしわをのばし

てから提出しておりましたが。

・〈事例3〉家庭謹慎中の2年生男子の反省日誌に、こんなのがありました。「(9/26)まさか先生は来ないと思っていたのに、担任の守口先生が僕の家までやって来た。雨の中をご苦労なことである。つくづく先生にだけはなるまいと思った。(9/27)昨日守口先生が来たので、もう来ないと思ってのんびりしていたら、1年の時の担任がやって来た。僕がこれほどまでに学校側からマークされているとは思わなかった。(9/28)今日は部顧問の先生が家までやって来た。僕はぞっとした。」飲酒して指導を受けた生徒ですが、飲酒行為について反省を求める前に、担任や1年次の担任、そして部顧問の先生が連日励ましに来てくれる温かい心が分かる生徒になってもらうことが先ですね。それから望ましい職業観についても、考えさせる必要があります。

・〈事例4〉青少年健全育成に関する会へのPTA役員あての案内状の出欠返事に、欠席に丸をつけて、その上ご丁寧にこういうコメントを書き込んで、担任に提出した3年生男子生徒がいるんですね。「青少年がどうのこうのという会が一番嫌いなやっちゃきん、二度とお母を誘うな。誘ったって、わしがいかしゃへん。」

こういったものの見方・考え方をする生徒に対する指導が、生徒指導の分野で最も大切であると私は考えます。先ほども言ったように、この場合の指導はその時・その場で厳しく指導するのではなく、時機を考え、タイムリーな時を選んでじっくり話し合う姿勢が大切です。しかしそうすればすぐに分かってもらえるほど、簡単で単純なものではありませんね。いくら話し合っても、相手に分かってもらえない場合も多いのです。しかし在学中に分かってもらえなくても、卒業して社会人になれば分かってくれるだろう。卒業しても分からなければ、結婚して家庭を持てば分かるだろうというぐらいの心構えが必要なのです。一般に私たち教師はすぐに結果を求めたがる傾向が強すぎます。すぐに結果を求めるあまり、自分の指導観・教育観を一方的に押しつけ、生徒がそのとおりに行動してくれると、教育の成果が上がったと自己満足していないでしょうか。教育はもっともっと息の長いものなのです。ものの見方・考え方の指導には特に根気強さが必要です。

6 おわりに

現在私は教師生活41年目ですが、40年間にわたる教育活動を通して様々なことを学んできました。ここでは三つに絞って本日の講演のまとめとします。

(1) まず生活指導、そして学習指導の順番である。

一般的には、生活指導と学習指導は車の両輪のようなものとよく言われます。私もそのことを否定はしません。理想の形態としては、そうあるべきだと思います。大学を卒業して私が初めて和歌山県で教員になったのは昭和31年ですが、その1年前の昭和30年の高校進学率は51.5%でした。香川県の教員を経て愛媛県の教員になった昭和40年の高校進学率は70.7%でした。この時代までですね、生活指導と学習指導を同時進行でやれたのは。

今では「まず生活指導、そして学習指導」の順番です。特に乱れた学校を立て直す場合はこれが鉄則です。仮にこの順番を逆にして取り組んだとしたら、学習指導面でもまず成果は上がりません。基本的な生活習慣がきちんと確立できていない生徒に、いくら学習指導をしても成果の上がるはずがありません。私は愛媛県下では新居浜西高校、土居高校、

大島高校、川之江高校、土居高校、三島高校と勤務してきましたが、すべての学校で「まず生活指導、そして学習指導」の順番で教育活動に取り組み、そしてそれが正解であったことを実証できたと確信しております。

平成2年12月8日に、三島高校で旺文社の情報局長代田恭之氏をお迎えして進学講演会を開催しました。進学指導のエキスパートである先生が講演の最後にこう言われました。「進学校として成功している学校の三つの条件。①スポーツが盛んである。②生徒指導がきちんとできている。③予習・復習がきちんとできている。この三つに尽きる。全国の高校をこれまで数多く回ってきたが、進学校として成功している高校は、例外ないと言っていいくらい生活指導が実にしっかりしている。」先生のお話を聞きながら、「私と全く同意見だ。うれしいことを言ってくださったなあ。」と私自身は思いました。

(2) 生徒指導は優しく厳しく根気よく、そしてあくまで援助に徹する。

我々教師は「優しい先生」とか「厳しい先生」などとよく大別されがちですが、これは間違っています。同じ一人の教師がTPOに応じて優しさと厳しさの両面を兼ね備えて初めて本物であると思います。それから今の時代の教育には、特に根気強さが求められます。全体指導で一度注意すれば、全員がそれをきちんと守れるような時代ではありません。生徒指導の効果を上げるためには、言いつばなしや中途半端は絶対に駄目で、目標を達成するまで反復すること、繰り返すことの根気強さが必要です。ただし、どうでもいいことを反復しては、ばかにされるだけです。私の場合は、目標とするレベルに全体が到達するまで、根気強く反復する手法を取ってきました。例えば、三島高校に着任したとき、私は努力目標として【①家庭学習4時間 ②無遅刻・無欠席 ③ルールの厳守】の三つを掲げました。各学期の始業式と終業式、これだけで1年間で6回、これを3年間ですから18回、式辞の中でいろいろな角度から触れて、これを繰り返しました。1年目は途中で生徒が笑い出したり、先生方の中にも「またか」という表情をする人もおりました。しかし2年目からは笑わなくなりました。とにかく定着するまでは根気強く続けるというやり方が、私の教育活動の原点です。

平成6年5月10日に、在学中は指導に手を焼いた教え子から20年ぶりに突然手紙が舞い込んできました。医師国家試験に合格し、東京都済生会中央病院にて内科初期研修をすることになったという挨拶状だったのです。追伸として「およそ20年前になります。西高ではお世話になりました。当時は不良だった私も、一人前の社会人となるべく何とか頑張っております。」と書いてありました。この時以来、私は「生徒指導は優しく厳しく根気よく」の後に「そしてあくまで援助に徹する」を付け加えるようになりました。教育は目先の結果ばかりを追いかけてはいけないのだ、“自己教育力”をつけてやる土壌づくりが大切なのだということを彼女から学んだからです。

(3) 矩^{のり}によらざれば乱る。矩に縛られれば自在を失う。

これは松尾芭蕉の言葉でありますので、元来は芸道の心構えを説いたものだと思いますが、私はこれこそ生徒指導の、いや教育の要諦だと考えます。なるほど、校則などの中には見直さなければならぬものも当然ありますが、校則がまるで学校教育における諸悪の根源でもあるかのような最近のマスコミの風潮を見聞きするにつけ、この言葉は教育

現場に携わっている者にとってはまるで“福音”のように響きます。そして40年間にわたる現場体験から得た私の教育観・生徒指導観を裏打ちしてくれるものであります。

言うまでもないことですが、「矩」とは、在るべき規則、きまり、物差しの意味ですね。しかし、「矩」を確立せずに「自在」だけを求める安易な風潮があまりにも強すぎます。状況によっては、他律から自律を目指す教育方法だって当然あり得るのです。それはともかく、我々教師は「矩」と「自在」が本当の意味で、見事に調和のとれた教育を目指したいものです。

それにしても、最近の教育現場ではこの「自在」の意味を履き違えている人たちの事例が続きますね。浴衣を着て終業式に臨んだ京都の高校生やその新聞記事を読んで「先日、京都の高校で生徒が終業式に浴衣を着て来たのを、先生が式にふさわしくないととがめた」といいます。校則では特に服装の規定はないという。それならば浴衣でも構わないでしょう。」という意見を朝日新聞の“きょういく”欄に寄せた45歳の男性。それから高松市内の公立中学校で今春の入学式に茶髪でピアスとネックレスをつけて来た新入生を髪を黒く染めて式に出席させた学校側に対して、「人に迷惑をかけているわけでもないのに、なぜいけないんだ。」と主張し、教諭ら4人に暴行を加えた父親。そして極め付きはこの事件について学校側を痛烈に批判した社会評論家の赤塚行雄氏の次のような意見です。「私立学校なら校則に従わなければ来なくてもいいと言うこともできるかもしれない。が、公教育で服装や髪型が画一的であれというのは疑問視されるべきだ。茶髪の医者や弁護士がいても罰せられないのに、先生だけが権力を持っているのはおかしい。教師を殴った親の行為を認めるわけではないが、髪の色を染めたことに信念があれば、教師も殴り返せるはず。警察に逃げ込むような姿勢がだらしない。」こういう人たちには「矩によらざれば乱る。矩に縛られれば自在を失う。」という言葉をいま一度十分にかみしめてほしいと思います。ありがとうございました。

編集委員

稲 葉 峯 雄
井 上 正 志
向 井 久 幸
小 池 美知子

執筆者紹介 (執筆順)

市 川 ひろみ	幼児教育学科講師
星 島 一 夫	学 長
渡 部 英 機	生活科学科教授
森 四 郎	幼児教育学科助教授
野 口 学	幼児教育学科助教授
赤 澤 淳 子	幼児教育学科講師
寺 川 夫 央	幼児教育学科聴講生
矢 野 節 子	生活科学科講師
武 本 千 恵	生活科学科副手
井 上 正 志	生活科学科教授
武 田 秀 敏	生活科学科助教授
真 鍋 誠 子	幼児教育学科講師
寺 岡 政 晴	幼児教育学科教授

平成 9 年 3 月 26 日 印刷
平成 9 年 3 月 29 日 発行

編集発行者 今 治 明 徳 短 期 大 学
今 治 市 矢 田 甲 688

印 刷 所 原 印 刷 株 式 会 社
今 治 市 嘉 田 村

REPORTS OF RESEARCH

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

No. 21

CONTENTS

The Principles and Social Development of Conscientious Objectors in the German Democratic Republic	Hiromi ICHIKAWA.....	1
Livelihood Culture Kensei and Corporation —— Establishment of Independence ——	Kazuo HOSHIJIMA.....	13
Inspection of one seance.....	Hideki WATANABE.....	27
On what makes us ask for 'raison-de-vivre': a study based on Nishida's theory of 'topos'	Shirou MORI.....	35
Pupils' group labor at the National Elementary Schools in Ehime prefecture during The Pacific War	Manabu NOGUTI.....	49
Gender role of college students in the department of infant education.....	Junko AKAZAWA and Fuo TERAGAWA.....	63
Awareness and Knowledge of AIDS in the Junior College Students	Setsuko YANO and Chie TAKEMOTO.....	77
Studies on the tissue culture of Oriental Cymbidium	Masashi INOUE.....	85
Effect of Feeding Massive Doses of Low-Digestible or Low-Absorbable Sugars on the Growth of Rats	Hidetoshi TAKEDA.....	89
An Educational Method on the Elimination Articles of Physically Handicapped People	Seiko MANABE.....	99
My Opinion on Education Based on Actual Experiences.....	Masaharu TERAOKA.....	105

March 1997

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE